HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑法意識の実証的研究（２）　ーその位置づけと研究設計の試みー
Author(s)	宮沢, 節生; MIYAZAWA, Setsuo
Citation	北大法学論集, 24(4), 277-193
Issue Date	1974-03-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16162
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(4)_p277-193.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

刑法意識の実証的研究 (2)

—— その位置づけと研究設計の試み ——

宮 沢 節 生

はじめに
第1章　問題意識の端緒
　第1項　社会学的法学の構造
　第2項　機能主義刑法学の実際
　第3項　論点の整理
第2章　刑法意識研究の位置づけ
　第1節　社会的反応と刑法意識
　　第1項　社会的反応と逸脱の定義
　　第2項　犯罪の政治的性格（以上，第23巻第4号）
　　第3項　犯罪化行動研究と刑法意識研究
　　　I　犯罪化研究と行動研究
　　　〔1〕　第二次統制の原理的不完全性
　　　〔2〕　ミランダ・ルールの現実的履行—— 行動研究の1例——
　　　〔3〕　行動研究の原理的限界 ——行動論的政治学の限界に学ぶ
　　　——（以上，本号）
　第2節　順法・逸脱の要因と刑法意識
　第3節　刑事法的社会統制の機能と刑法意識
　第4節　総合的検討
第3章　研究設計の試みとその知見
おわりに

※ 引用・参照文献は，末尾に一括掲記してある。引用・参照は，場合に応じて，著者名・年度・頁の全部または一部を〔　〕内に示して行う。「　」内に示したものは原文のままの引用あるいはその翻訳であるが，それ以外のものは大意要約である。註は，本号では，1つの項・節を終えるに至らなかったので，引用・参照文献の前に，一括掲記した。

第3項　犯罪化行動研究と刑法意識研究

1. 逸脱行動の逸脱性は，その行動を認知した者によって下されるレッテルであって，記述的・メタ倫理的な相対性を免れず，その点において，刑事法的社会統制によって支持されている規範に対する逸脱としての犯罪も同様である。

2. しかし，犯罪の場合には，さらに，逸脱一般とは少くとも相対的に区別されるべき特殊な政治的性質があるために，犯罪を逸脱一般の中に還元してしまういわゆる社会学的定義は適切ではない。

3. 犯罪の有する特殊性は，それが，市民生活に対する政治的強制力の発動・介入に関するイニシァティヴが基本的にその強制力の担い手自身に与えられている特異な法的社会統制としての刑事法的社会統制という形で政治的に制度化された社会的反応によってレッテルを貼られた（刑事法的社会統制によってサンクションを賦課しコントロールすべきだと評価された）逸脱である，ということに認められる。

4. もしそうであるとするならば，いかなる行為をいかなる態様の刑事法的社会統制に服させるべきか，という争点に対する諸個人の社会的反応＝態度は，それ自体，刑法社会学における重要な研究対象と言うべきであろう。

このようにして，犯罪現象という場における重大な要素としての犯罪化 criminalization ——刑事法的社会統制の形成・執行・改廃——に関しての１つの基本的な枠組を整理する作業の中から，刑法社会学と（自ら経験科学的研究を展開するかぎりにおいての）社会学的刑法学における刑法意識研究への１つの視点が現われてきたわけである。

ところが，上記要約においては，なお，1.〜3.と4.の間に，大きな論理の飛躍がある。すなわち，1.〜3.から直ちに導きうるのは，犯罪化を（も）研究すべきだ，ということにすぎないのに，4.においては，犯罪化をめぐる諸個人の態度を（も）研究すべきだ，と主張されているのである。したがって，ここでは，まず，そのような飛躍の背後にある私自身の前提を明るみに出しておかねばなるまい。

それは，結論的に言えば，以下のように要約できよう。

1. 犯罪化の経験科学的研究においては，それを，制度のレヴェルにおいて(のみ)ではなく，行動のレヴェルにおいて（も）研究すべきである。

2. 犯罪化行動の研究においては，行動の規定要因として，行動主体の態度を(も)研究すべきである。

3. 犯罪化行動の研究においては，経験的分析の単位として，集団（のみ）ではなく，個人を（も）とるべきである。

これらのうち，2.に関しては，すでに，ある程度まで論じておいた[1]。そこで，ここでは，とくに，1.と3.とに関して，簡略に検討すべきである。もとより，犯罪化という社会現象の研究にかぎらず，制度のレヴェルに注目するか行動のレヴェルに注目するか，行動の規定要因としていわゆる社会・経済的要因を重視するか態度を重視するか，集団を分析単位とするか個人を分析単位とするか，といった事柄は，当該研究における当該研究者の具体的問題意識との関連において相対的にのみ決定されることである。しかも，いかなる問題意識を有すべきか，を命ずる絶対的な判断基準は，すでに明らかなように，まったく存在しえない。それゆえ，これらの前提を，あたかも普遍的・絶対的な要請であるかのように述べることは，言うまでもなく，非論理的である。ここでなすべきこと，なしうることは，これらの前提を採用することによっていかなる問題意識に資することができるか，換言すれば，これらの前提を採用したのはいかなる問題意識からか，を報告することにつきる。

それでは，私の問題意識とは何か。それは，ひとことで言うならば，犯罪化という側面における刑事法的社会統制の現実の機能を比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおいて解明したい，という欲求にほかならない。

私の究極的な学問的意図は，すでに述べたように[2]，当該の社会的・政治的コンテクストの中で同一次元の規範的判断を受けるという意味において等質的な領域を単位として抽出し，その最も中核的な要素として，その形態次第では刑事法的社会統制の対象ともなりうるような反応をも喚起する可能性を含んでいるある種の状況＝急性状況を設定し，その周囲に，急性状況に対して反応する行為者，急性状況の発生に関与し，あるいはその1部を形成していて，行為者により何らかの不利益をこうむる被害者，急性状況に対して反応した行為者とその反応を認知・評価・処遇するインフォーマル・フォーマルな社会統制の agent，行為者およびその反応と agent の反応とを認知・評価し，それらに対して反応する agent 以外の audience，など4種類を，犯罪現象という場の参加者として，しかも，それぞれの行動の態様がそれぞれ他の参加者およびその行動の態様と相互に作用しあっているものとして，配置し，さらに，それら急性状況と参加者との全体を，その時点における社会的・政治的な大きなコンテクストの中に位置づけて，犯罪現象の場を，刑事法的社会統制をめぐる1つの操作的に閉じられたシステムとして構成したうえで，当該の犯罪現象の場における各参加者とその行動の態様（各参加者とその行動という変数がとる値）の変動を説明し，その説明を理論に高め，さらに，所与の条件下における変動を予測することにある。その際

各参加者の行動は，すべて，彼らの，それ自体としてはひとしく正常な社会化のプロセスによって形成されていながら，それぞれに異った特性を有しているパーソナリティー構造が，彼らの直面した（そのように彼らが認知した）状況に対して示した，それぞれに異った反応，として把握されること，とくに行為者に関しては，社会化プロセスを研究することに，理論的にも実践的にも重要な意義があること，そして，とくにagentに関しては，agent各層のそれぞれの職能的な態様に応じて，各層内部の規範，その要因，それによる行動への作用，各層間の行動の食い違い，その要因，相互間のその影響，なども重要な研究対象であること，などが述べられていた。これらは，いずれも，犯罪現象に対する私なりのアプローチの基本的な視点を，ごく抽象的に示してみたものである。ここで，上述した私の問題意識が，かような究極的課題の遂行への，部分的かつ端緒的な第一歩を踏み出そうとするものであることは，容易に看てとれよう。すなわち，それは，さしあたり，急性状況に対して反応を示した行為者およびその反応を認知・評価・処遇するプロセスに焦点を絞ったうえで，まず，個々・具体的な急性状況・行為者・その反応などに対する個々・具体的な認知・評価・処遇，というレヴェルにおいて，経験科学的な観察と説明とを蓄積していこう，という意図にほかならない(3)。これが，犯罪化という側面における刑事法的社会統制の現実の機能を比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおいて解明したい，というステイトメントの，経験科学上の含意である(4)。それは，自らにとって未知の学問的領域に足を踏み入れようとする研究者がとるべき，ごく自然な態度である。

そこから，上述の問題意識に含まれる実践上の意図もまた，明らかであろう。それは，個々・具体的な急性状況・行為者・その反応などに対する個々・具体的な認知・評価・処遇，というレヴェルにおいても，自らの価値判断に合致した認知・評価・処遇が実現することに，実践的な価値を認め，それらの実現のために，政治的活動を展開し，あるいは，ありうべき認知・評価・処遇に対する正確な予測を行って，それらに備えた（それらを阻止・修正・促進するための）政治的な活動を展開していこう，という志向である(5)。そして，これもまた，法的社会統制をめぐる実践的関心のありかたの，ごく一般的な態様にすぎないであろう。

以上の諸点につき，川島〔1967，第1章〕は，上記前提のうちの少くとも1.2.に関して，きわめて要領のよい議論を展開している。川島は，「『法』と呼ばれている社会統制の現象を分析するにあたって，特に法意識に焦点をおくということの理論的および実践的意義」（傍点は川島）を論ずるのであるが，その論旨は，以下のように要約で

きる。

1. 法意識ということばの意味は，法に関係する意識(せまい意味での)だけではなく，法に関係する無意識的(意識下的)心理状態をも含む。ここで，法に関係する意識，というのは，せまい意味での関係に関係するものではなく，法律の現実の機能に関連をもつ社会行動の決定要因となるものを含む。このような意識には，種々のものが含まれるが，例示的には，知識やそれが関連させられている判断わく組み frame of reference としての法的認識，価値判断や価値判断のわく組みとしての法的価値および法的価値判断，感情上の態度としての法的感覚あるいは法的感情，をあげることができる。

2. 現実の社会統制の過程において法がどのように機能するかということは，法をめぐって，法的統制の客体たる人民や，法的統制の実行，とくに裁判をすることを政治権力によって委託されている人々が現実にどのように行動するかによって，明らかになる。

3. 人の行動を決定する諸々の要因の中で，行動決定にいちばん近接したところで起こる現象は，行動を動機づける意識である。

4. したがって，法の現実の機能を解明するために法をめぐる人々の現実の行動を研究する場合に，そのような行動が決定される過程に焦点をおき，そこでの決定要因の1つである法意識を追究することは，それらの諸行動にいちばん近接した次元で問題を観察し説明することに役立つのみならず，これを予見することにも役立つはずである。

5. もとより，人の意識だけが社会現象の究極の根元的な決定要因である，と言っているわけではない。ここで主張されているのは，法的意識は，法的社会統制を決定する行動にもっとも近接した社会現象であるから，これを明らかにすることは，法的社会統制そのものを明らかにするために，はじめになされるべき作業である，ということにすぎない。そして，たとえば，現実の法現象を終極的に決定しているのは社会の物質的諸条件としての生産力および生産関係である，としても，それらの遠い決定要因は，中間の諸要因において種々の屈折を余儀なくされる場合がありうるのであるから，それらが法現象に直接的に反射する，と主張したり，法的社会統制の現実のメカニズムが具体的にどのようなものであるかを明らかにすることは不要だ，と考えることは，法的社会統制に対して理論的あるいは実践的に関心をもつ者にとっては，第一次的作業をおろそかにすることになる。

ここで，川島のいわゆる法意識の概念は，その内容から判断して，態度の概念によ

って置き換えることが許されよう。すなわち，川島における法意識とは，法的社会統制という社会現象をめぐる人々の社会的行動に対する動機づけの要因としての社会的態度にほかならず[6]，それは，また，私がここで問題にしている刑法意識[7]をも包摂する概念にほかならない。かくして，川島の議論は，私の問題意識を先取りしていた。

しかし，川島が，「法的社会統制に対して実践的或いは理論的興味をもっていない……人々が，ここでの私の問題関心や焦点に興味をもたないのは当然」（傍点は川島）として，「現代の政治的経済的体制そのものの批判を社会に訴えることを目的として，それに必要なかぎりで問題を論ずる人々」を，法的社会統制に対して実践的・関心を欠く人々の例として挙げているかに思われるのは，適切ではない。なぜならば，法的社会統制に対して実践的・理論的関心を有するかどうかということと，法的社会統制に対してマクロスコーピック・マイクロスコーピックいずれのレヴェルでアプローチするかということとは，論理的に直結しているとは考えられないし，そのことは，法的社会統制に対する実践的・理論的関心の有無と，法的社会統制の現実の機能の決定要因としていわゆる政治的・経済的体制のみを直接的に持ち出すかどうか，ということとの関係についても，同様に言える。たとえば，法的社会統制の現実（その認識の真偽はさておき）に対してきわめて強度の実践的関心を有するがゆえにこそいわゆる政治的・経済的体制それ自身を批判することが重視される，ということは，むしろ当然の事態と言ってよく，そのことは私のように，法的社会統制を政治的に制度化された社会統制の一種として把え，犯罪現象の場の諸要素を当該時点における社会的・政治的な大きなコンテクストの中に位置づける，というアプローチをとる場合には，容易に理解することができる。そして，そのようなマイクロスコーピックなレヴェルにおいてしか法的社会統制に対する実践的・理論的関心を有しえない人々が存在するとしても，繰り返し述べているように，いかなる問題意識（価値判断）を有するべきかを要求する絶対的な根拠が存在しえない以上，われわれが，そのような人々を，ただそのことのゆえをもって非難することは，断じて許されない。

ともあれ，法意識それ自体を（も）研究することは，法的社会統制の現実のメカニズムが具体的にどのようなものであるかを，そのような現象にもっとも接近した次元で[8]，あるいは，比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおいて，解明したい，という問題意識を（も）有する場合にのみ，価値を認められるのだ，ということを，卒直に認めなければならない。しかも，問題意識それ自体の共有を要求することは，いわば，政治的説得の対象であって，本稿における関心の対象ではない[9]。それゆえ，次

になすべきこと，なしうることは，すでに述べたように，かような問題意識がなぜ上記の諸前提を要求するのか，を論証することに尽きる。

もとより，その論証は，その重要な部分においてそれら諸前提がかような問題意識を充足するうえでの事実上の有効性，にかかわるものであるから，論理的真偽のような決定的な根拠を挙げることは，もともと，不可能である。また，本章における課題は，すでに述べたように(10)，刑事法的社会統制にかかわるある社会的事実の存在を経験科学的に主張することでもなければ，刑事法的社会統制にかかわる政策の採用を提案することでもなく，刑事法的社会統制に対して経験科学的にアプローチする際の私なりの視点のいくつかを提示することにあるにすぎない。したがって，ここでは，前述した事実上の有効性に関していくつか例証するだけの，いわば一応の論証で満足しなければなるまい。

ところで，上記前提のうちでもっとも基本的なものは，犯罪化の経験科学的研究においては，それを，制度のレヴェルにおいて（のみ）ではなく，行動のレヴェルにおいて（も）研究すべきである，という1であろう。1.が承認されるならば，態度研究一般の意義をすでに検討した私が2.をも採用することは，当然のことであるし，3.は，言うならば，単に行動と態度に関する分析の単位をどのレヴェルで設定するか，というほどの問題であるにすぎない。それゆえ，以下においては，まず，犯罪化研究における行動研究の意義と方法論的な問題を，若干論じなければならない。そのあとで，経験的分析の単位としての個人の問題を，ごく簡略に検討しよう。したがって，A. T. Turk の研究に対して予定された批判的分析は(11)，本項の最後の部分において，行動研究個人研究・態度研究に関する議論を踏まえたうえで，それらを肉付けするものとして，改めて行うことになる。かくして，本項は，本稿全体の構成上，言わば，通奏低音が不釣合なほど強調された，特異な中間楽章ということになろうか。

1 犯罪化研究と行動研究

〔1〕 第二次統制の原理的不完全性

第二次統制の原理的不完全性法的社会統制の全体に共通する特性として，はじめに確認しておかねばならぬことは，政治的制度としての法的社会統制における規範それ自体は，結局のところ，他のすべての制度がそうであるように，感覚的な実体を備えた存在ではなく，抽象的なシンボルである言語の集合としてのち概念あるいは文として存在するにすぎない，ということである。私たちが認知しうるのは，シンボルおよびその集合が含意するメッセージにすぎない。しかも，そのメッセージの内容を一義

的かつ明瞭に認知することは，もともと，きわめて困難である。このことが，以下に述べるように，刑事法的社会統制の現実の機能を解明するうえで，それにかかわっている人々，なかんずく刑事法的社会統制の担い手の行動を研究すべき，（私の判断では）最終的な理由にほかならない。

ともあれ，法的社会統制を，そのように，シンボルとしての言語のレヴェルで捉えるならば，その第一次的機能は，政治的に制度化された制裁が政治的に制度化された担い手によって課される可能性を伝達することによって[12]，法的社会統制によって支持されている価値体系から判断して好ましからざる現象が発生することを抑止し，好ましい現象が発生することを促進する，という，コミュニケーション→規範的コミュニケーションの機能の問題として考えることができる。そして，規範的コミュニケーションによる社会統制機能を，コミュニケーションの受け手との関係において分類するならば，社会の一般構成員に対する機能と，法的社会統制の担い手に対する機能とに，二大別することができる。いわゆる第一次統制と第二次統制である[13]。すなわち，法的社会統制の規範的コミュニケーションのレヴェルにおける統制機能は，言わば，2重の目的を有するのであり，その第一次統制の機能は，第二次統制の機能の対象自身によって遂行されているわけである。

かくして，当面の議論の対象領域である犯罪化 criminalization は，刑事法的社会統制における第一次統制の側面に属すると同時に，それ自身を法的社会統制の機能の対象として眺めるならば，やはり第二次統制の対象でもあることになる。そして，第二次統制の対象でもある，ということは，いわゆる手続法との関係においてのみならず，いわゆる実体法との関係においても妥当する。なぜならば，それらはすべて，刑事法的社会統制の担い手に対して，いかなる（手続的・実体的な）要件が存在していれば，いかなるレッテルを付与しいかなる制裁を課することが（当該の法体制下において）正当化されるか（法的→政治的な正当性が与えられたことになるか[14]），を伝達しているものと，考えられるからである。それゆえにこそ，犯罪化の担い手，たとえば裁判官は，自らの下した判断に対する理由づけ[15]という作業において，規範的コミュニケーションがいかなる要件を要求しており（いかなる要件を要求しているものと解釈すべきであり），当該事案とそれに対する処理手続（自身の行動を含めて）の内容がいかにそれらを充足しているか（充足するような事実からなりたっているものと認定すべきであるか），を述べることによって，正当化を試みている（法的な正当性を承認させようとして説得を試みている）のである[16]。

そこで，もし，刑事法的社会統制の各段階における意思決定 decision-making が，意思決定の担い手の個人的信条や社会的・政治的圧力などによって左右されることがなく，規範的コミュニケーションによる第二次統制が完全に機能しているという理想的な状況が実現しているとするならば，すなわち，たとえば，意思決定の担い手に与えられる情報のうち，まず，言語による規範的コミュニケーションの内容が明晰であり（しかも，特定の意思決定に好都合なようにあえて論理的に妥当でない読みかたをしてそれで押し通す，というようなことをせず），さらに，当該事案とそれに関する処理手続の事実が正しく認識され（特定の意思決定に好都合なようにあえて事実を認定しておいてそれで押し通す，というようなことをせず[17]），かつ，不適切な規範認識・事実認識・意思決定（規範認識・事実認識が適切であっても，それらに基づく推論が妥当でなく，不適切な意思決定が導かれる，あるいは，あえてそのような意思決定を行なう，というような場合も含めて）に対する制裁が確実に執行されていて有効である（たとえば，政治的配慮から執行を回避する，というようなことをしない），という状況が実現している場合には，刑事法的社会統制の担い手による意思決定とそれに基づく行動としての犯罪化行動の実態＝犯罪化の側面における刑事法的社会統制の比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおける現実の機能は，担い手たちの現実の具体的な行動を実際に観察するまでもなく，言語による規範的コミュニケーションの内容を認知するだけで，容易に知ることができるはずである。実際，そのような状況が現実に存在するならば，そこにおいては，担い手たちの行動に関する経験科学的研究などという作業は言うにおよばず，担い手による正当化や，それに対する被疑者・被告人・受刑者などの抵抗も，当該事案に関する法的意思決定の帰趨という，マイクロスコーピックなレヴェルにおいては，ほとんど実践的意義を有しない。

しかし，そのような事態は，そもそも，存在しえないと思われる。すなわち，たとえ，実体的・手続的な事実が誤りなく認知され，しかも，第二次統制のレヴェルにおける制裁が確実かつ有効に機能しているとしても，法的社会統制の有する言語としての性質のゆえに，規範的コミュニケーションの内容に関する不明確性が原理的に不可避であり，それゆえ，第二次統制の機能が不十分にしか達成されないこともまた，原理的に不可避なのである。

そして，そのことは，Williams の先駆的な論文〔1945～1946，179～195，293～303〕[18]において，すでに指摘されていた。その論旨は，若干補足しつつ要約すれば，以下のように整理できる[19]。（以下の傍点は，宮沢）

1. 語義 meaning のあいまいさ obscurity には，2つの異ったタイプがある。それらのうち，複数の語義を有する多義的な ambiguous nr equivocal な語の問題は，一般にも知られているが，一義的な univocal 語ですら免れえない周縁的語義 fringe meaning の問題は，それほど意識されてはいない。(20)

2. 多義性は，奇妙なことに，基本的な語になればなるほど，著しくなる。たとえば，right という語は，半ダースほどの異った意味に使われており，われわれは，それを使っているうちに，いつのまにか，1つの意味から別の意味へとっていくことがある。そして，そのことは，*in rem* と *in personam*, ownership, estate, property, acceptance その他の重要な語においても，同様である。ただ，さいわいなことに，多義性は，意識的に注意深い用語法をすることによって，実用上十分な程度にまでは，解消することができる。その方法としては，文脈に照らして解釈したり，限定的な語を加えたり，明示的な定義を与えたりすることが，考えられる。したがって，そのような努力を払わない立法者は，彼の職責を十分に果しているとは評価できない。(21)

3. 明らかな複数の語義を有するとは言えないという意味で多義的とは考えられない語であっても，なお，あいまいさを避けることはできない。すなわち，言語と事実の間に1対1の対応関係がつけられないように，(22) 一見したところ一義的だと思われる語においても，その語義の中心的な部分においてはともかく，周縁的部分においては，原理的に，不明確性を避けることができない。周縁的語義に起因するこの不明確性は，多義性とは異って，言語にもともと備わっている生理的現象である。(23) そして，この不明確性は連続的は連続的に変化する性質を示す語，クラス名辞 class-names, 時間の指示 time-reference が不明確な語，などにおいて著しく，明示的な定義を与えたり，技術的な用語を採用しても，解消することはできない。ただ，この場合も，文脈に照らして解釈することによって，困難をある程度まで緩和することは可能である。

4. (24) 語のあいまいさに関しては上記の通りであるが，文章についても，やはり，同様の困難が発生しうる。すなわち，文脈に関する上記の議論から明らかなように，文章における語の組合せは，原則として，多義性や不明確性を減少させる方向に機能するのであるが，多義的な語や不明確な語を含む文章は，その多義性や不明確性が文脈によって緩和されない限りにおいて，やはり，あいまいなのである。そのうえ，文章の場合には，文章に固有な多義性，すなわち，語と語の関係や文章と文章の関係が十分に一義的に示されないことから生ずる syntactical ambiguity の問題がある。語と

語の関係の多義性は，とくに，前置詞や接続詞のかかり方について生ずるし．文章と文章の関係の多義性は，とくに，文章相互間の論理的関係を示す論理語 logical term の多義的な使用によって生ずるし，接続詞や関係詞のかかり方の多義性に起因することも少なくない。さらに，文章の多義性に関しては．省略語法 elliptical mode of speech に起因する問題も軽視できない。

5. ところで，法は言語によって表現されねばならない。しかも，言語は，上記のように，不確実性のカゲ penumbra of uncertainty を伴っている。それゆえ，限界的事例は必ず発生するから，法の確実性は程度の問題であり，法は完全に確実である，という幻想は破壊される。また，それと関連して，裁判官の機能に単に法を執行することだ，という幻想も，破壊される。裁判官は，あいまいさの存在する限度において，[25]立法的な力を行使しているのである。

このように，Williams は，主として裁判官の機能を念頭において議論を展開しているのであるが，補足した部分をも含めて，同様の事柄は，法的な意思決定のすべての場合において妥当するであろう。すなわち，規範的コミュニケーションによる第二次統制が確実に機能している，という事態は，実に，法的社会統制が言語として不可避的に有するあいまいさの一事のみからして，すでに，原理的に，ありえないのである。それにもかかわらず，法的社会統制の担い手が現実に具体的な法的意思決定をなしえているのは，それら担い手，つまり，第二次統制の対象それ自身の手によって，第二次統制のレヴェルにおける規範的コミュニケーションの内容を特定する作業が，[26]事実上，行なわれているからにほかなるまい。したがって，法的社会統制の現実の機能を解明するためには，以上の意味で，事柄の性質上当然に，少くとも，第二次統制のレヴェルにおける規範的コミュニケーションの内容を事実上特定している法的社会統制の担い手（＝第二次統制の対象）の現実の具体的な行動が，[27]まず研究されねばならない。たとえ，事実が適正に認知され，第二次統制における制裁が確実・有効に機能している，というような理想的な状況が存在するとしても，言語としての法を認知するのみでは，法的社会統制の現実の機能を解明することはできないし，さらに言えば，[28]言語としての法それ自体もまた，原理上，明晰には認知しえず，したがって，何が第二次統制からの逸脱であるか，ということもまた，明晰には判定しえないのである。

このように，法的社会統制の現実の機能を解明するためには法的社会統制の担い手の現実の行動を研究すべきだ，という主張の正当性，したがって，犯罪化の側面にお

ける刑事法的社会統制の現実の機能を解明するためには言語としての制度のレヴェルにおいてではなく行動のレヴェルにおいて研究すべきだ，という主張の正当性は，実は，法的社会統制において政治的に制度化された特別の担い手が存在する，という事柄，あるいは，犯罪とは刑事法的社会統制という形で政治的に制度化された社会反応によるレッテルが同じく政治的に制度化されたその担い手によって貼られた逸脱である，という事柄のみから，直ちに導かれるものではなく，最終的には，法→言語による規範的コミュニケーション→規範的コミュニケーションの言語としての原理的なあいまいさ→第二次統制の不確実さ→法的社会統制の担い手（第二次統制の対象）による創造的行動，という避けがたい特性に，その根拠を有するのである。たとえ，政治的に制度化された特別の担い手が存在するとしても，規範的コミュニケーションの内容が明晰であって第二次統制が確実・有効に機能している→担い手の行動が法によって完全に決定されている，とするならば，法的社会統制の現実の機能は，言語としての法それ自体を認識することによって，容易に予測しうるのであるから，ことさらに担い手の行動を研究する必要性など，存在しはしない。(29)

そして，法的社会統制の担い手が不可避的に営まざるをえない創造的な機能は，Hart〔1961，121～132〕においても，いわゆる法の開かれた構造 open texture of law との関係において，やはり認識されている。(30) Hart の議論は，以下のように整理できよう。（以下の傍点は，宮沢）

1．いかなる集団においても，一般的なルールが，社会統制の主要な手段である。行動に対する一般的基準を，多数の人々がそれによって要求されている行動を直ちに理解しうるような仕方でコミュニケートできないとするならば，われわれが今日法と考えているものは，存在しえない。それゆえに，法は，圧倒的に多くの場合，人・行為・事物・状況などの集合 *classes* に言及せざるをえない。そして，法がうまく機能するかどうかは，個々の行為・事物・状況などを，法が行っている一般的な分類にあてはまる事例として判定しうるかどうか，にかかっている。

2．そのような一般的な行動基準をコミュニケートするために，一見したところ相互に著しく異っていると思われる2つの主要な手段が用いられてきた。それらのうちの1つは，一般的な分類を行うための語 general classifying words を最大限に用いるものであって，その典型は，立法であり，もう1つは，そのような語を最小限にしか用いないものであって，その典型は，先例である。先例の使用は，実例によるコミュニケーションになぞらえることができる。そして，実例によるコミュニケーションは，そ

のすべての形態において，何が意図されているのかに関して，コミュニケートしようとした者が自身で明瞭に意識していた事柄に関してすら，疑問が生ずる可能性を残すであろう。コミュニケートされた者は，それを理解し，さまざまな疑問に答えるために，コミュニケートした者が重要と考えていたであろう一般的な事柄や目的に関する常識や知識，および，事態の一般的な特性やそれに対して適切と思われる行動の種類に関する彼自信の認識，などに頼ることになる。これに対して，明示的な一般的言語によって表現された一般的基準によるコミュニケーションは，明確で，信頼性があって，確実であるかのように思われる。コミュニケートされた者は，明瞭な用語の具体的事例を判定し，個々の事実を一般的な分類見出の下に「包摂 subsume」し，単純な三段論法的 syllogistic 結論を導き出すだけでよい，というわけである。

3. しかし，権威ある実例（先例）によるコミュニケーションと権威ある一般的言語（立法）によるコミュニケーションとの区別は，はるかに不確かなものである。言語によって構成された一般的なルールが用いられる場合ですら，個々の具体的な事例においては，それらのルールが要求している行動の形態に関して，不確実性が発生する。ルールの領域に限らず，経験の全領域において，一般的な言語が与えうるガィダンスには，言語の特性に本来的な限界が存在するのである。かような不確実性は，「解釈」のカノン Canons of “interpretation” をもってしても解消することはできない。なぜならば，それら自身もまた，それ自体解釈を必要とする一般的なタームを用いて表現された，言語の使用に関する一般的ルールなのであって，他のルールと同様，それ自身の解釈を与えることはできないのである。判定が容易なのは，同一のコンテクストにおいて頻繁に発生するありふれた事例であって，分類の適用可能性に対する判断に関して一般的同意が成立しているような事例のみである。かくして，ルールとしての言語は，容易な事例からなる権威ある実例を識別するだけのように思われる。ルールの適用に関する疑問に直面してそれに答えねばならぬ者のなしうることは，先例の使用におけるのと同様に，当該の事例が（ルールが適用されることに関して）判定の容易な（一般的同意が事実として存在する）事例と「重要な」側面において「十分に」類似しているかどうか，を考察することに尽きる。かくして，言語によって残される裁量の余地は，きわめて広範囲であるかも知れず，その結論は，たとえ恣意的あるいは非合理的ではないとしても，実質的には，選択である。

4. 先例と立法のいずれかコミュニケーションの手段として用いられようと，それらは，それらの適用が問題となる何らかの点において，不確実なものであることが明

らかとなろう。それらは，われわれが開かれた構造 *open texture* と名づけた特性を有するのである。[31] われわれは，そのことを，立法の場合に関して，人間の言語が有する一般的な特性として提示してきた。ボーダーラインにおける不確実性は，事実に関するコミュニケーションのすべての形態において，一般的な分類のための語を用いるために支払われる対価，というわけである。そして，そのような言語への依存ということとは別に，それがきわめて詳細であるために適用する疑問が常に事前に解決されてしまっていて具体的適用の場面では選択を行う必要がないようなルールなどというものは考えられない，ということに対する重要な理由が，さらに存在する。それは，神ならぬ身のわれわれ人間が一般的基準のみによって何らかの行動領域を明晰かつ事前に統制しようと試みる場合には常に2つの相互に結合しあったハンディキャップの下で作業することになるのだ，というわれわれ人間の（そして，立法者の）宿命的状況の特徴である。すなわち，第1に，われわれは，事実に関する完全な知識を得ることはできないのである。われわれの住むこの世界が限られた数の特性によって特徴づけられていて，われわれがそれらの特性とそれらが相互に結合しあうすべての形態とを共に知ったとするならば，われわれは，すべての可能性に対する条文を事前に作ることができるし，具体的事例への適用にあたってさらに選択を行うことも要求されないのであるが，われわれの世界は，このような世界ではない。立法者は，未来に生じうるすべての状況の組み合わせを知ることなど，できはしない。そして，このことが，第2のハンディキャップを伴ってくる。すなわち，（立法の）目的もまた，完全に明確ではありえないのである。たしかに，立法の時点においては，一定の選択が行われていて，目的は明確である。しかし，立法時に予期しえなかった事例が発生すると，そのような事例によって，さらに，予期しえなかった問題が提起されるから，それとの関係において，目的は，不明確となる。したがって，そのような事例に直面した場合，われわれは，相互に競合する利益を，われわれ自身をもっともよく満足させるような仕方で選択することによって，提起された問題を解決するのである。

5．このように，法が開かれた構造を有する，ということは，事例によってそのウェイトを異にしながら競合しあっている諸利益を状況に応じて均衡させることにつとめている裁判所あるいは裁判官に対して多く課題が残されざるをえないような領域が存在する，ということを意味する。裁判所は，ルールの周縁部と先例理論 the theory of precedents から残されている領域とにおいて，ルール形成的な機能を営むのである。

Hart 自身のターミノロジーを借りて要約するならば，一般的ルールを具体的事例に適用する場合には，不可避的に，確実な中心部 a core of certainty と不確実な周縁部 a penumbra of doubt とが存在するのであって，その意味で，すべてのルールには，あいまいな周縁部 a fringe of vagueness あるいは「開かれた構造」が備わっており，裁判所をはじめとする法的意思決定の担い手たちは，好むと好まざるとにかかわらず，その周縁部あるいは開かれた構造が存在する態様に応じて，裁量的・立法的・創造的な機能を行使せざるをえないのである。しかも，一般的ルールの言語としての特性のほかに，事実に関する認識・予測の有限性と，それに起因するルール形成当初の目的の不明確化の可能性が存在するのであるから，開かれた構造は，いかに周到なルール形成のテクニックによったところで，原理的に避けがたいのである。そのうえ，適用に関する判断が容易になされうる中心的事例が存在する，ということも，言うならば，判断の妥当性に関する一般的同意が存在している，という事実を報告しているにすぎないのであって，その事実として一致している判断（それは選択を含む）が不変かつ普遍妥当的なものであるという根拠は，まったく存在しえない。したがって，Hart の分析においてもまた，規範的コミュニケーションによる第二次統制が確実に機能していて法的社会統制の担い手による行動がそれによって完全に統制されている，という事態は，原理的に存在しえない。そして，法的社会統制の担い手の行動に対する経験科学的研究の必要性は，第二次統制のレヴェルにおける規範的コミュケーションの原理的な不確実性に起因する不可避的な立法的機能，という事柄から直ちに，かつ最終的に，導き出されるのである。[32] 制度のレヴェルにおける言語としての法は，法的社会統制の現実の機能を形成する1つの要因でしかありえない。

かくして，刑事法的社会統制の担い手の行動を研究すべき最終的な理由もまた，理解されたはずである。少くとも，刑事法的社会統制の現実の機能に関して比較的マイクロスコーピックなレヴェルにおける経験科学的・実践的な問題意識を有するならば，刑事法的社会統制の規範的コミュニケーションとしての特性からすでに，刑事法的社会統制の担い手の行動を経験科学的に研究すべき必要性が，当然に生じてくるのである。[33] たしかに，行動研究の必要性に関する主張は，結局は，特定の問題意識に資するうえでの事実上の有効性にかかわるものであって，決定的な論拠を挙げえない性質のものであるが，少くとも上記の意味において，正当性の固い中核が存在することは，何人によっても承認されねばならない。そして，すでに繰り返し指摘してきた，刑事法的社会統制の構造的特徴が，犯罪化という領域における行動研究の正当性の中

核を，より強固にするのである。その余のすべての議論は，いわば，正当性の周縁部にかかわるものにほかならない。

とはいえ，以上の議論によって一応明らかになった原理的な必要性の根拠に加えて，いくつかの feasible な根拠を一瞥しておくことは，有益である。たとえば，思いつくままに列挙してみても，以下のような事柄が，考えられよう。

1．法的なルールを形成する段階において，あいまいさが意識的に導入されることがありうる。あいまいさ，とくに不明確さは，場合によっては，きわめて便利な特性だからである。[34] そのような場合としては，たとえば，現在は存在しないが将来発生するかも知れない事態をも包摂することを可能にしたい場合，当該の問題領域における社会一般の価値判断の変化に柔軟に対応することを可能にしたい場合，きわめて一般的なレヴェルにおいて機能するルールである場合，個々の事例における具体的妥当性を優先させる方が得策と判断される場合，[35] 経験的事実をレファレントとする語のみによっては表現しえない場合，[36] さらには，当面の戦術としてはタテマエとしての価値を受容したかのように行動しておくが将来いずれはホンネとしての価値の実現をはかるという意図でひそかにあいまいさを組み込んでおく場合，あるいは，ホンネと一致しないタテマエとしての価値の実現を現実のルール適用の場面において少しでも阻害するためにひそかにあいまいさを組み込んでおく場合，など，いくらも考えることができよう。

2．同じくルール形成の段階において，意識的に導入されたあいまいさと区別すべきものとして，法的社会統制の担い手たちに対して意識的・明示的に与えられる裁量権がある。この裁量権は，明晰なルールによって明示的に与えられる場合が，その本来のものであろうが，ルールのあいまいさが意識的に導入された場合には，いわば黙示的に，裁量権が与えられたものと言えよう。

3．同じくルール形成の段階において，意識的に与えられる裁量権と区別すべきものに，法的社会統制の担い手たちに対して意識的に与えられる一般的ルールの形成権とでも言うべきものがある。これは，いわゆる行政の領域における法的社会統制の担い手たちに対して，きわめて強大な力を与えている。

4．そして，ルール形成の段階においては，主観的には（当該の問題領域において必要かつ十分と判断される程度に）明晰化の努力を払ったつもりでいても客観的には不十分であった，という場合もあろうし，ルールのあいまいさ・明晰さが問題として意識されないままに終わる場合すら，ありえないとは言えまい。すなわち，ルール形

成者の怠慢あるいは無知である。

5. ルール適用の段階においては，まず，ルールの周縁的部分をことさら強調しようとする態度を挙げることができる。[37] それは中心的部分を維持しつつ行われる拡張的・類推的な解釈として現われることもあれば，従来の中心的部分をむしろ否定しつつ行われる一種の縮少的・制限的な解釈として現われることもあろう。その目的も，既存のルールによって新たな価値観を可能な限り実現しよう，というものであるかも知れないし，反対に，新しい価値観の読み込みを可能な限り阻止しよう，というものであるかも知れない。いずれにせよ，いわゆる法解釈論における学説・理論なるものの消長は，法的ルールの周縁的部分の取扱い方に関する政治的説得力の消長に，大きく依存しているのではあるまいか。なぜならば，適用の場面においてルール形成的な力を発揮しうるのは，主としてルールの周縁的部分においてなのであるから。

6. また，拡張的・類推的であれ縮少的・制限的であれ，あるいは，中心的部分を重視しようが周縁的部分を強調しようが，法的ルールの読み方がすべて論理的に妥当である，という保証は，どこにも存在しない。いわゆる解釈論の消長は，それが有する政治的説得力の大小に，結局のところ依存しているのであるが，論理的妥当性（＋経験科学的妥当性）の大小と政治的説得力の大小とは，繰り返し言及しているように，必ずしも一致はしないのである。そして，実際のところ，論理的にはかなりの無理をあえておかしているものや，論理的根拠の薄弱さを自認しているものでさえ，その実践的な説得力のゆえに，学説・理論なるものとして，多大の支持を集めえているのである。

7. 以上は，いずれも，ルールそれ自体の言語的な特性とその取扱いの態様に関係しており，その意味で，いわばルール・スケプティシズムの領域に属する問題と言えるが，それに加えて，いわばファクト・スケプティシズムの領域に属する問題が在することにも，注意すべきである。[38] つまり，法的意思決定におけるインプットの一部としての事実は，法的意思決定の担い手自身によって認定された事実にすぎないのである。したがって，法的意思決定の担い手に対する法的社会統制の第二次統制機能は，驚くべきことに，すでに検討した規範的コミュニケーションの内容の確定とこの事実認定の両面（それらは，おそらく，理由づけコミュニケーションにおいて，アウトプットとしての当該法的意思決定を正当化するインプットとして援用されるほとんどすべてのもの，と言えよう）において，その確定・認定の作業を，当該の規範的コミュニケーションと事実情報の受け手であり当該の第二次統制機能の対象である法的意思

決定の担い手自身に対して，委ねていることになる。そして，事実認定の主観性の源泉が，認定者である法的社会統制の担い手の側にだけでなく，判断の素材としての証拠の側にも存在することを，忘れるべきではない。かくして，事実認定のあいまいさもまた，不可避である。

8．さらに，ルールスケプティシズムとファクト・スケプティシズムを超える問題として，差別的執行 discriminative law enforcement の問題がある。差別的執行には，法適用の現場における法的社会統制の担い手たちの悪意や偏見に起因する法的基準によらない差別[39]のみはでなく，とくに今日的な問題として，いわばやむをえず発生する事実上の差別も存在することに注意すべきである。すなわち，それを完全に実施するためには法的社会統制の担い手たちの能力を質的・量的に越えた活力が要求されるような法的ルールの場合，逸脱というレッテルを貼られて制裁を課されるかどうかは，当該行為者の特性および当該事案に関係している法的社会統制の担い手たちの特性によってではなく，当該行為・行為者と法的社会統制の担い手たちとのいわば偶然の接触という事柄によって，まず大きく左右されるのであり，その限りにおいて，法的基準によらない，しかも事実上の差別が，発生しているのである。また，裁量権の行使が時により差別的執行となりうることも，容易に予測できよう。

9．そのほか，刑事法的社会統制に特有な現象として，いわゆる被害者なき犯罪 crimes without victims という問題を逸することはできない。繰り返し指摘している刑事法的社会統制の構造的特徴にもかかわらず，刑事法的社会統制の担い手たち，なかんずく警察による犯罪（というレッテルを貼られるであろう現象）発生の認知は，そのかなりの部分を，一般市民（犯罪現象という場の参加者である victim あるいは audience）からの通報に，事実上，依存している[40]。したがって，そのような通報が期待できない領域においては，法的社会統制の担い手たち，なかんずく警察自身による認知（ルールの解釈，当該問題に関する価値判断，具体的な事実認識，などのすべてにおいて）が，唯一の情報源となる。すなわち，この場合，これまで検討してきたすべての問題が，刑事法的社会統制における制裁発動への端緒においてすでに，典型的に成立するのである。

このような素朴な議論によっても，行動研究の必要性は，いよいよ明らかである。そして，その確信は，何らかの具体例を提示することによって，より強化されるであろう。

〔2〕 ミランダ・ルールの現実的履行—行動研究の1例—

そこで，私はアメリカ合衆国における研究成果を紹介しつつ，警察段階における行動研究の重要性を，犯罪化研究における行動研究の重要性の1例として，検討してみたいと思う。私がとくに警察段階を選択したのは，第1には，刑事法的社会統制の全体において占める警察活動の実質的な重大性にもかかわらず，従来の我国では，経験科学的研究にほとんど恵まれていない領域だからであり，第2には，現在の私自身の実践的問題意識の主要な対象の1つだからであるが，ここでの最終的な目的は，言うまでもなく，刑事法社会統制の全般にわたる行動研究の意義を強調することにある。ただ，裁判の段階に関しては，すでに我国でも若干の業績があり，検察や行刑の段階に関しても，研究が試みられ始めているように思われるので，さしあたりは，警察段階から実例を引いてみたのである。

さて，ここでは，第二次統制の機能がどの程度有効なものか，法的ルールはどの程度順守されうるものか，という問題が，とりあげられる。その際，問題となる法的ルールは，我国においても（刑法社会学あるいは社会学的刑法学の）当面の研究対象とするに足りる領域のものであることが望ましい。そこで，私は，捜査活動（それは，それ自体が1種の犯罪化行動であり，しかも，それ以後の犯罪化行動の態様・進展を，実質的に決定する）に対する第二次統制，なかんずく，いわゆるミランダ・ルールをとりあげることにした。

ミランダ・ルールとは，言うまでもなく，1966年6月13日に，アメリカ合衆国の連邦最高裁が，Miranda v Arizona など4件に対して，5対4で下した判断において示されたルールを指称する（Miranda v Arizona, Vignera v New York, Wester v United States, California v Stewart, 384 US 436 ; 16 L ed 2d 694)。それは，Warren 長官の筆によるのであるが，以下のように要約できるであろう。(41)

1. 拘禁されている者 a person in custody を取調べるためには，はじめに，明瞭かつ一義的な言葉によって，黙秘する権利 right to remain silent があることを，告知しなければならない。

2. 黙秘権を告知する際には，いかなる供述も法廷において不利益に使われるかも知れない，ということを，説明しなければならない。

3. 弁護士に相談する権利があること，尋問の際に弁護士を立会わせる権利があること，などを明瞭に告知するのみではなく，貧困のゆえに自ら弁護士を選任できない場合には公費によって弁護士を任命してもらう権利があること，をも告知しなければ

ならない。

4. 1人の市民が，警察によって拘禁され，あるいは，何らかの重大な方法で自由を奪われて，警察による尋問にさらされるとき，刑事訴訟における当事者対立構造 adversary system が始まり，自己負罪を拒否する特権 privilege against self-incrimination が危険にさらされる。それゆえ，この段階において，特権を守るために，手続的な防護策が用いられねばならない。そこで，黙秘権を告知するために，そして，その権利が尊重されることを確保するために，他に十分に有効な手段がとられない以上，上述の手段が要求されることになる。それらの権利を行使する機会は，尋問の全過程を通して，与えられねばならない。もちろん，そのような告知がなされ，そのような機会が与えられた後では，自覚的かつ理性的に knowingly and intelligently，それらの権利を放棄したり，質問に対して答えたり，供述をなしたりすることはできるが，その場合でもそのような告知がなされ，権利のそのような放棄がなされたことを，公判において訴追側が立証しない限り，取調の結果として採取されたいかなる証拠も，被告人に対して不利益に用いることはできない。

5. 被疑者が取調の前に弁護士を要求する必要はない。弁護士を要求しなかったからといって，権利を放棄したことにはならない。

6. 尋問の前あるいは途中に，被疑者が，何らかの方法で，黙秘したい意向を示したならば，取調は，直ちに中止されねばならない。同様に，被疑者が，弁護士を希望すると述べた場合には，取調は，弁護士が立会うまで，中止されねばならない。

7. 弁護士の立会がないまま取調が続けられ，供述がとられた場合には，政府に対して，被疑者の権利が自覚的かつ理性的に放棄されたことを立証すべき，重い責務が課される。

8. われわれが要求する態様での告知と放棄は，十分に有効な手段がとられていない以上，被疑者によってなされた供述ならばいかなるものも備えなければならない許容性の必要条件なのであって，供述の自己負罪性の程度を問わず，たとえ弁解的な exculpatory ものであったとしても，要求されるのである。

ミランダ・ルールの内容をこのように要約して誤りがないとするならば，警察官は，拘禁あるいは何らかの重大な方法で自由を剝奪した状態で被疑者を取調べる場合には，その都度以下のような行動をとることが要求されているように思われる。

1. 権利などの事前の告知

(1) 黙秘権の存在

(2) 供述が不利益に利用される可能性の存在

(3) 弁護士を取調に立会わせる権利の存在

(4) 公費で弁護士を選任させる権利の存在

(5) 以上のすべてを明瞭かつ一義的な言葉で告知しなければならない

2. 自覚的かつ理性的な権利放棄が告知後ただちになされなかった場合

(1) 黙秘権に関して——→尋問は一切行なわない

(2) 弁護士の立会を請求する権利に関して——→ただちに弁護士を立会わせる

(3) 公費で選任された弁護士を請求する権利に関して——→ただちに弁護士を選任する

(4) 権利行使の意思表示は不要

3. 自覚的かつ理性的な権利放棄が一旦なされて取調が始められたが途中で権利行使のなんらかの意思表示があった場合

(1) 黙秘権に関して——→ただちに取調を中止する

(2) 弁護士の立会を請求する権利に関して——→弁護士が立会うまで取調を中止する

(3) 公費で選任された弁護士を請求する権利に関して——→弁護士が選任されるまで取調を中止する

また，拘禁あるいは何らかの重大な方法で自由を剥奪した状態で行われた取調の結果として得られた証拠を，公判において，被疑者に対する不利益な証拠として用いる場合には，要求される態様での告知と放棄が実際になされたことを，訴追側が立証しなければならない。そして，要求される態様での告知や放棄がなされないまま（なされたことを証明できないまま）尋問が行われた場合には，それに対する制裁として，そのことのみからただちに，その取調の結果として得られた証拠が，証拠能力を否定されて排除されるのである。すなわち，この証拠排除が，犯罪化行動の一環として捜査活動に対する第二次統制の実効性を担保する手段としての，一種の制裁にほかならない。

このように見てくると，何らかの重大な方法で自由を剥奪された deprived of freedom in any signifcant way 状態とは何か，明瞭かつ一義的な言葉による in clear and unequivocal terms 告知とは何か，自覚的かつ理性的に knowingly and intelligently なされた放棄とは何か，何らかの方法で in any way なされた権利行使の意思表示とは何か，他の十分に有効な手段 other fully effective means とは何か，といった点に関して，あいまいさが存在することは否定できないが，少くとも，警察官に対

していかなる行為が要求されているか，という観点からは，Black〔1972，1086〕も認めるように，確実な中心部 a core of certainty が存在することは，明らかである。

ともあれ，かようなミランダ・ルールの現実の機能をめぐって，いくつかの経験的な研究が，主として社会学的刑法学の観点から，実施されてきた。さしあたり，私の手元にあるもののみを列挙してみても，Medalie *et al.*〔1968〕，Milner〔1970〕[42]，Seeburger & Wettick〔1967〕，Wald *et al.*〔1967〕・Faculty Note〔1967〕，Younger〔1966〕などを数えることができる[43]。そして，このような経験的研究において取扱われている問題は，おおよそ，以下の7類型にまとめることができよう。

1．捜査なかんずく被疑者の取調に関する多数意見の事実認識は，どこまで現実と合致しているか。

2．多数意見が警察官に対して要求する告知と権利尊重は，どこまで実現されているか。それらは，多数意見が期待するような態様で行われているか。多数意見における規範的コミュニケーションの内容は，どこまで，警察官の内面化された行動規範になっているか。そして，その要因は，何か。

3．多数意見が被疑者に対して期待する自覚と理性は，どこまで実現されているか。権利放棄は，多数意見が期待するような態様でなされているか。そして，その要因は，何か。

4．ミランダ・ルールの下における弁護士の活動は，従来のそれとに比べて，どこまで，そして，どのように，異っているか。そこに作用している要因は，何か。

5．捜査全体を見た場合，ミランダ・ルールが示された前後で，多数意見が期待する方向での変化は，どこまで発生しているか。その要因は，何か。

6．ミランダ・ルールは，被疑者の権利の実効的保護という視点から見た場合，はたして，期待されたほど効果的であるか。その要因は，何か。

7．ミランダ・ルールは，はたして，反対者たちが主張したほど捜査・訴追・有罪獲得の能率を阻害するものであるか。その要因は，何か。

言うまでもなく，これらの問題は，相互に関連しあって，いるのであっていずれの研究も，これらのすべて，あるいは，少くともいくつかを，考察の対象としている。しかし，本稿のここでの議論に直接関係しているのは，1.〜7.のうちの，2.であり，その結果として問題となるのが，3.であるから，さしあたりは，それらの点のみを中心に，紹介・検討することで，満足しなければならない。

ところで，ミランダ・ルールの現実の機能に関する経験的研究は，法社会学あるい

は社会学的法学の全体の中での位置づけを行うとするならば，いわゆる法の効果に関する研究 legal impact study の一環である，と言えるし，より特殊的には，いわゆる最高裁判決の効果に関する研究 study of supreme court's efficacy or impact of supreme court decisions に属するものと言える。(44) そして，法社会学あるいは社会学的法学において最も重要なものは，すでに述べたように，(45) 信頼できる方法によって収集された事実，方法的な知識，である。したがって，ミランダ・ルールに関する研究もまた，方法論的にすぐれたものほど，検討に値する。とくに，ここでの議論の対象は，拘禁など自由を剥奪された密行状態での告知と放棄の実態であるから，なおのこと，データ収集の方法が，きわめて重要である。

そこで，まず legal impact あるいは supreme court's efficacy の研究におけるデータ収集の方法に関して，簡単に検討しなければならないが，その点に関しては，Levine〔1970, 583～584, 593～601～607〕の議論が，簡略ながら，有益である。(46) Levine は，データの収集方法に関しては，以下のように述べている。

1. 最高裁判決に対する公務員や一般市民の反応や態度を測定したところで，彼らの実際の行動がどうなのかは決して明らかにはならない。事実に関して，当事者である公務員の報告に依存することは，まったく正当化されない。そのうえ，1つの小地域を研究するだけでは，そこから得られた知見を，一般化することはできない。

2. 多くの官僚機構の有する閉鎖性・複雑性・多様性が，公務員の実際の行動をおおいかくしてしまうから，われわれは，それを突き破るために，たとえ，それが，未熟かつ非体系的であるとしても，想像力に富んだ大胆なデータ収集方法を，用いるべきである。その意味で，Ralf Nader 流のやり方は，社会科学におけるよりオーソドックスなやり方よりも，より有意義な事実を提供するかも知れず，信頼性・妥当性の多少の犠牲に値するかも知れない。

3. サーヴェイ研究 survey research が，政治学一般におけると同様に，これまでの支配的な方法であったが，それには，それ自体に固有な欠陥のほかに，impact 研究に特有な難点が，存在する。まず，impact 研究におけるインタビューは，他の領域におけるそれが，見解 opinion・態度 attitude・信念 belief などを対象とするのに比して，過去の行動に関する事実を対象とするのであるから，選択的な認知や記憶 selective perception and retention などに起因する，意図せざる誤りが発生しうる。しかも，たとえ，匿名性が保証されたとしても，違法行動に対する一般市民の関心がある以上，不都合な真実を意識的にかくすことがありうる。そのうえ，とくに政治的議論

や社会的関心の対象となっている問題に関しては，上部から，調査を拒否せよという命令が発せられることが，ありうる。かくして，最高裁判決の結果のあるものは，サーヴェイという手段によっては，まったく研究できないかも知れない。(47)

4．サーヴェイ研究に代わる1つの有望な方法は，観察法 observational methods である。

5．観察法として多く用いられているのは，被観察者が，観察者の存在を知っている，顕在的観察法visible or conspicuous observation である。この方法による成功例としては，Lefstein *et al.*〔1966〕や Wald *et al.*〔1967〕がある。この方法に関しては，観察者の存在によって被観察者の行動が変化するのではないか，という問題はあるが，はたして，一介の社会科学者が存在するというだけで，日常職務の圧力と任務遂行の必要性にさらされている者が，制度的作業のルーティンを急激に変え，それを長期間維持する，ということがありえようか。そして，かような欠陥は，Skolnick〔1967〕が達成したように，観察者が被観察者によって彼らに同情的な「身内 insiders」として受け入れられるような，すぐれたラポール rapport に立脚する真の「参与的観察 participant observation」(48)の場合には，回避することができる。もとより，被観察者の協力を獲得することがきわめて困難であること，(49)無意識のうちに観察者の期待にそった行動がとられる危険があること，被観察者に同化しすぎて客観性が失われうること，などは否定できないのであるが。

6．顕在的観察法における難点のいくつかを除去するために，以下のような，観察者の正体や存在を隠したままでの観察法を提案してみたい。(1)最高裁判決によって影響を受けるべき者と通常の過程で接触した者が，情報提供者となってもたらす，現場目撃者としての報告。これは，事後のインタヴューよりも妥当な方法ではあるが，公平かつおしゃべりずきでしかも現場に立会った，という観察者を得られる状況は，ほとんど存在しない。(2)より可能性のある方法として，直接にスパイしたり（隠れて観察する）侵入したりする方法がある。警察官はうまくやってのけてきたのであるから，社会科学者（とくに大学院生）にとって，途方もなく困難だ，ということであってはなるまい。その点で，隠されている研究意図を知られることも疑われることもなく警察官と活動を共にできる職業の者は，きわめて有利な地位にある。(50)ただ，この方法をとりうるのは，きわめて献身的かつ戦闘的な研究者に，まったく限られている。この方法は，学問的社会からの一時的絶縁，異常な規範への服従や不愉快な役割の遂行の強要，虚偽の仮面の下で生きることの心理的緊張，などの難点を有するが，それ

らは，重要な政治過程に関するすばらしいデータによって，十分につぐなわれるであろう。(3)より簡便な方法は自然のままの状況をひそかに観察することである。筆者は，ワイセツ性に関する最高裁判決の効果を研究するにあたって，ワイ本販売の開放性をたしかめるために，12州の250書籍商に対して，質問紙を郵送したことがあるが，単に書店を見て歩くことの方が，多大の費用と時間を必要とするサーヴェイ研究よりも，すぐれていたと思われる。

7. 観察法は，行動に現われた結果に関する妥当なデータを得るためのすぐれた方法ではあるが，「不純物の混入する率 dross rate」が，きわめて高い。つまり，観察される行動のすべてが問題となっている最高裁判決に関係している，という状況は，稀なのである。その点では，実験的に状況を操作して，研究者の関心に合致した行動を強制する方が，より経済的かも知れない。たとえば，不動産売買・貸借における人種差別の撤廃を要求する判決の効果を研究するために，黒人観察者と白人観察者が，連続して，不動産業者や地主に，取引を申し込むのである。このような実験的方法は，明らかに，ワナ entrapment の1形態である。(51)

8. 以上の提案のうちの多くのものは，プライヴァシーの侵害，信頼に対する違背，社会関係の操作，などという，研究者の倫理に関係するきわめて厄介な問題を提起する。筆者自身は，違法行為を明るみに出すことの潜在的な利益が研究対象となった人々の自由と尊厳に対する侵害を正当化するかどうか，最高裁判決に従うことによって達成される社会的価値が私自身の価値判断の中で人々の生活に干渉することを正当化するだけの十分な意義を有するかどうか，という問題を，常に考慮しているが，研究者の倫理に関するコンセンサスは，まったく成立していない。(52)

Levine は，これらのほかに，公的・私的なさまざまの機関が発行する文献資料やマス・メディアによって提供される情報の活用法をも検討しているが，それらは，実際の行動に関するデータを直接に提供するものではないから，あえて引用するには及ばない。そして，Levine は，「創造的な計画と攻撃的な探求が，事実を狩り出すために，必要である。いくつかの方法は，明らかに，間接的で弱いものではあろうが（とくに，行動が，意識的に隠される場合），それらの欠陥は，……何組ものデータを用いることによって，克服することができる。……『すべての方向から攻め立てろ』『あらゆる角度をチェックしろ』という刑事のワーキング・ルールは，われわれの根本的な方法論的信条の1部であるべきだ。」と結んでいる。

以上紹介した Levine の簡略な議論からも明らかなように，サーヴェイ研究は，厳

密には，現実の行動に関する直接的な情報を与えうるものではない。また，秘密裡での観察や実験といった方法は，有効な方法ではあるかも知れないが，実施にあたっての事実上の可能性や，研究倫理的な問題との関連において，困難が大きすぎる。したがって，それ自体，多くの難点をかかえてはいるが，参与的観察が，比較的に，最もすぐれた方法ということになろう。

そうであるとするならば，少くとも，本稿のここでの目的との関連においては，参与的観察による研究こそが，さしあたって紹介するに値するものと言える。[53] そして，すでに列挙した上記諸研究のうちで，少くとも部分的にこの方法を採用しており，しかも比較的に詳細なリサーチレポートになっているのは，Wald *et al*. のみであるから，[54] 以下においても，それのみを紹介すれば足りる。ただし，その研究における主要目的は，私なりにまとめた研究対象の7類型の2.を，直接かつ唯一の対象としているわけではないから，以下においては，本稿のここでの目的に合致する範囲で，また，それに関連する限りで，紹介することにしよう。この研究は，Yale University の Law School のスタッフによって組織されたプロジェクト・ティームが，1966年に，Yale University の所在地である Connecticut 州 New Haven の警察部の協力を得て実施したものであるが，その中心は，同年夏に，11週間にわたって終日続けられた，取調室での参与的観察である。はじめに，研究目的と研究設計を，整理しておこう。[55]

1．研究目的は，取調は本来的に強制的である，という主張と，ミランダ・ルールによって法執行の遂行が大いに妨害される，という主張に関して，その正当性を明らかにすることにある。そのために，以下の4つの問題が，検討される。(1)実際の尋問過程は，どんなものであるか。(2)警察に対する被疑者の協力は，ミランダ・ルールによって，どんな影響を受けたか。(3)犯罪をうまく解決するうえで，尋問は，どれほど有効か。(4)取調室における弁護士は，どんな影響を与えるであろうか。

2．データは，以下の諸方法によって，収集された。(1)この研究の基礎は，観察者による報告である。観察は，ミランダ判決の1週間後に開始された。警察署には，常時2名の学生が配置されていて，被疑者が取調のために連行されるのを待ちかまえており，尋問が行なわれるときには常に，取調室で立会うのである。被疑者は，観察者が学生であることを知らされないので，われわれが知る限り，彼らを，刑事だと思い込んでいたようである。観察者は，尋問終了後，取調中のできごとを，調査票に記入するのであるが，取調が少ないときには，刑事たちと会話することで時を費しつつ，彼らの行動と態度をさぐるのである。(2)取調に対する観察の終了後，ほとんどの場合

に，その取調に関与した刑事に対して，取調の重要性に関する見解を知るために，インタヴューを行った。さらに，観察終了後6カ月経過してから，刑事25人に対して，ミランダ・ルールの効果に関する見解を知るために，インタヴューを行った。(3)New Haven の弁護士55人に対して，彼ら自身の役割に対するミランダ・ルールの影響をどのように考えているか，を知るために，インタヴューを行った。さらに，彼ら自身が扱った具体的事件における自白の重要性に対する彼ら自身の評価をも，尋ねた。また New Haven 上級裁 superior court に関係している州検事3人に対しては，一般的なインタヴューを行った。(4)ミランダ判決の前後における状況を比較するために，New Haven 警察部が処理した全事件における刑事の報告書を利用することを，許された。実際に検討されたのは，1960年から1965年までの重罪事件のランダム・サンプル200件に関する記録と，1966年夏の全事件に関する記録である。

3. データの分析は，以下の順序で行われた。IBM カードにコーディングする→記録された変数のほとんどすべてについてクロス表を作成する→カイ自乗検定を行う→統計的に有意な（危険率5％以下で）相関関係が発見されたものすべてについて第3変数を導入して偏相関を検討する。(56)

4. いかなる経験的研究も，何らかの方法論的欠陥を免れることはできないが，この研究では，以下の3つが，とくに顕著である。(1)研究が，New Haven という特定地域に限定されていること。——国全体の犯罪問題を，New York のような大都市のそれと同一視する傾向が強いが，実際は，New Haven 程度の都市における犯罪と警察の状況が，大多数の都市における典型である。そうであるとするならば，New Haven のような都市におけるミランダ・ルールの効果を解明することは，意義あることである。もちろん，一般化できるかどうかは，経験的検討によってしか，決定できないが。(2)観察者の存在が警察官の行動に影響するかも知れないこと。——われわれの研究の期間前後4カ月間に取調べられた者のうち40人にインタヴューして，彼らに対する取調の状況を，尋ねてみた。その結果，彼らの回答は，かなり不正確であることを免れないとしても，彼らに対する取調は，われわれが観察したそれと，きわめてよく似ていた。したがって，われわれの存在は，著しい影響を与えたとは，思われない。そのことは，観察者の得た印象によって，裏づけられる。最初の1・2週間が過ぎると，刑事たちの態度は，著しく変化し，われわれに気易く話しかけたり，冗談をとばしたり，警察署内を自由に動きまわるのを許してくれたりしただけではなく，われわれが見ている前で，しばしば，法規に従わず，告知を行わず，彼ら自身の偏見

や，強制的な取調の容認などに関しても，隠すことなく，より率直に語ってくれるようになったのである。(3)われわれが観察しえた取調は，127にすぎず，しかも，取調を行った警察官に対するインタヴューは，85についてしかなしえなかったから，サンプル数が，統計的分析を行うためには，きわめて小さいこと。——まず，データの表示方法を工夫し，危険率5％以下の相関関係のみを有意として扱い，有意な相関関係を表示する際にも，事実を注意深く摘記している。それによってこの程度のサンプルからでも，有益な知見を，得ることができる。また，観察された127の取調は，観察期間中の全数であり，しかも，New Haven における年間件数のほぼ20％を占めていて，そこで観察された実務は，全般的な実務を，正確に反映していると，思われる。しかも，インタヴューした弁護士55人は，刑事事件に実際にたずさわっている者の全員である。したがって，New Havenに 関する限りは，知見の一般化にも，問題はない。結局，残るのは，他の地域との関係における一般性であるが，それについては，すでに検討した。もちろん，読者は，結論を評価するにあたって，サンプル数に起因する制約や，一般性に関して，考慮を払うべきではあるが。

5．それらに加えて，以下の3点にも，注意すべきである。(1)われわれの研究は，ミランダ判決後，直ちに実施された。(2)われわれは，警察署内における取調のみを，観察した。(3)われわれの研究設計やデータは，われわれ自身の仮説や疑問を，反映している。

このように，Yale University の Law School プロジェクト・ティームによるこの研究は，研究設計それ自体において，すでに，きわめて興味深い。とくに，参与的観察という方法につきまとう難点や限界を克服しようとする彼らの努力は，知見の一般性や被観察者に対する影響という問題を，最終的には解消しえていないことや，分析技法の単純さという問題があるにしても，十分，評価に値するものである。その意味で，密室における警察官の行動という困難な領域における，民間の研究者（機関）による研究としては，出色のものと言って，さしつかえない。我国における研究の現状から見ても，大いに，参考に値する。

ともあれ，彼らは，かような研究設計から得られた知見を，以下のように，要約している。

1．New Haven における取調方法は，典型的に，強制の度合の低いものだった。しかし，多数の事例において，警察官の行動は，ミランダ・ルールを，侵犯していた。

2. 権利の告知がなされたために供述の拒否や弁護士の請求が行われた，という証拠は，まったく存在しない。被疑者にとっての現実的利益という見地から自白へ導く実質的な圧力が存在していて，ミランダ・ルールに基づく告知がなされても，その圧力を緩和できなかったのではないか，と思われる。

3. 犯罪を解決するために取調が必要とされるのは，逮捕が行われた重罪事件では，10%以下にすぎない。われわれが観察した127人の被疑者のうち，取調がなされなかったとすれば解決できなかったであろう，と思われるのは，わずか6人にすぎない。

4. ミランダ・ルールがあるからといって，弁護士が実際に警察署にやって来る事例は，そう多くにはなるまい。警察署にやって来た弁護士は，一般的に，黙秘をすすめるであろう。そして，いく人かの被疑者は，そのように迅速に弁護士と接触することによって，利益を得ようとするであろう。

そして，私のここでの関心は，すでに明らかなように，ミランダ・ルールの順守・侵犯の実態にのみ向けられている。したがって，以下においては，それに関して参与的観察によって得られた知見のみを，やや詳細に紹介することにしよう。もちろん，Yale のプロジェクト・ティームが提供する知見は，すべて，慎重な検討に値するのであるが，その作業は，警察に関する経験科学的研究を自ら実施する際に[57]，本格的に行われるべきものであるから，ここでは，残念ながら，割愛せざるをえない。

1. 刑事たちによれば，ミランダ判決が出るまでは，被疑者は，黙秘権の存在と，供述の不利益利用の可能性に関して，告知されていた。ミランダ判決は，新たに，弁護士に関する告知を要求したにすぎないわけである。ところが，大部分の事例においては，新しいルールはもとより，以前からのルールも，守られてはいなかった。(1)ミランダ・ルールの要求する告知がすべて与えられたのは，わずか25件である。大部分の被疑者は，部分的に告知を与えられたのであるが，まったく告知されなかったものは，22%ある。(2)告知の内容を，個別的に見ていくと，最も多く告知されているのは，黙秘権で，90件，以下，弁護人への権利 a right to counsel が81件，供述の不利益利用の可能性が51件，であって，弁護士の公費選任請求権は，わずか27件においてしか，告知されていない。(3)もっとも，ミランダ判決後，時間の経過に従って，より適切な告知がなされるようにはなっていった。とくに，完全な告知を与えられる割合は，著しく増加していった。

2. 初期における告知の懈怠は，部分的には，ミランダ判決に対する無知に起因す

ると思われるし，その後，ミランダ判決に関するより完全な講習が行なわれたり，告知の内容を示したカードや権利放棄に関する書類が使用されるようになると，ミランダ・ルールの文言の順守は，増加したのであるが，その精神に対する同調は，そうではなかった。刑事たちは，被疑者に対する告知を，取調の自然な流れに対する不自然な負課，ほとんど理由のない負課，と考えたのである。(1)告知がなされても，その多くは，取調のタクティックスの1部に組み込まれていた。たとえば，「君の供述したことはすべて，法廷において，君にとって有利にも使われうるし，不利にも使われうる」という具合に，若干変更してみたり，「君は，何も供述しなくてよいが，すべてを明らかに get everything cleared up しなければならない」とか，「君は，何も供述しなくてもよいが，……を説明できるかね」という具合に，本来の告知に反する言葉をつけ加えたりする。そして，時には，概括的な尋問がなされるまで，告知は行われないのである。(2)そのような手段が使われない場合であっても，演説口調で告知して，権利を行使しない方が利益になることをにおわせたり，告知などルーティンとしてなされる無意味な法律主義にすぎない，と言わんばかりの，形式的・官僚的な口調で告知するのが，普通である。会話の流れを中断して，「それでは，君の権利を告知しようと思う」と述べて，告知を行い，それが終ると，「今や，君は権利を告知された」ともったいぶった口調で語り，すぐに会話調に転じて，「さて，何が起ったか話してくれるかい」と質問する，ということが，しばしば行われる。(3)稀な事例であるが，被疑者が，弁護士を求めてはいるが，1人の弁護士も知らない，という場合，警察官は，通常，何の助けも与えないということだけで，被疑者の権利行使を妨げることができる。また，弁護士を取調に立会わせる権利は，時に，告知されない。そして，何の注釈もなしにただ電話帳を与える，ということが，しばしば行われるが，それだけでも，弁護士の選任を阻止するには，十分なのである。

3．警察官が供述証拠の許容性に対して最も注意を払うのは，自己負罪的な供述なしでも公判には持ち込めるが有罪にできるかどうかは不明だ，という場合である。それに対して，有罪にできることが明らかな事例においては，供述証拠の許容性に対しては，それほど注意が払われない。そして，公判に持ち込むだけの十分な証拠すらもない，という場合には，より積極的に，許容性に関する危険をおかしてでも供述を取ろうとする。

4．ミランダ判決によれば，被疑者が取調の中止を求める何らかの意思表示をした場合には，警察官は，尋問をやめなければならない。しかし，刑事たちは，そんなこ

とを告知しなければならぬとは，感じていない。しかも，大部分の被疑者たちは，あまりに受動的であって，尋問を終わらせることなど，できはしない。(1)ほとんどすべての被疑者が，はじめは，何らかの仕方で，尋問に応じてしまう。(2)取調中，取調の中止を求める意思表示をまったくしないものが，75件もある。(3)警察が尋問を中止したのは，被疑者が供述拒否の決意を明確に述べたごく稀な事例においてのみである。(4)あいまいな意思表示をした被疑者の多くが，供述を続けるように説得されてしまった。43件において，取調中止を求める何らかの意思表示がなされたが，17件においては，尋問が継続された。(5)ミランダ・ルールのこの部分に対する順守は，黙秘権に対する告知とは異って，時が経っても増加しなかった。

5. 取調中止の要求は，軽微な犯罪や，証拠が十分にある場合には，受け入れられやすいが，重大犯罪で不十分な証拠しかない場合には，受け入れられにくい。また，刑事が友好的あるいは事務的な態度をとっている場合には，受け入れられやすいが，敵対的あるいはどちらとも言えない態度をとっている場合には，受け入れられにくい。

6. 警察官の態度が敵対的であった，取調のためのタクティックスが3種類以上使われた[58]，尋問の時間が1時間以上であった，取調中止の要求が聞き入れられなかった，友人や家族に対する接見の権利が尋問後に告知された，という5つの基準で抽出した，最も強制的色彩が強かった[59]と思われる事例17件を分析してみた結果，ミランダ判決における多数意見の，強制された自白に対する危惧が，典型的な尋問においては強制の要素を欠く New Haven においてもあてはまることが，明らかとなった。すなわち，これら17件のうち，8件が，完全な告知を与えられており，以下3種の告知を与えられたものが1件，1～2種の告知を与えられたものが6件，まったく告知を与えられなかったものが2件，という具合に，告知の状況は，サンプル全体よりも明らかに良好であるにもかかわらず，警察官は，取調の目的を，はるかによく達成しているのである。全体では，21件で，自白がなされ，二件で，有罪の認容がなされたにすぎないのに，これら17件においては，7件で，自白がなされ，2件で，有罪の認容があり，2件で自己負罪的な供述がなされていて，失敗したのは，6件にすぎない。しかも，17件のうちでも，完全な告知が与えられたものの方が，取調の目的を，よりよく達成している。かくして，強制的な取調は，自白獲得という形で，なお引き合うのであり，ミランダ・ルールによる告知は，自白獲得における強制の価値を減少させはしないのである。

7. 告知が与えられたことによって被疑者の行動が変化するかどうかを観察してみ

たが，変化は，ほとんど認められなかった。(1)弁護士の選任に関する告知のあとで弁護士を要求したとか，供述調書に署名する必要はないという告知のあとで署名を拒否したとかいう行為があれば，告知の効果が認められることになろうが，われわれの評価では，この点に関しても観察・分析がなされた81件のうち，効果が現われたのは，わずか8件にすぎない。それらのうち，3名(2名は弁護士のアドヴァイスによって)が，供述を拒否し，3名が，自己負罪的な供述をしておきながら，署名を拒否し，1名が，有罪を自認する供述しておきながら，署名することあるいは共犯者を明らかにすることを拒否したのである。他の1名は，選任を要求して与えられた弁護士のアドヴァイスによって，自白した。(2)告知があっても被疑者の行動に変化が生じなかったと評価される残りの73件のうち，約半数においては，自己負罪的な供述は，なされなかった。それらの多くにおいては，告知されるまでもなく権利を知っていた，あるいは，告知以前から完全に挑戦的であった，という意味において，告知の効果が認められないのである。それに対して，他の半数においては，告知があったにもかかわらず，自己負罪的な供述がなされてしまい，その意味で，告知は，効果を現わさなかった。

8．告知がほとんど効果を有しない，という結論は，以下の理由に照らすと，驚くにはあたらない。(1)ほとんどの取調は，強制的ではないが，取調における被疑者側のイニシアティヴを阻害するように，工夫されている。告知が与えられるときは，しばしば，その重要性と有効性を最小化あるいは否定するような仕方で，表現されるのである。そのうえ，警察段階における供述や弁護士の重要性に関して，誤った考えをもっている被疑者が，多く存在する。したがって，めったになされないことだが，刑事が，告知の意味を，完全に明らかに教えないかぎり，ほとんどの被疑者は，その重要性を理解しえない。(2)観察対象となった被疑者が，ほとんどすべて，逮捕の理由である犯罪を行っていて，証拠が挙がっていることを知っていた，という事情も，同様に重要であろう。黙秘していても，証拠をつきつけられると，何かアリバイを作ろうと，通常は，嘘の供述をするのであるが，何であれ，ひとたび供述してしまうと，あとは，坂道を転げ落ちるように，自己負罪的な供述に行きついてしまうのである。(3)自分が有罪であることを自覚していて，その有罪を否定するきっかけを発見できない被疑者には，告知の効果は，現われない。(4)26件においては，被疑者は，弁解的な供述をしているにすぎないと信じていたようであって，このような場合，告知は，効果を有しない。しかし，正当化しようとする試みのほとんどは，自己負罪的な供述となって，終わるのである。

7. 上述のように，ミランダ・ルールは，法執行の現状を覆す方向で作用するとは思われないが，ミランダ判決が，警察官自身の態度やモラール morale に大きく作用したことは，明らかである。(1)刑事のある者は，自分の職務に対して消極的な態度を示すようになった。裁判官自身に解決させよう，というわけである。(2)おそらく最も重大なことは，ミランダ判決を，地方警察とそれがかかえている問題をほとんど知らない裁判所からの個人的挑戦 personal rebuke，と受け取っていることである。裁判所は，警察官 policemen を悪意ある nasty 者と考えて信用していないからこそ，警察官自身にその行動を自律させるよりは，犯罪者を放免する方を望むのだ，というのである。(3)このような感情は，裁判所と弁護士に対する根本的な不信によって，強化される。犯罪問題はますます悪化し，道徳は衰えていくのに，裁判所が警察による一般市民の保護を妨害し，有罪である犯罪者を助けようとしているのは，理解できない，という。多くの刑事が思いつく唯一の理由は，彼らは犯罪問題を理解していないからだ，あるいは，彼らは共産主義者からだ，というものである。(4)多くの刑事は，自白は逮捕の正しさの証明だ，と考えているようである。そのうえ，自白は，犯罪の細かな部分をすっかり埋めてくれるし，犯罪と被疑者に関して再び利用できる情報のストックをも与えてくれるのである。(5)多くの刑事が尋問を楽しんでいる，という事実も重要である。彼らと被疑者の間のウィットあふれるやりとりこそが，彼らの職場の最も刺激的で興味深い部分なのであって，被疑者を供述させたとき，彼らは真の満足感を得るのであるが，ミランダ判決は，その楽しみの多くを破壊したのである。(6)そのうえ，多くの刑事にとって，尋問こそが，彼らをパトロール警官から識別する技能なのである。被疑者の口を開かせることによって犯罪を解決する，という事態は，おそらく，洗練された捜査技法の一般的な欠如によって，強化されているのであるが。(7)最後に，警察官は，ミランダ判決を，犯罪解決率 the clearance rate を損うものと考えている。彼らの実績はそれによって評価されるものと予期されているから，ミランダ判決は，彼らの地位を脅かすものと感じられるのである。しかも，訓練・研修の場において，ミランダ判決は警察の機能を阻害するが法である以上は従わねばならない，というアプローチが採られる結果，その感情は，助長される。

以上のように報告した Wald らは，次のような議論によって，この生彩に富んだリサーチ・レポートを閉じている。

1. New Haven におけるデータに見る限り，ミランダ判決後，大きな変化は生じていない。ミランダ判決に対する批判の予測に反して，法執行に対するインパクトは

小さい。それには，以下の２つの理由がある。(1)そもそも，このような中規模な都市においては，重大犯罪は，比較的に稀であるし，警察官も，かなりの証拠がなければ，滅多に被疑者を逮捕しないので，取調は，犯罪解決における２次的な役割しか演じていない。つまり，犯罪者が現行犯で逮捕されたり，目撃者が現われたりしない限り，科学的捜査の手段に乏しい警察は，逮捕に十分な証拠すら収集しえないのであって，その意味でまず，拘禁状態における取調ということは，問題とならない。他方，そのような証拠が利用できる場合，それはほとんど決定的であって，犯罪は解決されたも同然であるから，その意味で，取調はやはり不必要なのである。(2)そして，ミランダ・ルールが順守される場合ですら，取調にはほんのわずかしか影響しないと思われる。警察官は，被疑者に対する質問を続行し，新しい制約にもかかわらず，その目的を達するのである。なぜならば，まず，告知は，役立たないとは言わないにしても，警察署が有するかも知れない「本来的に強制的な雰囲気」を除去することなど，できはしないからである。逮捕・尋問という危機にさらされた被疑者は，いかに対処すべきか迅速に決断しなければならないのであるが，彼には，法執行機関側の動きがわからないし，いかに対処すればいかなる結果が生ずるかも，不明なままである。かような状況では，ミランダ・ルールに基づく告知は，刑事手続に関する詳細な知識に代わりうるものとはなりえないし，形式的な権利に関する知識があったところで，被疑者にとって大した助けにはならない。１人にされて尋問される以上，被疑者は，警察官の敵ではないのである。(3)また，告知の無力さとはまったく別に，刑事たちが告知を一貫した仕方で誠実に実施するとは信じられない，という事情がある。ミランダ判決の要求がよりよく知られるようになったとしても，彼らに対する訓練とその価値観のゆえに，とくに困難な事例において，告知は行われないのである。そして，たとえ告知が実施されるようになっていくとしても，それが完全かつ公正になされることを確保するのは，より困難である。刑事の声の調子，付加あるいは削除されるわずかな言葉，告知が与えられる状況，これらはすべて，事後的には審査しにくく，したがってコントロールしがたい要因なのであるが，被疑者自身の権利の理解に対しては，大きく影響するのである。

2．単なる告知では，確固とした「黙秘権の真の理解と理性的な行使の保証」が得られないとするならば，ミランダ判決を促進した目的それ自体を，新たに検討しなければならない。そして，判決が述べているように，被疑者と警察とを平等な立場に置くことが目的であるとするならば，その目的は，警察官による尋問が始まる前に弁護

人を与えることによってのみ，達成しうる。われわれは，そのような目的を正しいものと信ずるから，取調開始前に弁護人を与えることを，提案したい。もっとも，もし，ミランダ判決や以前の類似の判決の目的が，被疑者の不利な立場を解消することにではなく，単に減少させることにあったとなるならば，それらの判決は，その限りで，成功と言えるかも知れない。しかし，かような状況は，不幸な中間点なのであって，断じて終点ではない。

3. ミランダ判決に基づく告知のより重要な効果は，長期的なものである。それは以下の2通りの仕方で，現われる。(1)被疑者側での権利に対する自覚を増大させるのに役立つ。このような一般的な教育的効果は，個々の告知よりも，より重要であろう。(2)ミランダ判決とその前駆的判決は，警察官に対して，重要な効果を与えたと思われる。彼らは，今や，彼らの行動が司法審査の対象となることを知っているのであるから，この審査によって彼らの用いるタクティックスが緩和されコントロールされる限度において，被疑者の不利は，緩和される。とくに，テープ・レコーダーのような手段を用いて司法審査がより有効になされる場合には，そうである。もちろん，警察官のモラールは，重要な考慮の対象である。ミランダ判決は，おそらく，警察官がシステムを乱用している，という前提ではなく，システム自体が誤っている，という前提で書かれるべきであった。

かくして，ミランダ判決直後の New Haven の実態に関する Wald らの研究によれば，ミランダ・ルールの第二次統制機能は，きわめて弱体であることが明白である。それは，一方では，支持者たちの期待に反して，被疑者の権利の保護という目的を達成しえず，他方では，反対者たちの主張に反して，捜査活動の能率を損うものでもない。Wald らは，長期的・教育的な効果の存在を肯定的に評価しているが，具体的な個々の事例における被疑者の権利をその段階で保護しえていないとすれば，ミランダ・ルールが本来果すべきものと期待されていた機能との関係では，ほとんど無意味に近いことになろう。(61)

すでに繰り返し指摘しているように，第二次統制のためのルールは，規範的コミュニケーションの内容の解釈を対象者自身に委ねざるをえない，という点において，すでに，重大な弱みを有している。しかも，ミランダ・ルールにおいては，事後審査のための中心的資料である捜査の記録は，第二次統制の対象である警察官自身によって構成されるのであって，取調などの状況を忠実に伝えるものではないから，ルールからの逸脱に対する制裁（証拠排除など）が用意されているとしても，それが発動され

るかどうかは，かなり不確実であり，したがって，逸脱行動の事前の抑止も，ほとんど期待できない。また，警察官に対して，一方では，法執行の agent として機能することを要求しながら，他方では，法執行の対象となる者たちの権利を擁護するための最前線を担わせようというのは，冷静に眺めるならば，いかにも倒錯した発想である。被疑者に対するアンビヴァレントな関係を強要された警察官が，法執行の agent としての行動により強く傾くであろうことは，彼らに対する社会的圧力のあり様から判断して，容易に予想される。その意味では，「制度それ自体が誤っている」のある。そして，ミランダ判決の内容を要約した際に指摘したように，いくらかのあいまいさが存在していることも，否定できない。したがって，ミランダ・ルールが順守されがたく，被疑者の権利保護にとって不十分なこと，あるいは，警察に対する重大な脅威となりえないことは，大いに予想しえないはずである。その意味では，ミランダ・ルール型コントロールに対する支持者も反対者も，同じ誤りを犯していたわけである。(82)(83)

しかし，そうだとしても，Yale University の Law School のプロジェクト・ティームによるこの研究は，その価値を失うわけでは，まったくない。

ここで重要なことは，ミランダ・ルールの現実の機能に関する主張が，なお不完全なものであるとはいえ，方法的な知識に基づいてなされていることである。Wald らの政策論的提案の合理的な説得力は，被疑者の権利それ自体に関する価値判断を別にするならば，まったく，その方法的な知識に負っているのである。私が指摘したミランダ・ルールの弱体は，ミランダ・ルールの現実の機能に関する仮説の形成を助けるにすぎないのであって，いずれの仮説が（少くとも暫定的に）正しいものとして扱われるべきかは，論者の個人的経験に基づく推断や，社会一般の常識によってではなく，経験科学の方法によって，判断されるべき事柄なのである。とくに，刑事法的社会統制という，人々の生命・身体・自由・財産その他に重大な結果をもたらしうる政治現象の実態に関して，経験科学的な検討もせずに，あるいは，経験科学的な検討を行う意志も能力もないままに，解釈論的・政策論的な提案（それは，一種の政治的行動である）を，学問の名において行うことは，強く排斥されねばならない。

かくして，Wald らの研究は，常識的結論のゆえをもって，価値なきものと評価してはならない。彼らの研究は，刑事法的社会統制の現実の機能を比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおいて解明する上での行動研究の必要性を例証する1つの顕著な事例にほかならない。それゆえにこそ，私は，上記のように詳細な紹介を行ったのである。(84)

〔3〕 行動研究の原理的限界── 行動論的政治学の限界に学ぶ ──

さて，これまでの議論によって，行動研究を試みるべきである，という主張の根拠は，ある程度は理解されたことと思う。そこで問題となるのは，刑事法的社会統制の現実の機能に関する行動のレヴェルでの研究は果して何を解明できるのか，何を解明できないのか，という問題である。もとより，行動研究の可能性に対する現実的制約に関しては，ここで論ずるには及ばない。それは，個々の研究者あるいは研究者の社会としての学界が，不断の努力によって，徐々に排除していくべきものであり，また，排除しうるものであろう。現実的制約を理由とする行動研究への反対は，論者自身の怠慢を正当化する空しい口実にすぎない。したがって，ここでは，行動研究の原理的な限界を理由とする反対論ないし批判を検討すれば足りる。

そして，行動研究の原理的な限界を論ずるとき，もっとも参考に値するのは，行動論的政治学の限界に関する議論であろう。それは，以下のような理由による。

1. 刑事法的社会統制は，(政治的) 価値 (判断) に関係した社会現象であるという意味で，政治現象と共通性を有するのみではなく，これまで繰り返し指摘してきたような理由によって，それ自体，重要な政治現象である。

2. Easton〔1967〕や Eulau〔1967；1968〕が述べているように，行動論的政治学は，個人の政治行動に関する研究と単純に同一視すべきものではなく，それ以上に，社会科学全体における，経験科学の前提と方法に密接に結びついた理論の時代の到来を証明するものであって，社会科学全体の展開の一部として捉らえるべきものであり〔Easton, 1967, 1931〕，理論的な分析の単位も，個人である必要はなく，集団・組織・システム・国家などのレヴェルにとられることの方が，むしろ通常なのであるが〔Eulau, 1967, 36；1968, 203〕，少くとも，経験的な分析の単位が個人であるという意味において，あるいは，集団や組織がその成員の行動を離れては存在しないことを前提しているという意味において，刑事法的社会統制の領域における行動研究と，同一の性質を有している。

3. そして，何よりも，私が最終的に目ざしている刑法社会学もまた，経験に裏打ちされた理論の獲得を志向する学問的な営みである，という点において，両者は，共通の土俵の上にある。なぜならば，行動研究は，刑法社会学への第1歩であるから。

そこで，行動論的政治学の原理上の限界を指摘するものの1例として，さしあたり，Sibley〔1967〕の議論を，素材にしてみよう。私が Sibley のこの小論をとりあげたのは，田中靖政・武者小路公秀という，わが国の代表的な行動論的政治学者によ

って,「今日ではいわゆる『ポスト行動主義革命』論がおこなわれている。この議論は，厳密科学たろうとする行動理論の努力はこれを認めつつも，そのためにこの傾向の諸研究があまりにも客観主義的・没価値的に走ったことを強く批判し，行動主義分析の対象として現実政治の直面している諸問題をとりあげるべきだとするものである。このような最近の動きの中で，シブレイの提起している問題点のいくつかをとらえなおす必要があろう」〔Charlesworth, 1971, 編訳者あとがき〕として，高く評価されている（？）からである。

ともあれ，Sibley の論旨の根幹は，次のように要約できる。

1．行動科学者といえども，いかなる領域のいかなる対象を研究すべきか，という判断は，行動論の方法によってではなく，彼自身の価値判断・生活経験・社会観・政治観などによって行わざるをえない。

2．行動論的政治学は，それ自体では，特殊政治的なものとは何か，を定義することができず，政治現象を政治以前のものに分解してしまい，その研究を，社会学・心理学・精神医学などにおける研究に還元してしまう。

3．行動論的政治学は，何が価値あるものとされるべきか，を決定できない。価値体系の定式化は，言語分析・理性・直観などを利用して行うべきである。

4．行動論的政治学者は，自身の行動に対する科学的説明を与えることができない。

5．行動論的政治学は，短期的・部分的・仮言的で科学的な予測・説明を行いうるのみであって，大宇宙的な歴史事象に関する説明・予言や，全体世界の包括的認識を提供することはできない。そのような予言や包括的認識は，非科学的な想像力，実際的経験に基づく推論，包括的洞察，弁証法，歴史の趨勢に関する非科学的な包括的判断，などによって提供される。

6．3.5.の結果として，行動論的政治学は，それ自体では，実践哲学としての任務を遂行できないし，政策形成を行うこともできない。実践哲学としての任務や政策形成は，3.5.において対比的に示したような方法をも用いて行われるべきである。

このように論じた Sibley は，「政治学者は，……行動論者以上の者でなければならない。彼は，歴史家，法律家，倫理学者でもなければならない。……政治を理解するということは，……厳密さと同時に，芸術家に特徴的な洞察をも含むのであり，部分それ自体の分析に加えて，部分と全体との相互関係の把握をも含むのである」と主張するのである。そして，以上のような Sibley の議論が，その重要な部分において，

M. Weber, H. Kelsen, B. Russell, K. R. Popper, E.Topitsch などが執拗に攻撃しつづけてきたさまざまなファラシー[65]を含むことは，一見して推測できよう。そのような評価は，Sibley〔1967, 60, 65〕自身が Popper の見解を引用している，という事実によっては，何ら緩和されない。そして，Sibley は，Easton の主張を受け入れる，として，正当にも，行動論的政治学とは，「より洗練されていて厳格な経験主義――『科学的な』理論と『行動』に照らしてテスト可能な検証過程とをともに強調する経験主義――を追求しているように思われる今日のアメリカ政治学における思潮」である〔52〕，と捉えているのであるから，行動論的政治学と素朴な盲目的経験主義とを混同し，その結果として，そのようなファラシャスな議論へと導かれてしまった，というような可能性は，まったく考慮する必要がない。

とくに，還元主義，歴史事象の予測，弁証法，などといった事柄は，科学哲学[66]におけるきわめてコントロヴァーシャルな問題であって，その十分な検討のためには，科学哲学における議論を借用しなければならない。しかし，ここでは，科学哲学上の問題それ自体を論ずるのが目的ではないし，私自身も，その任に耐えないことは明白であるから，以下においては，Sibley が提起する問題を検討するためにさしあたり必要な限度において言及するだけにとどめ，可能な限り，私自身の言葉で語りたいと思う[67]。また，還元主義のあるものは，したがって，はじめに述べた共通性の第2点の大部分は，ここで検討するよりも，経験的分析の単位として個人をとるべきだ，という，冒頭に示した私の第3のテーゼを論ずる際に検討した方が適切であるから，後述するところに，ゆずるとしよう。

このような議論の大部分は，刑事法的社会統制の現実の機能を比較的にマイクロスコーピックなレヴェルで解明するための行動研究，というここでの課題に，直接関連しているものとは言えないが，行動研究が，刑法社会学への第1歩であり，刑法社会学もまた，経験に裏打ちされた理論の獲得を志向する学問的な営みである以上，これらを避けて通ることはできない。これらの問題に対して正面から取り組まない刑法社会学者は，方法論的な自覚と反省を欠くものである。

ともあれ，Sibley の議論は，以下のような問題点を含んでいるように思われる。上に要約した項目ごとに，示していこう。

1. 結論的に言えば，この点での Sibley の批判は，行動論的政治学の限界を示すものでは，まったくありえない。なぜならば，経験科学においては，ある命題が論理的な問題を含まないことが確認されている場合には，命題それ自体の経験的妥当性こ

そが，もっとも重要だからである。そのような命題の主張が発生的にいかなる源泉に依拠しているか，という，仮説形成・対象選択の心理的過程は，どうでもよいことなのである。[68] このことは，行動論的政治学のみならず，刑法社会学（および経験科学的研究を自ら展開するかぎりにおいての社会学的刑法学）を含むすべての経験科学において，ひとしく承認されなければならない。命題の経験科学的地位の判定基準として，私のように，反証可能性 falsifiability[69] をとる場合には，当該命題に対する反証へのその時々における最善の努力をこれまでのところはすべてしりぞけてきた，という永遠に暫定的な性質としての，命題の経験的妥当性が確認される過程において，論者自身の価値判断・社会観 etc. に起因するゆがみが存在しないかぎり（そのようなゆがみが常に発生する，と言えないことは，明らかである），経験科学としては，何ら問題はないのである。研究者の社会における公正な相互批判を通じてのそのような確認を可能にするための社会的要請・公共のルールとでも呼ぶべきものが，命題の間主観的批判可能性[70]の要請にほかならない。たとえば，Sibley 自身も述べているように〔57～58〕，N. Copernicus が，地動説への仮説形成過程において，非合理的・審美的な感情に支配されていたことは，いまや周知の事柄であるが[71]，そのことを指摘しただけでは，地動説の経験的妥当性が反証されたことにはまったくならないのである。さらに言えば，かような仮説形成・対象選択過程における発想の源泉は，それが何であれ，そこから導かれた命題自体の経験的妥当性との関係においては，プラス・マイナスいずれの方向においてであれ，何の権威も有しない。しかも，いかなる価値判断・社会観 etc. ― 問題意識――を有すべきか，を命ずる客観的な基準は，原理的に，存在しえない。なるほど，Sibley の意図は，価値判断に左右されない経験科学的認識の可能性の主張を批判することにあったのかもしれないが，もしそうであるとするならば，それは，経験科学的研究の対象としての「価値判断に関係した現象」と，経験科学的研究への動機としての「価値判断」とを混同している点において，まず誤っているし，M. Weber 以来の，価値判断から自由な経験科学的（なかんずく社会科学的）認識の可能性を主張する論者は，いずれも，問題提起・対象選択・仮説形成などにおける，そしてその限りでの，実践的価値判断の大きな役割を，むしろ肯定的に認識しているのであるから，そもそも，批判すべき相手が実在しないのである。[72] いずれにせよ，Sibley の議論は，行動論的政治学の限界を示す批判ではありえない。[73]

2. ここでの Sibley の議論は，定義に関する部分と，還元主義に関する部分とに分つことができる。

(1) 定義に関する部分については,以下のように考えることができよう[74]。まず,通常,定義 definition と呼ばれる論理的操作は,規約的定義 stipulative definition (真正な定義 echte Definition)・報告的定義 reportive definition (擬似定義 Pseudodefinition の1種である記号説明 Zeichnerklärung)・実在的定義 real definition (同じく擬似定義の種である事物説明 Sacherklärung) という3種類の現象を含んでいると思われる。規約的定義は,特定の言葉その他の記号の用法に関する約束・決定を述べるものであり,その記号を使用する者がそれによって意味しようと考えている事柄を述べるものである。したがって,規約的定義は,真か偽か,という,真理値 truth value を有しない。われわれがなしうることはその約束・決定が,その記号を用いて行おうとする作業,ここでは,ある特定の領域・対象に関する経験科学的研究の特定の観点から判断して,適切であるかどうか,を論ずることのみである。しかも,いかなる領域・対象に関していかなる観点からアプローチすべきか,を決定する基準も,いかなる記号をいかなる意味で使用すべきか,を判定する基準も,ともに,客観的なものではありえない。規約的定義をどのように下すかは,少くとも原理上は,自由に行いうるのである[75]。したがって,Sibley が,規約的定義として,政治的なもの,の絶対的な定義を求めているとするならば,それは,明らかに誤っている。そのような定義は,行動論的方法であれ何であれ,まったく与えることはできない。もし,相対的な定義でよいとするならば,Sibley の批判は無意味となる。これに対して,報告的定義は,特定の言葉その他の記号がいかなる人々によっていかなる意味で使用されているか,を述べるものであるから,経験的な真理値を有する。したがって,Sibley が,報告的定義として,政治的なもの,の絶対的な定義を求めているとするならば,それは,この報告的定義の性質上,無意味である。おそらく,さらに,記述的相対主義に反することになろう。もし,相対的かつ報告的な定義でよいとするならば,それはまさに,経験科学的研究の対象であり,行動論的方法のよくなしうるところであるから,Sibley の批判は,無意味となる。以上のような規約的定義・報告的定義に対して,実在的定義は,やや複雑な構造を有する。すなわち,規約的定義・報告的定義は,ともに,言葉その他の記号の用法をめぐる問題であるが,実在的定義においては,特定の対象・事実がいかなる性質を有するか,が問題とされる (より正確に言えば,定義の問題であるというふれこみでそのような命題が提示されるとき,私は,それを,実在的定義,と呼ぶ。これは,それ自体,1つの規約的定義であろう)。たとえば,従来,法とは何か,という問題が発せられるとき,その多くは,この種の定義を求めていたよう

に思われる。しかしながら，私には，実在的定義と呼ばれる問題は，実質的な議論に値しない，解消されるべき問題＝仮象問題 Scheinproblem にすぎないように思われる。[76] なぜならば，もし，当該の対象・事実を指示するために用いられる記号の規約的定義が明晰に与えられているとするならば，われわれがなすべきことは，当該対象・事実の論理的あるいは経験的な特性の分析・観察・報告に尽きるのであって，定義という問題は，まったく生じないからである。また，規約的定義（と言うよりも，いかなる言葉その他の記号を用いるか）が決定されていないとするならば，当該研究者の特定の観点目的に適合するように決定すればよいのであって，その際，その記号によって指示しようとする対象・事物の特性を，定義の中にどのように読み込むか，という問題もまた，当該観点・目的との関係において，相対的に判断すれば足りる。したがって，もし，Sibley が，実在的定義として，政治的なもの，の定義を求めているとしても，それは，規約的定義あるいは説明的定義の問題に還元されてしまうだけのことである。かくして，定義論を論拠とする議論は，行動論的政治学に対する批判では，まったくありえない。

(2)　還元主義は，さらに複雑な検討を要する，はるかに困難な問題であり，還元にも，さまざまな態様がある。[77] Sibley 自身が，還元主義という言葉を，通常の仕方で用いているとするならば，それは，おそらく，次の２つの態様を含むものと言ってよいであろう。すなわち，政治学的な概念や法則は，すべて，社会学的・心理学的・精神医学的な概念と法則に還元することができる，という主張と，政治学的な概念や法則は，すべて，政治現象に関係している個人に関する概念と法則に還元することができる，という主張である。これらのうち，後者＝方法論的個人主義に関しては，はじめに述べたように，後述するところにゆずり，ここでは，前者の主張のみを検討することにしよう。さて，この主張は，さらに，政治学的な概念は，すべて，社会学的・心理学的・精神医学的 etc. ―― 非政治学的な概念によって定義できる，という主張と政治学的な法則は，すべて，社会学的・心理学的・精神医学的 etc. ――非政治学的な法則から演繹できる，という主張を含むものであることが，明らかである。そこでまず，定義可能性から検討してみると，非政治学的概念によって可能な定義は，政治学的概念が指示する対象・事例の外延に関する非政治学的概念による報告的定義，であるように思われる。すなわち，政治学的概念Ｘの指示する対象は，政治学的概念を含まずに定義された概念Ｙの指示する対象と，その外延を同じくする，という報告・記述である。したがって，これ以上の主張はなしえない，という意味において

は，還元主義は限界を有するが，そのことの指摘は，批判になりえない，ということになろう。非政治学的概念は，定義上，政治学的概念を含みえないのであって，そのことを理由とする批判は，単なるトートロジーにすぎないのである。そして，法則の演繹可能性に関してもまた，同様の問題を指摘することができる。なぜならば，政治学的な法則は，当然に，政治学的な概念を用いて表現されねばならないのであるが，そのような法則を政治学的な概念を含まない法則から演繹することは，論理的に，不可能だからである。かくして，政治学的概念や法則の非政治学的概念や法則への還元可能性は，同一の外延に関する報告的定義が非政治学的概念によって可能な限度においてしか存在しない，と言えそうである。以上のような私の議論に，誤りがないとすれば，還元主義者がなしうることは，当該の対象・事物の特性を，還元しようとする学問領域の技法を用いて観察・測定・分析し，その結果を，その学問領域の概念や法則を用いて記述することに，尽きることになる。その記述が，報告的定義としての性質を有するのである。そこで，「人種的偏見」という概念を，仮に，政治学的概念の例としてとりあげてみよう。それは，Sibley 自身が，政治学的なもの，と判定しているように思われるからである。そして，「人種的偏見」という概念を用いて，「A市の黒人は人種的偏見の被害を受けている」という主張と，「A市の警察官は，警察官としてのキャリアを積めば積むほど，人種的偏見が強くなる」という主張を，作ってみよう。これらの主張が，政治的なものに関する主張であることは，おそらく，Sibley も承認しよう。そして，まず，前者を還元した主張の1例として，「A市の劇場では，黒人は，有色人用と書かれた桟敷に座らなければならない」という主張を作ってみよう。この主張には，「人種的偏見」という政治的な概念は用いられていないから，この主張からもとの主張を演繹することはできない。もとの主張を演繹するためには，「劇場の座席を，白人と有色人とで区別するのは，人種的偏見の現われである」という主張を，両者を媒介するものとして補わなければならない。そして，そのことから，政治学的概念を含む主張は，同一の外延の画定を明確に行なわせうるような適切な主張を媒介させることによって，政治学的な概念を含まない主張に還元しうることが，明らかである。したがって，そのような媒介のための主張が用意されているかぎり，政治学的な概念を含まない主張もまた，当該対象を，政治学的な問題として取扱っていることに，何ら変わりはなく，また，そのような考慮を払っていない行動論的政治学者は，おそらく，存在しまい。むしろ，もとの政治学的な命題の経験的妥当性が，認識上有意味でありうるのは，それが，媒介命題を経由して，操作的・記述的な主張として表現され

うるからである。「人種的偏見」というような語を，ひたすら眺めたからといって，それを用いて表現された主張の経験的妥当性は，一向に明らかにはならない。続いて，後者の主張を見よう。ここでは，「人種的偏見」の操作的な定義や，主張自体の経験的妥当性は，すでに確認されていて，われわれの政治学的関心は，「そのような人種的偏見の増大は，いかなる過程で，いかなる要因によって，現れるのであろうか」という問題にあるものとしよう。「人種的偏見」を政治的なものと考える者は，「人種的偏見の形成過程」もまた政治的な意義を有するものであることに，おそらくは，同意しよう。さらに，仮説形成にあたって，学習 learning，成人期社会化 adult socialization，態度変容 *attitude change*，職業的人格 *professional personality* などの，それ自体としては非政治的な（と認められているものとしよう）概念を用いたとしよう。たとえば，「黒人の反抗との頻繁な接触が，警察官の態度変容をひきおこし，警察官は，黒人被疑者に対して，より大きな予断をもって臨むようになる」というような仮説である。かくして，われわれが行うべきことは，「黒人の反抗との接触」という経験＝刺戟が，「黒人被疑者に対する予断」という行動＝反応を導くような態度変容をひきおこすかどうか，という問題の経験科学的研究ということになろう。そして，その作業は，まったく，態度・態度変容研究上の技法・概念・法則などを援用して遂行しうることは，明らかである。(78) すなわち，その限りで，政治的な問題は，心理学的な問題に還元され，行動論的政治学者は，いわば，心理学上の行動論的研究者とならざるをえない（この比喩は危険ではあるが）。しかしながら，このことは，政治学的な問題が，政治学的な問題でなくなってしまう，ということを意味しない。さしあたり心理学的に取り扱われている問題が，まさに政治学的に重要な問題であるという判断は，当該の行動論的政治学者によって，すでに下されているのである。ここで必要なことは，そのような判断を示す主張が，政治学的な概念によって表現された主張と，非政治学的な概念によって表現された主張との間に，明示的に介在させられることのみである。したがって，たとえ，投票行動の心理的メカニズムが，Sibley の言うように〔1967, 55〕，「投票者の抑圧された欲望を満足させるような仕方で，あるいは，個人的な『欲求』を表現するような仕方で」行なわれる，というような，まったく非政治学的な概念・法則によって説明されたとしても，投票行動とその心理的メカニズムの占める政治学上の地位は，まったく変化しないのである。かくして，私には，還元主義にまつわる論理的限界は，政治学的な概念や法則および，それらによって表現された主張の，非政治学的な概念や法則およびそれらによって表現された主張への還元可能性を，た

だちに否定するものとはなりえないように思われる。そのような還元可能性は，両命題を媒介する命題の存在と，政治学的な概念・法則・命題などが指示する対象・事物に関する非政治学的な（還元しようとする学問領域の）技法・概念・法則を用いた経験科学的研究の結果に，依存しているように思われる。すなわち，還元可能性は，いわば，そのような経験的根拠から独立には，判定しえないように思われる。したがって，還元主義に陥る可能性を指摘するのみでは，行動論的政治学者のある者が現実に行っているような，政治的なものの社会学的・心理学的・精神医学的 etc. ――伝統的政治学の方法によらない研究に対する批判とはなりえないのである。しかも，Sibleyにとって不利なことに，何が政治的なものか，を判定する絶対的な基準は，定義の問題との関係において，すでに述べたように，まったく存在しない。この点に関して，Sibleyは〔55〕，「政治的なものは，一般的に言って，われわれの感覚のいかなるものによっても，あるいは，それらの感覚の連合によっても，見ることはできない。……われわれは，『心の目』によって，……政治的なものを見ることができる」という驚くべき見解に同意するようであるが，Sibleyが，かような超感覚的な認識能力（？）を援用せざるをえない，という事実が，まさに，政治的・政治学的なるものの，客観的な判断基準が存在しえないことを，推測させてくれる。いかなる領域のいかなる問題を，政治的なるものとして，政治学の研究対象に含めるべきかは，少くとも原理的には，当該研究者の有する価値判断・社会観・政治観 etc. ―― 問題意識・研究目的との関係において，相対的にのみ決定しうる事柄であり，しかも，いかなる問題意識・研究目的を有しているかは，すでに述べたように，当該研究者によって提出された命題の，論理的・経験的妥当性には，一切，影響しないのである。かくして，政治現象の研究のために伝統的政治学以外の学問領域における技法・概念・法則などを活用しようとする試みに対して，それが還元主義であることを理由に批判を行う議論は，その出発点において，きわめて脆弱な基盤にしか，立脚しえないのである。もしそうであるとするならば，少くとも，政治学を，経験に裏づけられた理論的知識の蓄積を目ざす間主観的に批判可能経験科学として発展させようと考えるかぎり（あくまで，かような問題意識に同意するかぎり，であるが），行動論的政治学の，他の学問領域における技法や知見に対する開かれた姿勢は，政治学の，政治現象の経験科学としての可能性を，より拡大するものとして，むしろ，歓迎されるべきである。この点に関して，Eulau〔1968, 203〕は，次のように，論じている。「政治的行動の分析は，行動諸科学……において共有されている関係枠組 a frame of reference を選択する。人間の

政治的行動は，社会的存在としての彼の全行動の，単なる一側面であるから，政治的行動の分析は，実際的な interdisiplinary ものでなければならない。……政治的行動に関するある問題は，社会的関係 social relations のレヴェルにおいて，もっともよく，定式化され，探求されうる。別の問題は，文化のレヴェルにおいて，さらに別の問題は，パーソナリティのレヴェルにおいて，もっともよく，定式化され，探求されうる。分析のどのレヴェルが選択されるかは，研究されるべき問題と，一般的説明と特殊的説明のいずれが求められているか，の程度とに，かかっている。」

かくして，この項目における Sibley の批判もまた，理由がない。

3. 方法論的二元論やメタ倫理学的相対主義（いわゆる非認識説・主観説・価値情緒説）をあらためて持ち出すまでもなく[79]，行動論的政治学が，何が価値あるものとされるべきか，を決定できない，という Sibley の指摘は，まったく正しい。しかしながら，「行動論的方法が，われわれが究極的な意味で何を価値あるものとすべきか，を決定できない，という事実は，究極的な価値が，『客観的に』われわれの個人的な価値認識から独立に存在するかどうか，という問題に関しては，何ものも含意しない」という Sibley〔63〕の主張は，まったく正しくない。すでに繰り返し述べているような，価値判断の客観的な基準は存在しえない，という，まったく論理的な理由のゆえに，行動論的政治学者もまた，自身の下した価値判断を，客観的なものとしては，提示しえないのである。そして，そのことは，行動論的政治学者のみならず，いかなる者の下す価値判断においても，同様に妥当する。かくして，この項目における Sibley の議論もまた，行動論的政治学に対する批判とはなりえないことは，明らかである。行動論的政治学者がなしえないこのことは，他のいかなる者にとっても，なしえないことなのである。ちなみに，Sibley は，ある所では，賢明にも，「究極的価値の客観的存在が，他の方法によって証明されうるかどうか，ということは，われわれのここでの検討の対象ではない」と述べているにもかかわらず〔63〕，他の所では，「価値体系の定式化は，……言語分析 linguistic analysis，理性 rationality，および直観 intuition の任務である」と主張している〔69〕。しかしながら，もし，Sibley のこの価値体系が，客観的なものとして提出されるのであれば，それは，まったく誤っている。まず，言語分析が無力であることは，記述的命題から規範的命題を演繹することはできない，ということから，自明である。そこで，客観的価値体系の認識方法としての理性・直観の主張＝メタ倫理学説における直観説（いわゆる認識説・客観説の1種）が問題となるが，これまた，致命的な欠陥を有している[80]。すなわち，直観説の主張は，要

するに，「『甲は道徳的に正しい』というような規範的命題は，『甲』という対象が『道徳的に正しい』という非自然的な属性を有している，という客観的事態の存在を主張しているのであって，その限りでは，『甲は宮沢節生である』というような記述的命題と同様に，真理値を有するのであるが，真・偽のいずれであるかは，自然主義（認識説・客観説の他の1種）が主張するような，『甲は赤い』というような自然的属性に関すると同様の経験的認識方法によって判定しうるのではなく，非自然的な属性に対する特殊な認識能力としての直観によってのみ，判定しうる」というようなものであると考えて，大過ないものと思われるが，かような主張は，いわゆる自然主義的ファラシーを回避しうるというメリットにもかかわらず[81]，Frankena〔1967，150～151〕が指摘するように，「単純な属性，特殊な非自然的または規範的な種類の属性，ア・プリオーリまたは非経験的な概念，直観，自明なまたは総合的・必然的命題等等を信じざるをえない」という点において，「認識論的性質の困難な問題」を生じ，また，「倫理判断はもっぱら属性帰属の主張である」とは考えられない，という点において，すでに妥当ではないのである。そして，さらに決定的なことに，直観説はその触れ込みにもかかわらず，実は，価値判断の客観性を証明しうるものでは，まったくありえないと思われる。なぜならば，価値判断の客観性の根拠が，かくも執拗に求め続けられてきたのは，異る価値判断が対立している場合に，いずれの価値判断が真であるかを客観的な手続によって判定したい，という，切実な実践的欲求が存在し続けてきたからではないか，と思われるのであるが，直観説は，結局は価値判断を行う者自身の主観的な確信にすぎない直観に，その根拠を求める点において，まさに，客観性の基準としての地位を，自ら放棄しているのである。すでに繰り返し述べてきたことであるが，その知識（ここでは価値判断の結果としての規範的主張）がいかなる源泉（ここでは価値判断を行う主体の確信）から得られたものであるかを述べたのみでは，その源泉がいかなるものであれ，その知識が客観的に真であることは，一向に論証されないのであって，論者の確信をいかに強く披瀝しようと，あるいは，そのような確信がいかに多くの者によって共有されているか，をどれほど力説しようと，そのことには，いささかの変化も生じないのである。そして，価値判断の客観性の判断基準に対する欲求が，価値判断が単なる主観的確信以上のものであることの論証への欲求であるとするならば，直観説の与えた答は，単なる同語反復と言うほかはないであろう。かくして，この項目における Sibley の批判もまた，まったく擁護しうるものではない。

4．Sibley 自身の自覚のほどは，きわめて疑わしいが，一般には，自己説明にまつ

わる困難な問題は，科学的説明がその特殊な場合として科学的予測を含んでいる，ということから，とくに，自己予測に関して，意識されているように思われる。[82] そして，この項目における私の結論もまた，科学的説明と科学的予測の特性に関連している。したがって，まず，いかなる特徴を備えた説明を，科学的説明として認めるか，を述べなければならない。この点に関して，私は，もっともきびしい論理的明晰さとテスト可能性を要求していると思われる見解を，支持したいと思う。[83] すなわち，私は，「説明されるべき命題が，すでに承認されている単数または複数の法則と，特定の事実を述べている単数または複数の命題とから演繹されるとき」，より簡略に言えば，「説明されるべき命題が，法則と初期条件とから演繹されるとき」，科学的説明が行なわれた，と考えるのである。[81] もちろん，法則にも，決定論的法則と確率論的法則が存在することは，言うまでもないが，それらの差異は，科学的説明の構造には，まったく影響しない。そして，初期条件が，仮言的命題として述べられているとき，かような初期条件と法則とから演繹される命題は，当該条件下において生ずるであろう事態を述べているのであって，それが，科学的予測にほかならない。つまり，科学的予測は，科学的説明の特殊な場合にすぎないのである。かくして，行動論的政治学者は自己説明・自己予測を行いうるか，という問題は，自己の過去・現在・未来における行動に関して，適切な法則および初期条件が得られるかどうか，にかかっている。なぜならば，行動論的政治学は，すでに述べたような，経験に裏付けられた理論を追求する学問として，政治現象の科学的説明・科学的予測のために，それが妥当なものである限りは，いかなる法則，いかなる技法をも動員する用意があるからである。Sibley は，「集団行動の研究に用いる統計学的その他の方法」では説明できない，と述べているが〔61～62〕，ここでは，そのような末梢的なことが問題なのではなく，自己の行動に関する科学的説明・予測の原理的な可能性という，より一般的な問題が，検討されねばならない。

(1)　そこで，はじめに，行動論的政治学者が（言うまでもなく，行動論的政治学者以外の何者であっても，まったく事情は変化しないのであるが）自分の過去の行動を科学的に説明する場合，を考察してみよう。もし，その科学的説明への意図が，自分の行動を完全に説明すること，にあるとするならば，そのためには，説明されるべきものとしての，自分の行動の記述のほかに，その時点およびそれ以前の，自分を含めた全世界に関するデータの記述と，自分を含めた全世界に関する全法則の記述とが，必要となろう。しかし，かようなきびしい要求は，実際上，満たすことが困難で

あるばかりではなく，いかなる微少な現象も，そのまま完全に模写再現することは不可能である，という理由によって,原理上不可能であり(この点については後述する)，しかも，科学的説明の通常の態様にも，一致しない。なぜならば，われわれは,通常，経験科学を追求する過程では，まず，この現象はいかにして説明されるか→この現象を説明する法則は存在するか，を問うのであるが，そこでは，完全な説明が求められているわけでは，まったくないのであって，言わば，既存の科学的知識の説明力，がテストされているのであり，むしろ，うまく説明できる法則が存在しないとき，新たな探求が始まるからである。科学的説明へのわれわれの関心は，現状で完全な説明ができるかどうか，ではなく，われわれが用意するその初期条件とその法則とによってその現象が説明できるか，ということなのである。このように考えてくると，過去の自分の行動に対する科学的説明の原理的な可能性は，他者の過去および現在の行動に対する科学的説明のそれと，同様に論ずることができる。なぜならば，過去の自分の行動の記述と，説明のための初期条件として提示したいデータの記述は，自分の主観のみに依存しないで行いうることが，少くとも原理的には，明らかだからである。それらに関する資料，説明されるべきものとしての自己の行動や，初期条件としての自己の状況に関するもっともすぐれた資料は，他者の観察に基づくものであろう。このような資料の出所までが，説明者自身に限定されなければならぬ，という理由はない。適切な法則が発見できない場合には，もちろん，説明を与えることはできないが，それは，研究水準の低さに起因する実際上の困難にすぎないのであって，われわれは，さらに研究をおしすすめ，技法をみがくことによって，徐々に克服していけばよい。いかなる者も，研究の現水準を超える説明が実際上不可能であることを根拠として，原理上の可能性を否定することはできない。かくして，過去の行動の説明に関する限り，Sibley の批判は，理由がないように見える（実は，きわめて厄介な問題が存在するのであるが，それは，最後に述べることにしたい)。

(2) そこで,今後は,現在の行動に対する説明の可能性を，検討しなければならない。そして，ここにおいて，原理上の不可能性が，はじめて問題となる。すなわち，「現在」をリジッドに考える場合，まず，説明されるべきものとしての現在の自分の行動を記述することは，明らかに不可能であろう。われわれは，現在の自分の行動を，言わば，それぞれの瞬間に感じることができるが（意識がない場合には，それすら不可能だが),それを記述するときには，すでに，一瞬過去の自分の行動に関する主観的な記憶を報告しているにすぎない。したがって，われわれは，そもそも，説明さ

れるべき現在の行動を記述することができないのである。また，法則や初期条件に関しても，明らかな難点がある。すなわち，われわれは,「現在」も，そのそれぞれの瞬間に感じることができるだけだ，という同じ事情のゆえに，初期条件と法則のうち，少くとも，現在まさに存在している初期条件と，現在まさに発見されている法則を，記述することができない（もちろん，これらの難点は，説明を行う者の関心が，すでに記述できる法則と初期条件によって説明できるかどうか，にある場合には，まったく問題にならないのではあるが)。いずれにせよ，その限りでは，Sibley の批判は，理由があるように見える（もし，そうであるとするならば，過去の行動の説明においても，ここで論じた難点が発生しないことが明らかな程度に過去の行動でなければならない，という制約が存在することになろうか。）

(3) そして，未来の行動の予測に関しては，さらに複雑な問題が，いくつか存在する。

① すなわち,まず,Scriven〔1967〕が指摘するような,「自己破壊的な予測」,つまり,「それを聞いた者たちが，ある動機,ある力をもってそれを理解し,その効果を評価したがために，当の予測が破られる」という，人間行動の予測に特有な問題がある。たとえば，選挙において，有利と予測された候補者が落選した場合，その候補者に投票するであろうと予測された有権者のいくらかが，そのような予測を知って，棄権してしまったり，何らかの理由によって，他の候補者に投票したりしたのかも知れない。また，事故を起こすだろうと予測された運転者は，より慎重に運転することによって，容易に予測をくつがえすことができるし，国際政治のような，きびしいゲーム状況においては，その行動がいかなるものであれ，相手方の予測に反した行動をすること自体が，戦略的・戦術的な得点源となりうるであろう。そして，自己行動の自己予測においては，予測の内容を知りうることは，当然であるから，反予測的な行動を（たとえ，それが，自己の真正の目的にとって，まったく不合理な場合ですら）あえて選択することは，きわめて容易である（真正な目的に合致した行動をとるために，予測の方を，あえて誤っておく，というようなことは，考えないとしても)。

② つづいて,予測一般に共通な問題として，Beckner〔1967〕の指摘する「説明の文脈依存性」がある。この問題は，もともと，私が支持しているような説明の演繹的モデルに対する批判として提起されている，「法則および初期条件から説明されるべき事象が完全に演繹できないものにも，また,予測が完全に成立しないものにも,科学的説明としての地位を認めるべきだ。」という見解の１つの根拠として，主張されて

いるものである。たとえば,「P1. X国では種痘が実施された(としよう)。P2. 種痘が実施されれば天然痘は発生しない。E.(それゆえ)X国では天然痘が発生しない(であろう)。」という説明・予測を考えてみよう。Beckner によれば,この推論における初期条件 P1. と法則 P2. からは,かならずしも,Eを演繹することはできない。なぜならば,Beckner によれば,前提群が,「もしそれがなかったらその現象は起らなかったであろうと思われる条件を枚挙し」ない限りは,説明が与えられたと考えるべきではないのであって,この推論も,もし,「X国内には病原体がまったく存在しない」というような事情が存在するとすれば,「種痘が実施されなくても天然痘は発生しない」ことになるからである。したがって,Beckner によれば,この推論は,「P1. X国では種痘が実施された(としよう)。P2. 種痘が実施されれば天然痘は発生しない——ただし病源体の存在しないような地域は除く。P3. X国はそのような地域には属さない。E.(それゆえ)X国では天然痘が発生しない(であろう)。」というような形に書き換えられねばならない。同様にして,「P1. この動物は8本足である。P2. すべての昆虫は6本足である。E.(それゆえ)この動物は昆虫である。」という推論は,「P1. この動物は8本足である。P2. すべての昆虫は6本足である——ただしわずかの畸型を除く。P3. この動物は畸型には属さない。E.(それゆえ)この動物は昆虫である。」というような形に,「P1. かって存在したガラパゴス群島のフィンチ類には子孫を造りうるものがいた。P2. 子孫を造りうるものがいれば将来も棲息しつづける。E.(それゆえ)ガラパゴス群島には現在もフィンチ類が棲息している。」という推論は,「P1. かって存在したガラパゴス群島のフィンチ類には子孫を造りうるものがいた。P2. 子孫を造りうるものがいれば将来も棲息しつづける—— ただし雷や銃などの被害で絶滅する場合を除く。P3. 雷や銃などの被害は絶滅するほどのものではなかった。E.(それゆえ)ガラパゴス群島には現在もフィンチ類が棲息する。」というような形に,それぞれ書き換えなければならない[85]。Beckner は,P2に付加された但書を,「制限化された」命題と呼び,P3.を,「抜け道」命題と呼ぶのである。このように論じた Beckner は,結論として,「生物学や歴史学その他の社会科学における多くの説明は,そのような『制限化された』命題や『抜け道』命題を必要とするのであるが,それらをすべて明示的に述べることは,きわめて困難であるし,それらのあるものは,まったくトリヴィアルなものにすぎないから,たとえ,それらが明示されていなくても,換言すれば,説明されるべき命題が,前提群から演繹できず,前提群によって単に含意されているにすぎないとしても,したがって,前提群から予測できないとしても,やはり,科学的

説明・科学的予測として，認めるべきである。」というような主張を展開するのである。つまり，前提群が説明されるべき命題を含意（演繹ではない）している，と判定できるかどうかは，本来ならば（演繹的モデルを貫くかぎりは)「制限化された」命題あるいは「抜け道」命題として明示的かつ網羅的に述べられていなければならないはずの,「その含意関係が主張されている文の文脈に関する別の事実関係」に依存しているのである。もちろん，Beckner が結論的に提案する説明の「含意モデル」自体に，私が賛成しえないことは，容易に理解できよう。なぜならば，そのようなモデルに合致するものを，科学的説明として承認するとするならば，きわめて不明晰で反証可能性の低い命題が法則として使用されうること，推論の過程もきわめて不明晰となりうること，法則・初期条件および説明・予測された事象のすべてにおいて事後的かつアド・ホックな言い逃れが常に可能になること，などが，当然に予想されるからであり，また，予測と無関係な説明は，その実践的課題を果たすことができないからである。しかしながら，一般に説明と呼ばれているものの中に，いわゆる「制限化された」命題や「抜け道」命題を必要とするものが多く存在する，という指摘は，とくに予測との関係において，したがってまた，未来の自己の行動の予測との関係において，なお決定的に検討に値するのである。すなわち,自己行動の自己予測において,法則・初期条件あるいは「制限化された」命題や「抜け道」命題として述べられていた事象以外のものが発生した場合には，自己予測は，常にくつがえされるのである。たとえば，初期条件として，私自身の生理学的・心理学的特性を導入した場合を，考えてみよう。たとえば，私自身の肉体状況やパーソナリティ・態度・科学的知識などが，予測時のままで変化しない，と仮定することは，明らかに，現実とは合致しないであろう。

③　また，Popper〔1957，ix～xi〕が指摘するように,「合理的あるいは科学的な方法によって,われわれの科学的知識の将来の成長を予測することは,不可能である」とするならば,「説明の文脈依存性」を持ち出すまでもなく，予測に使用された法則に関して，類似の問題が生ずることは，明らかである。たとえば，われわれが，将来発見されるかも知れない法則や，現存の法則に対する将来の修正や反証を予測することは，ほとんど不可能であろう。このことは，その法則が，Popper が批判するような，世界の全体としての歴史的発展に関する法則，などという代物ではないとしても，同様に妥当する。そして，予測時に使用された法則が修正あるいは反証されてしまったならば，その予測は，非科学的な，単なる予言ということになろう。もちろん，予測

された事象が，実際に生ずることもありうるが，それは，予測された法則に合致した過程によって，すなわち，予測された因果関係（説明の演繹的モデルは，「……が原因で」というような，因果関係を示す概念による表現を，まったく必要としないので，このような言い方は危険であるが）に合致した過程によって，生じたわけでは，まったくなく，たまたま，外形上，そのように見えるにすぎない。

このように考えてくると，自己行動の自己予測は，少くとも，科学的説明・科学的予測の問題として捉える限り，「以上の諸問題を演繹モデルに還元しうる限度において，可能であるにすぎない。」ということになろう。そこで，その還元可能性を，改めて整理しなければならない。はじめに，人間行動の一般的な予測可能性との関係で，考えてみよう。まず，「自己破壊的な予測」との関係においては，たとえば，予測されている当該行為者の反予測的性格に関する法則や，当該予測の態度変容効果に関する法則などが，あらかじめ，法則群の中に組み入れられていなければならないことになる。しかし，そのような法則が，かりに発見できるとしても，当該行為者が，予測に反した行動をすることそれ自体を意図し，自分の真正の目的に反してまで，あえてそのような行動に出る場合には，常に，予測が否定されることになる。もちろん，「この者は常に予測に反した何らかの行動をとるであろう。」と述べることはできるが，それは，あまりに内容空虚であるから，科学的予測と呼ぶことができない。また，「説明の文脈一依存性」との関係においては，いわゆる「制限化された」命題として述べられるべき事柄が，あらかじめ，法則群の中に組み入れられていなければならないことになる。そして，それを完全に行おうとすれば，「一般的かつ事前に予測しうる例外的事態」（？）をすべて読み込んだ法則というようなものを，構成しなければなるまい。しかし，かような列挙が，かりに可能であるとしても，あまりに多くの例外的事例への言及を含んだ命題は，全称命題であり時間的・空間的拘束を伴わない命題であるはずの法則としての地位を認められるかどうか，いささか疑問とならざるをえない。いかなる微少な事象であろうとも，それを完全に模写・再現することは，まったく不可能であるし，科学の任務も，そのような模写・再現ではないのである（この点については，後述する）。他方，いわゆる「抜け道」命題として述べられるべき事柄は，当然に，初期条件群の中に，あらかじめ，組み入れられていなければならない。しかし，それが完全に実施されたとしても，初期条件群の特性次第によっては，なお困難な問題が生ずる。なぜならば，たとえば，当該行為者の生理学的・心理学的特性を，初期条件として導入した場合には，たとえば，肉体的状況やパーソナリティ・態度・科学

的知識などの将来の変化に，備えなければならないからである。そして，その可能性は，それらの特性の変化自体を予測しうる法則が存在するかどうか，に依存するのであるが，それが不可能であることは，Popper の見解を引用して，すでに述べた通りである（もっとも，予測の場合には，初期条件は，仮言的に，「もし……ならば」という形で述べられるのであるから，もし，「そのような初期条件自体が生じうるかどうか，までを事前に確定しておく必要はない。」と考えるのであれば，この点での困難は，回避しうる)。そして，新しい法則の発見や，現存法則の修正・反証を，前提群に読み込んでおくことは，なお実現の可能性に乏しい。この法則が修正・反証されない限り，という但書を付加することはできようが，これまた，あまりに内容空虚であるから，許すことはできない。もちろん，ここでも，過去の行動の説明に関して述べたことは，同様に妥当するであろう。すなわち，私は，研究の進展と，技法の進歩によって，より妥当な法則を発見し，より精密に初期条件を設定しうることが，少くとも原理的に可能である限りは，われわれは，「研究の現水準において提示できるこの法則（群）とこの初期条件（群）によっていかなる（あるいは，この）事象が予測できるか。」を問うことで満足すべきであり，その予測が現実の事象に合致しなかった場合には，決して，事後的あるいはアドホックな言い逃れを許すべきではなく，さらに研究を推進し，技法を洗練することにつとめればよいのであって，そのゆえをもって，科学的予測の原理的可能性を否定し，経験科学的研究の追求をディカレッジすべきではない，と考えるのである。しかしながら，そのような法則と初期条件の提示がきわめて困難であり，さまざまな問題を含みつづけるであろうことを，卒直に認めなければならない。そして，やはり，「自己破壊的な予測」に起因する問題と，Popperの指摘する「科学的知識の成長の予測不可能性」の問題は，決定的な重みを持っているように思われる。とくに，「自己破壊的な予測」の問題は，致命的であって，人間行動の予測は，自己予測に限らず，その可能性を，大きく制限されており，もし，予測の内容が予測された者に知られた場合には，その予測が成功するかどうかは，まったく予測された者の行動に依存している，と結論しなければならない。予測可能性が，予測の内容が予測された者に知られたかどうか，予測された者がそれを知って反予測的な行動にあえて出るかどうかに依存する，という，「文脈一依存性」が，まさに存在するわけである。とするならば，自己予測の可能性は，さらに困難な状況に直面していることになる。なぜならば，ここでは，予測された者が予測の内容を知りうることは，自明だからである。かくして，自己行動の自己予測は，まったく不可能であ

る，と断定することが，むしろ，知的廉直の要請にかなうかも知れない。[86] もちろん，Beknecr の提案するような「含意モデル」を採用すれば，事後的あるいはアド・ホックな言い逃れを事実上許すような説明・予測も，科学的説明・科学的予測としての地位を認められるから，人間行動の予測や，自己行動の自己予測も，かならずしも，不可能とはされないであろう。たとえば，中村〔1970，284～287，338～360〕は，「歴史学における因果的説明は，ふつう自然科学者が考えているように演繹的説明の素朴な段階なのではない。」〔285〕と述べて，Beckner と同様な議論を展開している。中村によれば，「あたえられた事象の歴史的・因果的説明をあたえることはその先行事象のあるものを選択することだから」（傍点は中村）「歴史学の登場する説明は選択説明（selection-explanation）」〔354〕であり，「法則を提示することはかならずしも説明そのものには必要なく，説明が十全なものであるかどうかを問われたときに提示すればよい」〔355〕のであって，歴史学において一般命題が要求されるとしても，「それは意味関係をあらわすもの，規約をあらわすもの，経験的事実をあらわすもの等いろいろあるが，厳密な意味で普遍妥当的なものでなく，例外を許すもの」であって，「しかも例外の条件についてはいっさい」述べなくてよいのである〔356〕。[87] しかし，私がそのような見解に与しえないことは，その理由とともに，すでに述べた。社会科学の現状において一般に法則・説明・予測と呼ばれているものの多くが，Beckner や中村の指摘するような性質のものでしかないことは，明白であり，しかも，それなりに，何らかの意味で，プラグマティックな役割を果たしていることは，認めることができるが（おそらくは，より進んだ科学的探求への動因もしくは道標として，重要であろう），そうだからといって，科学的探求における厳密さの要求をゆるめるわけにはいかない。かくして，Sibley の批判が，自己行動の自己予測をも対象にしているとするならば，それは，妥当であるように見える。

(4) 以上の議論を，整理すると，Sibley の視野が，現在の自己の行動に対する自己説明や，未来の自己行動に対する自己予測にも及んでいるとするならば，それらの可能性が否定される，という点において，彼の批判は，受け入れねばならぬように見える。しかも，一応，原理的には可能である，と述べておいた，過去の自己行動に対する自己説明に関しても，実は，なお問題が存在することを，ここで，認めなければならない。すなわち，少くとも経験科学の現状を前提とし，かつ，法則が備えるべき特性を考慮するときは，「説明の文脈一依存性」に起因する「制限化された」命題や「抜け道」命題の，演繹モデルへの還元可能性は，すでに予測との関連において検討した

と同じ理由によって，過去の自己行動に対する自己説明のみならず，過去の他者の行動に対する説明においてすら，きわめて限られている，と考えざるをえないことになるのである。もちろん，私は，われわれは，「この法則（群）とこの初期条件（群）によってこの事象が説明できるか。」という問を繰り返していけばよい，と考えるのであるが，「文脈一依存性」を解消しえない領域はない，と断定しえないこともまた，明らかであろう。そこで，私は，過去の行動の説明と，未来の行動の予測とに関して，さらに別な角度から考察を加えねばならない。すなわち，Rudner〔1968，103～105，107～108〕の，以下のような議論が，科学的説明・科学的予測の無力さの指摘に対する反論となりうるかどうか，ということである。Rudnerによれば，「"実在はあまりに複雑なので科学でとらえられない"という告発は，……，科学的立言とそれが記述している実在現象との連関のしかたというものと，科学的立言そのものとの混同にねざしている」という。「"実在"を再生することが科学の機能である」あるいは「科学的立言の記述は現実に直面し接触することによって伝えられると同じような（あるいは類似の）感覚，反作用，反応を――つまり経験を――われわれに伝えるべきである」というような主張は，「科学の性質ならびに科学的立言の機能にかんする，初歩的だが重大な誤り」であって，「スープのある特性の記述は，スープのような味がするべきだと想定してよい理由はなにもない」というのである。他方，いわゆる「制限化された」命題や「抜け道」命題の演繹モデルへの還元を，どこまでも要求していくならば，最終的には，「実在」あるいは「経験」の「再生」を要求することにならざるをえないであろう。そして，科学的説明・科学的予測の資格を，演繹モデルに合致するもののみに限定してしまえば，「再生」を行いえないことは，明白である。私は，「この法則（群）とこの初期条件（群）によってこの事象が説明できるか」あるいは「いかなる事象が予測されるか」を問えばよい，と考えるのであるが，それは，「実在」あるいは「経験」のある側面を，何らかの問題意識に基づいて選択することを必要とするから，「再生」となりえないことは，言うまでもない。それでは，「演繹モデルでは『再生』を行いえず，科学的説明・科学的予測の無力さを認めざるをえなくなるから，説明・予測の要件をゆるめることによって，それらの可能性を維持すべきである。」（？）というような考え方を採用して，Beckner らの戦術に，同調すべきであろうか。この点に関して，以下のような Popper〔1957，76～83〕の発言は，重要と思われる。すなわち，Popper によれば，「われわれには，世界の全体 a whole piece of the world あるいは自然の全体 a whole piece nature を観察あるいは記述することは，可能ではない。

実際のところ，もっとも小さい全体 the smallest whole piece でさえ，そのように記述することはできまい。なぜならば，いかなる記述も，必然的に選択的だからである。」というのであり，「具体的な社会的事態の全体に関する科学的記述の実例は，ただの1つも示されたことがない。そして，それは，示すことができないのである。なぜならば，そのような事例のすべてにおいて，無視されている側面，何らかのコンテクストにおいて重要であるかも知れない側面，を指摘することが，容易であろうからである。」というのであって，「要するに，その不可能性は，1つの論理的な不可能性である。(その試みは，1つの無限後退に至るのだ。……)」とされるのである[88]。Popper は，「成員または成員間の個人的な関係の単なる総和以上のものとしての社会全体を認識し，統御することができるし，また，そうすべきである。」と主張するいわゆる「全体論」的アプローチ，とくに，いわゆる「自然主義的」アプローチ（それが，科学的方法によって可能である，とする立場）に対比されるものとしてのいわゆる「反自然主義的」アプローチ（それが，非科学的な直感的了解によって可能である，とする立場）に対する批判として，このように発言しているのであるが，論理的には，科学に対して「実在」あるいは「経験」の「再生」を求める議論に対しても，妥当するものと言ってよいであろう。すなわち，「1つの事物のあらゆる特性あるいは側面の総体，そしてとくにその事物を構成する諸部分の間に成り立つあらゆる関係の総体」〔Popper 1957, 76〕なるものが，もともと認識しえないものであるとするならば，そのような不可能な課題を，あらかじめ，科学の任務として前提しておき，そのあとで，それが不可能であることを理由として，科学には限界がある，と論難し，非科学的な直観的了解を持ち出したり(「反自然主義的」アプローチの場合)，科学的ということの要件の変更を提案したりする(「含意モデル」の場合，したがって，「自然主義的」アプローチの場合)，ということは，無意味な議論と言うほかはないであろう。かくして，Rudner や Popper の見解が正しいとすれば，「文脈—依存性」に起因する「制限化された」命題や「抜け道」命題の演繹モデルへの還元可能性に限界があることは，むしろ当然なのであって，それを理由として，科学的説明・科学的予測の無能を主張したり，科学的説明・科学的予測の要件の変更を提案したりすることもまた，誤った議論ということになる。われわれは，望むと望まざるとにかかわらず，それぞれの見地から，対象のある側面に注目し，「この法則（群）とこの初期条件（群）によってこの事象が説明できるか」あるいは「いかなる事象が予測できるか」を問う以上のことは，もともと行いえないのである。言わば，科学への過当な期待を排し，妥当な期待を唱えるこの

ような見解は，確かに情緒的な説得力には乏しいが，科学的説明・科学的予測に対するいわれなき批判への，合理的な反論とはなりえよう（もっとも，私は，「論理的不可能性」という Popper の表現が適切かどうか，断定しえない。科学的記述が「事象間の関係」をも対象とするときには，明らかに「無限後退」に陥るから，そのすべてを記述することは，明らかに，「論理的に不可能」なのではあるが）。このように考えてくると，Popper 自身の「科学的知識の成長の予測不可能性」という主張にも，類似の疑問が生じてくる。すなわち，その主張を根拠として，科学的予測の無力さを論ずるならば，その究極するところ，科学的予測の任務として，言わば，未来の事象の事前の再生，を要求していることになるのではあるまいか。そして，未来の事象に対して，予測ではなく，事前の再生，あるいは，絶対に確実な予知が可能であるとするならば，その事象に関しては，予測を論ずることは，もともと無意味ということになろう。科学的予測の科学的探求における１つの重要な機能は，予測に使用された法則の経験的妥当性をテストすることにあるのであるが，未来の事象に対する絶対に確実な予知が可能であるとするならば，そのような形での科学的知識の進歩は，その事象に関する限り，むしろ望みえないことになろう（もちろん，Popper のこの主張は，本来，私が，科学への妥当な期待，と名づけたものと，矛盾しないような，あるいは，まったく別な文脈において，展開されているのではあるが。Popper〔1957〔ix～xi〕は，「歴史の未来の経過を予測することは不可能である」ことを示す「より十分な論議」の「概略」の中で，この主張を，「この論証における決定的な段階」である，と述べているのであるが，その十分な記述は，未刊の他の著書にゆだねている）。いずれにせよ，「文脈―依存性」および「科学的知識の成長の予測不可能性」の完全な解消への要求が，科学の任務に対する過当な誤った期待，を前提せざるをえないということを，強調しなければならない。

(5)　かくして，自己行動に対する科学的な自己説明・自己予測の可能性に関する，現時点での私なりの結論は，以下のように，要約できよう。

①　科学的説明・科学的予測の要件としては，演繹モデルを一貫する。

②　過去の自己行動に対する自己説明は，「文脈―依存性」が解消しうる限度において，そして，その解消が，「実在・経験の再生」あるいは「全体論」に帰着してしまわない限度において，換言すれば，「この法則（群）とこの初期条件（群）によってこの事象が説明できるか」（実際の説明においては，法則の妥当性と，初期条件および説明されるべき事象の存在が，あらかじめ確認されねばならないが）という形において，可能

である。そして，科学的説明に対して，それ以上を要求することは，もともと誤っている。

③ 現在の自己行動に対する自己説明は，原理的に不可能である。

④ 未来の自己行動に対する自己予測に関しては，「文脈一依存性」と「科学的知識の成長の予測不可能性」に対する，自己説明での議論が，そのまま妥当するが，さらに，「自己破壊的な予言」という致命的な問題が存在することによって，自己予測の可能性は，結局，否定されてしまう。

以上の，きわめて錯綜した議論の結果，Sibley の批判は，3分の2，受け入れるべきもののようである。しかしながら，Sibley 自身が，このような複雑な問題を自覚していたかどうか，また，現在の行動の自己説明や未来の行動の自己予測をも考えていたかどうか，きわめて疑わしい。そして，自己説明・自己予測ができるかどうか，ということが，科学的探求の資格を判断する要件であるとは，考えられないし，自己説明・自己予測の可能性が，以上のように制約されるのは，行動論的政治学者のみではないことを，なお強調しなければならない。この問題は，もちろん，行動論的政治学の科学としての限界にもかかわるものとして，深刻に認識されなければならないが，同時に，それが，行動論的アプローチのゆえに生ずる問題ではなく，人間の認識活動すべてにかかわる問題であることを，忘れるべきではない。すなわち，行動論的政治学の限界を示しているわけではなく，言わば，人間の認識活動にともなう生理的現象としての限界を，記述しているのである。この項目を終えるにあたって，かようなコメントを付することは，議論の無用な混乱を避けるために，必要と思われる。

5. この項目においては，行動論的政治学は科学的説明・科学的予測を行ないうるだけだ，という Sibley の主張がまったく正しいことを，まず認めなければならない。なぜならば，政治現象の経験科学を標榜する行動論的政治学が，科学的に主張しうる以外の事柄を主張しないことは，当然だからである。したがって，Sibley の主張は，分析的・論理的に真ですらあるが，それだけでは，行動論的政治学に対する批判とはなりえない。問題は，大宇宙的歴史事象に関する直観的了解と非科学的予言，直観的了解による全体世界の包括的認識，直観的・非科学的な説明・予言の1つの源泉としての弁証法，といった主張である。Sibley の主張を，行動論的政治学に対する批判として，したがって，科学的探求に対する批判として受け入れるためには，直観的了解・非科学的予言などによって提供される知識が，いかなる意味で真理値を有するのか，が明らかにされねばならない。そして，そのような知識が，なぜ，科学的知識に

優越するものとして受け入れられるのか，が明らかにされねばならない。そこで，歴史的事象に関する科学的説明・科学的予測の可能性を整理することから，始めよう。

(1)　まず，過去の個別的な事象に関する存在の主張が，少なくとも原理上，経験的な真理値を有することは，言うまでもない。そのような主張の真・偽は，それに対応する事実の存在を示す信頼できる資料が発見できないときには，もちろん，判定できないが，それは，実際上の困難にすぎない。これに対して，そのような事象に対する科学的説明には，明らかな困難が伴う。すなわち，前の項目において，過去の自己行動に対する自己説明に関して指摘した「文脈一依存性」に起因する問題は，ここでも成立する（むしろ，自己説明に関する議論が，科学的説明一般に関する議論の応用である，と言った方が，正確であるが)。したがって，過去の個別的な事象に対する科学的説明も，「文脈一依存性」の解消への要求が，「実在・経験の再生」あるいは「全体論」に帰着してしまわない限度において，換言すれば，「この法則（群）とこの初期（群）とこの初期条件群によってこの事実が説明できるか」(実際の説明においては，法則の妥当性と初期条件および説明されるべき事象の存在が，あらかじめ確認されねばならないが）という形においてのみ，可能である。他方，未来の個別的な事象に対する科学的予測は，さらに困難な状況に直面する。すなわち，ここでも，自己行動の自己予測に関して検討したように，「文脈一依存性」に起因する問題のほかに，「科学的知識の成長の予測不可能性」という問題や「自己破壊的な予測」という問題が，成立する。そして，自己行動の自己予測とは，予測された事象が人間行動である(を含む)場合に，予測された者が常に予測の内容を知りうる，とは言えない，という点において，異なっている。したがって，未来の個別的な事象に対する科学的な予測は，第1に，「文脈一依存性」の解消への要求が「実在・経験の再生」あるいは「全体論」に帰着しない限度において，第2に，「科学的知識の成長の予測不可能性」の主張が類似の論理的な難点に抵触しない限度において，第3に，予測の内容が予測された者に知られていない限度において，したがって，やはり，「この法則（群）とこの初期条件（群）によっていかなる事象が予測されるか」(実際の予測では，法則の妥当性が，あらかじめ確認されていなければならない）という形において，かろうじて可能である。かくして，個別的な事象に関する限り，科学的説明・科学的予測の可能性は，はじめから，まったく否定されるわけではない。もちろん，ここで，個別的な事象，と呼ぶものは，特定の個人の行動や，特定の個物に関する現象には，限られない。集団や文化あるいは事物の集合といったものも，それらに関する操作的な定義や間主観的な議論の方法が，

明らかであるならば，ここで言う個別的な事象に属するのである。

(2) つづいて，個別的事象の科学的説明・科学的予測ではなく，全体としての世界の歴史的展開に対する科学的説明・科学的予測を，検討してみよう。まず，個別的事象に対する説明・予測において問題となった「文脈―依存性」「科学的知識の成長の予測不可能性」「自己破壊的な予測」などの難点が，それら自体の抱えている問題とともに，ここでも成立しうることは，論理的に，当然のことである。しかし，ここで説明・予測が求められているのは，個別的事象の集合としての世界全体ではなく，それ以外には同じレヴェルでの分析単位が存在しない，まさにユニークな分析単位としての，全体としての世界であり，その展開過程である。したがって，そのような対象に特有な問題を，さらに指摘しなければならない。すなわち，そのような真にユニークな対象に関しては，われわれは，法則という知識を，まったく得ることができないのである。なぜならば，それは，真にユニークな対象なのであるから，それに関して提示された命題は，たとえ，法則という名によって主張されているとしても，それに対して，反証への試みを繰り返して行なうことはもとより，ただ1度の反証を試みることさえ，論理的に不可能なのであって，そのような命題の一般的な経験的妥当性は，決して確認されることがないからである。われわれは，その命題が経験的に妥当であることの証明を，ただ1度のユニークな過程以外には有しえないのであるから，法則を構成することは，決してできないのである。われわれは，ただ，その対象が，いかなる展開過程をたどって変化してきたかを，観察し，記述しうるだけである（もちろんその場合でも，「全体論」的な誤りを犯してはならない）。しかも，いかに正確に観察記述したところで，それが法則として認められることは，まったくありえない。それは，あくまで特殊命題であるから，われわれは，原理上，そのような対象に関する法則を得ることができないのであるから，そのような対象に関する科学的説明もまた，原理上，行ないえないのである。あえて，法則→説明，の外形を備えた記述を行なおうとするならば，それは，「そのようになったところを見ると，そのようになるはずだったのだ」→「そのようになるはずだったから，そのようになったのだ」というような，論点先取の誤り（そのような法則が存在するかどうかが，まさに問題である）と，自然主義的ファラシー（そのように展開してきた，ということからは，そのように展開するはずだったのだ，あるいは，展開すべきだったのだ，ということは，まったく指摘できない）とを，ともに含む，単なる循環論法に陥るであろう。また，このような説明においては，初期条件が存在しえないことにも，注意すべきである。すなわち，

このような説明は,「なぜ」という問には答えられないのであって，ただ,「なるべくしてなったのだ」と答える以外に，なすすべはないのである。繰り返し述べるが，世界全体というような真にユニークな対象を分析の単位とするならば，その変化の全過程は，他に同一の事象が，まったく存在せず，しかも，常に進行中なのであるから，その変化の過程に関するいかなる知識も，法則とは認められないのである。そのような対象に関しては,「変化の全過程が単一の法則に従っている。」というような命題は，論理的に,反証可能性を有しない。かくして,真にユニークな分析対象としての世界全体を分析単位とするならば，その変化の過程を科学的に説明するための法則的知識は，まったく得られないし，初期条件を述べることもできないのであるから，科学的予測もまた，論理的に不可能，ということになる。このことは，科学的予測の要件・論理的構造から判断して，きわめて明白である。それに，予測されるべき事象は，真にユニークな対象の未来の状態であって，それと同一の事象は，それが起こってはじめて知ることができ，しかも，それ以外には存在しないのであるから，それに対する科学的予測を可能にする法則や初期条件を述べえないこと，したがって，科学的予測をなしえないことは，そのことだけからも，もともと，明らかなのである。なるほど，本来の事象に関する何らかの主張が実際に生じた事象と一致することがあるかも知れないが，それだけで科学的予測として認められることは，まったくありえない。かくして，単一の真にユニークな分析対象としての世界全体を問題にするかぎり，それに関する法則を獲得し,科学的説明・科学的予測を行なうことは,原理的に不可能である。もちろん，歴史の発展法則が存在することを主張し，歴史の発展に関する科学的説明・科学的予測の可能性を主張する者は，たとえば,「そのような歴史的発展には，地域的な遅速やヴァリエイションが存在するのだ。」と抗弁するかも知れない。しかし，そのような抗弁に対しては，われわれは,「地域的な遅速やヴァリエイションが存在することは，いかなる法則によって明らかなのか。遅速の差や具体的態様の違いが存在すべき地域的な区分がいかに生じ，いかなる態様をとり，いかにして変化していくかは，いかなる法則によって，述べられているのか。遅速の差や具体的態様の違いは，いかなる条件下における，いかなるものとして，いかなる法則によって，述べられているのか。」と問うことができる。地域的な遅速やヴァリエイションは，地域的な初期条件の違いに依存するものとして，主張されるであろうが，そのような主張は，以上のような法則がすべて述べられていない限り，あるいは，歴史の発展法則それ自体の中に組み入れられていない限り，受け入れることができないのである。そして，その

ような主張は,「ある地域の発展過程は, 他の多数の地域の発展過程に対する研究から得られる法則によって, 科学的に説明・予測しうる。」というような主張からは, もちろん, 区別されねばならない。後者は, 共通の特性群を基準として識別された個々の地域を分析の単位としているのであるから, 個別的事象の説明・予測に関する主張なのである。いずれにせよ, 世界全体の歴史的発展を, 科学的に説明・予測することは, 原理的に不可能である。可能である, と主張するためには, 科学的説明・科学的予測および法則の要件を, ゆるめなければならないが[89], 私が, その途を選択しないことは, 前の項目において, すでに述べておいた。

(3) さらに,事象全体に対する包括的認識の可能性も,否定しなければならない。その理由もまた, 前の項目において, 述べておいた。全体を包括的に認識しえた, と称する主張は, すべて, それを主張する主観的な確信にもかかわらず, 事象のある側面を, きわめて広汎であるかも知れないが, やはり特定の観点から, とくに選択したものにしか, なりえないのである。

(4) かくして,政治学は,「『現実政治』というマクロコスモスにおいては何が起こるであろうか, という予想 forecast」を行うべきであり,「諸部分が仮言的状況の中でいかに関連しあっているか, ということのみではなく, 諸部分が現実の中でいかに相互作用しあっているか, 全体が部分の形成をいかに助けているか, ということをも」理解すべきであり,「科学の仮言的世界の下でではなく, 政治の歴史的世界におけるありうべき状況下での, 一連の行動からのありうべき帰結に関して, 包括的な判断を」行うべきであり,「非仮言的あるいは無条件の」予想を行うべきであり,「全体」を記述すべきである, というような Sibley の期待は, 行動論的政治学の方法, すなわち, 科学的方法に従う限りは, 少くとも完全には実現されえないことが, まったく明白である。したがって, Sibley が, とくに非仮言的・無条件的予想との関係では Popper を引用しつつ, 全体として, 科学的方法の限界を指摘していることは, その結論に関する限り, 不当とは言えない。実際, 彼の主張は, すでに述べたように, 結局のところ, 科学的方法は科学的に扱いうるものしか扱えない, というトートロジーに帰着する。

(5) しかしながら, 彼は, さらに進んで, 科学的方法によって取扱いえない事柄は,「想像力による非科学的な過去の再構成, 政治の世界における実際的経験, 科学・経験・直観から得られる包括的洞察, などの結合」に,その実現を求めるべきである, と主張する。彼は, 賢明にも,「非行動科学的アプローチをも特徴づける諸制約を無

視」すべきではない〔1967, 71〕,と述べてはいるが，全体の論旨が，少くとも，それらの非科学的方法が科学的方法に優越しうる領域が存在する，という主張を前提していることは，容易に理解できよう。すなわち，Sibley の見解は，歴史的事象の予測と事象全体の認識とを強調する点において，明らかに，Popper〔1957〕のいわゆる「歴史主義　historicism」に属しており，とくに，それらに対する科学的方法の限界と非科学的方法の可能性とを強調する点において，明らかに,「反自然主義的な」主張に属している。そして,「自然主義的な」主張をいずれにせよ斥けている限りにおいては，正当と言えるが，その解決を，直観その他の非科学的な認識方法に求めている点において,「自然主義的な」主張に対する以上に明白な根拠によって，結果的には，完全に斥けられねばならない。なぜならば，まず，メタ倫理学説における直観説に対してすでに指摘したと同様の問題が，ここでも生じてくるからである。非科学的な想像力・直観・包括的洞察など――直観的了解は，結局のところ，それを主張する者の主観的な確信にすぎないのであって，それを受け入れるべきかどうか，を判定する客観的な基準は，まったく存在しえない。しかも，すでに述べたように，主張されている知識の源泉が何であるか，ということと，その知識が経験的に妥当かどうか，ということとは，もともと無関係であり，いかなる源泉も，それのみでは，知識の妥当性に関する何の権威をも有しないのであるから，その知識の源泉が直観的了解であるからといって，その認識を受け入れるべきことには，断じてならない。それどころか，客観的根拠を示しえない，という一事のみをとってみても，妥当性の承認に関して，科学的知識よりも劣弱な権威しか有しえないことは，まったく明白である。たとえ。実際の経験や関連領域の科学的知識からの類推的な判断を援用しうるとしても，結局のところ，それ自体として主観的な確信にすぎない知識に対しては，個人的帰依あるいは信仰の対象としての地位を認めることはできても，学問という，間主観的な相互批判を生命とする，社会的・公共的な知性の営みにおける地位を認めることは，決してできない。また，歴史的事象の説明・予測の限界や，全体認識の不可能性が，行動論的政治学に特有な問題ではなく，客観的な根拠を基準として命題の妥当性を判断するすべての認識活動にかかわる問題であることを，あらためて強調しなければならない。それに対する反論は，客観的な根拠は不要である→直観的了解でよい，というもの以外にはありえないが，そのような主張が直面する難点は，上述の通りである。Sibley 自身は，直観的了解に基づく知識がいかなる意味で真理値を有するのか，そして，そのような知識を優越的に受け入れるべき根拠は何か，まったく論証していないのであ

るが，それらの論証が不可能であることは，以上の議論から，明白であろう。もちろん，非科学的な予言や，あて推量による説明が，たまたま事実に合致することはありうるが，それは，偶然の一致にすぎず，そのような予言や説明を受け入れるべきだ，という主張の根拠には，決してなりえない。

(6) もっとも，直観的推測のような非科学的な知識や，社会科学におけるほとんどの知識のような擬似科学的な知識が，何らかの意味で，プラグマティックな役割を果たしていることは，十分に認めることができる。たとえば，われわれは，何らかの社会問題に直面して，それに対する政治的・政策論的判断を迫られたとき，科学的知識の蓄積を待っていることはできないのであって，現状における不十分な科学的知識に依拠しつつ，非科学的・擬似科学的な知識をも援用し，最終的には，個人的信条に基づいて，決断を下さざるをえないであろう。しかし，そうだからといって，非科学的・擬似科学的知識や個人的信条が，論理的・経験的な問題に関して，科学的知識に優越する権威を有する，ということには，まったくならない。そして，市民の運命に重大な影響を与えうるような政治的・政策的決定においては，非科学的・擬似科学的知識や個人的信条をどこまで援用しうるのか，ということ自体が，政治的価値判断の対象とならざるをえないし，その点に関して，いかなる判断を下すべきか，を命ずる客観的基準もまた，存在しえないのである。われわれは，ただ，そのような判断を下すにあたって，政治的な責任を進んで引受けることができるのみである。かくして，非科学的・擬似科学的知識や個人的信条をも援用せざるをえず，それらがプラグマティックな役割を果たしている，という事態は，実践的場面においては，科学的知識に対するそれらの優位性を証明するものでは，まったくなく，それらを援用する主体の実践的責任の明確化を要求しているものと，考えるべきである。他方，科学的探求においても，非科学的・擬似科学的知識や個人的信条などが，研究への動因・動機となったり，仮説形成・理論構成を導いたりすることは，むしろ通常の事態として，肯定的に評価されるべきである。しかしながら，かような事態は，それらの知識や，それらから得られた知識が科学的として受容される，ということを保証しない。知識の源泉は，知識それ自体の科学的地位とは，無関係である。もちろん，非科学的・擬似科学的知識はモデル(90)として使われているのだ，と主張するかも知れない。しかし，その主張が，ある数学的あるいは経験的な理論が主要関心の対象である理論と同型 isomorphic であるとき，前者を後者のモデルとして使用できる，というものである，とするならば，ここで問題となっている非科学的・擬似科学的知識は，同型であるかどうかを問うま

でもなく，モデルとなることができない。なぜならば，それら自体の妥当性が，まったく不確実なままだからである。あるいは，その主張は，モデルを，対象の記述や説明に必要と思われる変数や変数の関係を想定してア・プリオリに構成した対象の近似値，というような意味で捉えているかも知れない。このような，モデルは，公理論的体系として構成されている場合や，数学的モデルとして構成されている場合には，事実に照らして検討されるべき命題を演繹することができるから，それによって，科学的探求の進展に貢献しうるわけである。しかしながら，この場合においても，モデルそれ自体や，そこから演繹された命題は，論理的・経験的妥当性が確認されるまでは，ただちに科学的知識として受容されるわけではないことが，明らかである。すなわち，妥当性が確認されていないモデルは，発見的には大きな役割を果たしうるが，それ自体は，科学的知識ではなく，そのようなモデルに関する一般的命題もまた，法則ではない。しかも，そのようなモデルにとどまる限り，いかなるモデルから得られた知識か，ということは，その知識の科学的地位を，まったく保証しない。さらに，実践的決定・科学的探求・日常生活などにおいて，非科学的・擬似科学的知識が多用されている1つの理由として，それらによっても，たとえば，短期的な趨勢の予想，といったような，実際上不都合がないと認められる程度に役立つ近似的な知識が得られる，という事情があろう。しかし，これまた，いかなる程度の近似性で許容すべきか，というようなその都度の価値判断を前提とするのであって，その知識自体の妥当性を保証するものではない。

(7)　最後に，Sibley が科学的には不可能な認識を可能にする方法の1つとして，弁証法をあげているので，その点を考察しなければならないが，彼自身は，その内容をどのように考えているのか，まったく述べていないので，それ自体を批判することができない。そこで，Sibley が，弁証法なるものを，経験的事象に関するモデルと同一の機能を営むものとして捉えている，と仮定してみよう。すると，以下の点が，まず指摘されねばならない。すなわち，弁証法あるいは弁証法的なモデルを用いて得られた知識である，と主張したところで，その知識の経験的妥当性は，一向に認められない，ということである。なぜならば，知識の源泉が何であったか，ということは，その知識の妥当性とは，無関係であるし，弁証法あるいは弁証法的モデルなるものの，経験的事象に関する一般的命題としての妥当性も，明らかではないからである。その場合，すべての（あるいは，この）事象は弁証法的論理に従って展開されるのであるから，そのような事象に関して弁証法に基づいて得られた知識は妥当である，という

ような弁明を行うかも知れないが，それは，単なる論点先取にすぎず，まったく無力な主張である。あるいは，Sibley は，直観的了解と同じく，客観的な根拠に依存しない認識方法として，捉えているのであろうか。しかし，そうであるとするならば，直観的了解と同じ理由によって，斥けられねばならない。それとも，Sibley は，弁証法の通常の態様を考えているのであろうか。すなわち，「形式論理学における矛盾律・排中律・同一律などを犯すことなしには有意味な言明をなしえない場合がある。」あるいは「有意味な言明であっても，形式論理学における矛盾律・排中律・同一律などが成立しない場合がある。」というような主張を基礎とするものである。しかしながら，それに対しては，沢田〔1964，97～114，140～148〕・Topitsch〔1972，40～45〕などによって整理されている周知の批判が，やはり妥当する。[91] 1例として，「形式論理学における矛盾律・排中律・同一律などを犯さずに，事物の運動や変化を記述することはできない。」というような主張を検討してみると，それは，一方では，運動や変化を記述する言語を使用することによって，容易に否定することができるから，矛盾律・排中律・同一律などに関する問題ではもともとない，と言うことができるし，他方では，事物それ自体の変化と事物を記述する概念の変化とを混同しているにすぎない（事物が変化しうるのであるから，それを記述する概念もまた，変化しうるものでなければならない，と考えているにすぎない），という理由によって，否定することができる。「その自動車は，そこにあるとともに，そこにはない。」と述べる必要はないのであって，「その自動車は走っている。」と述べるだけでよいのである。また，「花が成長して実になる。」と述べるためには，「花という概念が変化して実という概念になる。」という前提を必要としないし，そのように述べることができるからといって，「花は，花であるとともに，花ではない。」ということには，決してならないのである。そのような主張はまた，事物を記述する言語に，事実の再生模写を求めている誤った見解，として捉えることもできよう。もちろん，中村〔1958，115～126；1970，47～68〕が行っているような，弁証法に対する内在的批判として，新たな根拠の可能性を探求する試みは，高く評価されねばならないが，成功しているとは言えない。たとえば，中村は，科学的概念や日常言語の外延が不明確である場合には，「それは動物ともいえるし，動物でないともいえる。」とか，「今日は晴ともいえるし，晴でないともいえる。」とかいうような形において，矛盾律が犯されるという。しかし，これらは，単なる定義の不明確さによって生じた表見的な現象にすぎないのであって，定義を，実際上不都合が生じない程度に明確にすることによって，解消するのであるから，矛盾律それ自体の問題で

はない（すでに検討したように，周縁的語義に起因するあいまいさは，完全には解消しえないが，それでも，同じことである）。また，中村によれば，事物の変化や，認識の深化，あるいは関心の変化，などによって，「祖国はもはや祖国でない。」とか「女はもはや女ではない」とかいうような形において，同一律が破られるという。しかし，それらを，たとえば，事物の変化の関係において検討してみると，中村自身が認めているように，「祖国」あるいは「女」が，それぞれ，異った2つの定義の下で使用されたことによって生じた，単なる表見的な現象にすぎないことは，まったく明白である。「Aという定義の下で用いられていた『祖国』」という概念が「Bという定義の下で用いられる『祖国』」という概念に変化するわけではない。すなわち，中村においても，事物の変化と，事物を記述する概念の変化とが，区別されていないのである。中村は，それらのような事態に直面することによって科学的概念日常言語の明確化や理論の発展などが促進されていく「こうした理論発展の構造が弁証法論の基本的な型であろう。」と主張するが，それは，われわれが，弁証法などと称するまでもなく，ごく日常的に行っている作業にすぎないのであるから，あえて，矛盾律の否定と回復とか，弁証法論理などと呼ぶ必要は，まったくあるまい。弁証法が役立ちうるとすれば，おそらく，科学的探求の前段階において，発見的な役割を果たすことによってであろうが，繰り返し述べるように，知識の源泉が何であったかということは，知識の妥当性を保証しないのであって，弁証法と他の源泉とでは，その点に関して，何の優・劣もないのであるから，弁証法の効用あるいは必要性は，どこにあるのであろうか。弁証法それ自体は，「ある種の図式・定式」にすぎないのであるから，特定の事象に関する具体的な命題などを，そこから演繹することは，まったく不可能なはずである。それが可能であるかのように見えるとすれば，それは，弁証法的定式へのその経験的事象のあてはめ，の結果なのであって，どのようにあてはめるべきかは，それを行う者によって決定されるのであるから，われわれとしては，結局のところ，その者が有している仮説や問題意識などを，それ自体として検討すれば，足りるわけである。(92) いずれにせよ，他の科学的方法によっては認識不可能な知識が，弁証法によって認識可能になるとか，弁証法によって得られた知識が，他の科学的方法によって得られた知識に優越する妥当性を有する，などということは，まったくありえない。

6．以上すべての議論から，この項目における Sibley の批判もまた，受け入れがたいことは，明白である。実践的決定や政策形成においては，たしかに，価値判断が，もっとも決定的な役割を演じているし，現状で活用しうる科学的知識以外に，非

科学的・擬似科学知識をも援用せざるをえないのであるが，そのような事態は，個別的信条の客観性や，非科学的・擬似科学的知識の援用の正当性を，ただちに証明するものではないし，それらの信条や知識の優越的な経験的妥当性を，ただちに保証するものでもないのである。そのような知識は，その非科学性・擬似科学性を十分に認識されたうえで，どこまでの援用が許容されるか，という点に関する，その都度の明示的な価値判断に従って，利用されるだけのことである。[93] 科学的知識では不十分だからといって，非科学的・擬似科学的知識のみによって重大な実践的・政策論的決定を行うことが，ただちに正当化されるわけではない。そのことは，刑事法的社会統制のように，市民生活に重大な影響を及ぼすものに関しては，とくに強調されねばならない。したがって，実践哲学や政策形成に，普遍妥当的な実践への指針や政策論的決定を期待しているとすれば，それらは，いかなる方法によっても獲得できないのであるから，それらを示しえない，という指摘は，行動論的政治学に対する批判とはなりえない。また，特定の価値判断との関係で相対的にのみ正当性を認められる実践的指針や政策論的決定でよいとするならば，それらは，他のすべての者と同様，行動論的政治学者にも示しうるものである。そして，そのような，実践的決定や政策論的決定を迫られたならば，行動論的政治学者もまた，個人的信条や非科学的・擬似科学的知識をも援用せざるをえないことは，当然であるが，だからといって，それらの信条や知識が科学的知識に優越する経験的妥当性を有する，ということにはならない。それらの信条・知識自体や，実践的決定や政策論的決定の過程においてそれら信条・知識のみがかかわる部分は，結局，経験的な真理値を有しないのであるから，学問という間主観的な相互批判に基づく公共的な営みの領域に属するものでなく，単なる社会的・政治的事実にすぎない。すなわち，そのような実践的決定あるいは政策論的決定がそのような価値判断および非科学的・擬似科学的知識をも援用して行われた，という社会的・政治的事実が存在するだけであって，それらの決定の全過程が，学問的な営みとして認められるわけでも，それらの知識の学問的な優越性が認められるわけでもない。むしろ，科学的知識を援用しえない者の下す実践的決定や政策論的決定は，特定の共有されている価値判断との関係において評価すれば，行動論的政治学者の下す決定よりも，その分だけは確実に，プラグマティックな有用性に乏しいことになろう。[94] かくして，相対的な決定に関しても，Sibley の議論は，行動論的政治学に対する批判とはなりえないわけである。そして，価値判断や非科学的・擬似科学的知識は，政治哲学者あるいは実践哲学者と称する者によって提示されようと，一介の市民によって提示

されようと，原理的には，学問的な説得力に，何の違いもないことを，指摘しておかなければならない。専門家が，自己の主張に，専門家ゆえの権威を要求しうるのは，経験的な真理値を有する科学的知識に関してのみであり，あるいは，せいぜい，擬似科学的知識の一部分までであろう。Sibley が期待する実践哲学なるもののその余の部分，とくに価値判断には，情緒的説得力を除けば，いかなる権威も存在しないし，実践哲学が，そのようなもののみから成るとすれば，あえて，実践哲学などというもっともらしい呼び方をする必要もないのである。行動論的政治学者が，行動論的政治学者という資格においては，そのような情緒的説得力しか有しえない主張をなしえないからといって，それは，行動論的政治学の欠陥ではない。

かくして，行動論的政治学の限界とその代替策に関する Sibley の主張は，間主観的に批判可能な知識を求める限り，ことごとく斥けられねばならない。その限界の指摘は，結局のところ，間主観的に批判可能な知識としてはいかなる方法によっても認識しがたい課題をあらかじめ設定しておいて，行動論的政治学が標榜する科学の方法によってはそれを達成しえない，と主張するものにほかならない。また，その代替策に関する主張は，究極するところ，政治学における知識は間主観的に批判可能な知識でなくてもよい，という前提に立つものにすぎない。まことに，「政治学における探求の１つの態様としての政治行動分析に対する果敢な抵抗は今や，主として，すべての重要な政治学的問題は『政治的人間の本性』に関する何らかの概念を含む哲学的諸前提への洞察やそれらからの演繹によってのみ答えられうると，信じている理論家たちの小集団に，限られている。」〔Eulau, 1968, 211〕のである。

したがって，はじめに引用した，「シブレイの提起している問題点のいくつかをとらえなおす必要があろう。」という田中靖政・武者小路公秀の発言は，私には，ほとんど理解しがたい。「行動主義分析の対象として現実政治の直面している諸問題をとりあげるべきだ」という主張自体は，１つの価値判断として理解できるが，そのことは，科学的知識への要求として理解しうる限りは，「客観主義的・没価値的」なアプローチによってこそ達成しうるのであって，Sibley のように，主観主義的・価値埋没的なアプローチをとることは，まったく無用・有害なのである。われわれは，実践的決定・政策形成といった価値判断を含む対象領域を，科学的に探求することで満足しなければならない。価値判断自体の客観的妥当性は，科学的方法のみならず，いかなる認識方法によっても，根拠づけることはできない。もし，客観主義的・没価値的アプローチを放棄すべきだ，あるいは，政治学における知識は，その真理値を客観的に根拠づける

ことのできない主観的確信や個人的信条でよい，というのであれば，相互の間主観的批判の可能性を生命とする公共的営みとしての学問→政治学は，もともと成立しえなくてよいことになる。もとより，「非行動論的アプローチにも特徴的な制約」を忘れるべきでない，という賢明な遁辞にもかかわらず，Sibley の議論は，そのような立場に帰着せざるをえない。また，政治学者は，研究対象としての実践的決定・政策形成に関する価値判断をも下すべきだ，というのであれば，それ自体，1つの価値判断として理解しうるが，政治学者が下したからといって，その価値判断に，何らかの客観性や権威が認められるわけではない。(95)

とはいえ，Sibley を素材とする検討の過程において，行動論的政治学の限界，すなわち，科学的認識の限界が自覚されたことは，たしかである。

Sibley の批判は，彼自身の自覚の有無は疑わしいにしても，少くとも，科学的認識の可能性に関する，きわめて広汎な検討へと発展しうるものであった。その限りでは，行動論的政治学，というよりも，経験科学としての社会科学一般における限界を自覚させるものとしての価値は，有している。しかしながら，それは，間主観的に批判可能な（したがって，公共的な議論の可能な）知識を獲得するうえでの，われわれ人間の認識能力の限界それ自体にほかならない。すなわち，「語られうるもの以外には，何も語らぬこと。……人は語りえぬものについては，沈黙せねばならぬ。」という，Wittgenstein〔1961，150〕の箴言は，ここでも味わわれねばならない。誤った前提に基づいてインフレートされた要求は，科学的認識の可能性の枠内にとどまる社会科学（？）に対する，非難の根拠とはなりえない。

そして，はじめに述べたような共通性を媒介として，以上の議論は，刑法社会学の全体にわたって，したがって，その初歩的段階としての犯罪化行動研究に関してもまた，妥当することになろう。

要するに，行動に関するデータを収集するうえでの現実的制約とは区別された，原理的限界に関する議論は，社会科学一般の原理的限界に関する方法論的検討にまで遡及せざるをえないのであるが，その限界は，犯罪化行動研究の，科学としての可能性に対する批判の論拠とは，なりえないのである。たしかに，犯罪化行動研究は，それへの動機としての，研究者自身の刑事法的社会統制に関する実践的問題意識によって，導かれているし，それのみでは，何が刑事法的か，何が刑事法的社会統制の対象とされるべきか，いかなる刑事法的社会統制を形成すべきか，などを決定できず，一

方では，非刑事法学的な概念・法則・技法などを多用しながら，他方では，自己行動の自己予測や，刑事法的社会統制の包括的認識，刑事法的社会統制全体の歴史的変化に関する無条件的予測，などを行うことができないのであるが，そのような不可能性は，まさに，科学的認識の限界にほかならない。それを理由として，犯罪化行動研究の無能さをあげつらう者は，主観的確信の投げ合いを学問的営みとして承認する者以外には，ありえない。(95)

つづいて，経験的分析の単位としての個人，という問題を検討し，さらに前進することにしよう。

（1） 宮沢〔1973，820～819，817～812〕を見よ。

（2） 宮沢〔1973，757～752〕を見よ。

（3） 立法という段階をめぐる経験科学的関心の対象が，個々・具体的な認知・評価・処遇でありえないことは，自明である。そこでは，個々・具体的な立法をめぐる行動の全体が，最小限の分析単位となるであろう。立法行動 legislative behavior に関しては，犯罪化研究における行動研究・刑法意識研究の具体的領域の1つとして，いずれ，簡単に検討する予定であるが，ここでは，すでに制度化された刑事法的社会統制の運用の段階を中心として，議論をすすめていく。それが，立法行動研究としての犯罪化研究にも妥当するものとして展開されていることを，はじめに述べておきたい。立法行動研究一般に関しては，さしあたり，Wahlke & Eulau〔1959〕と，Ranney〔1962〕所収のいくつかの論文を，参照せよ。

（4） 言うまでもなく，どのレヴェルをマイクロスコーピックと考え，どのレヴェルをマクロスコーピックと考えるかは，当該研究者の当該研究における問題意識との関係において，相対的にのみ，決定すればよいことである。私は，ここでは，個人の行動を，経験的分析の最小の単位として，設定したわけである。この点については，方法論的個人主義との関係をも含めて，後述する。

（5） 前注(3)を見よ。

（6） 態度の行動的・行為傾向的成分に関する言及が見当らないが，それは，大きな欠陥ではあるまい。宮沢〔1973，816～815〕を見よ。

（7） その定義は，刑事法的社会統制とそれに関連する諸現象に対する諸個人の態度，である。これは，直接的には刑事法的社会統制に関係しない現象に関する態度を排除する意図を示すものでは，まったくない。もっとも，そのような態度は，主として，刑法意識との間の態度間的 inter-attitudinal 相互作用を，探求されることになろう。宮沢〔1973，812〕を見よ。

（8） もっとも，この表現は，かならずしも適切ではない。なぜならば，「もっとも

接近した次元」を，もっともマイクロスコーピックな経験的分析単位，と理解すると，物理・化学的あるいは生理学的分析が，必要となるからである。もちろん，そのようなレヴェルでの研究も可能であり必要なことは，言うまでもないが。

(9) したがって，政策論的・解釈論的提案が，「独裁者の布告」[Morris & Hawkins, 1970, x～xi] のような体裁をとったからといって，その提案を受容せねばならぬわけでもない。

(10) 宮沢〔1973, 788〕を見よ。

(11) 宮沢〔1973, 773〕を見よ。

(12) 法的社会統制の対象となった市民に実際には伝達されていなくても，あるいは，規範的コミュニケーションの内容および機構の欠陥のために伝達されえない場合であっても，法規範からの逸脱という制度的レッテルが，付与されうるであろう。また，その市民が，当該法規範の正当性を承認していなくても，同様のことが生ずるであろう。このような考慮もあって，私は，法を，社会統制のモデルによって，捉えるのである。宮沢〔1973, 813〕を見よ。

(13) 第一次統制と第二次統制，法的社会統制の双指向性の近代法における地位，などに関しては，さしあたり，碧海〔1964, 105～109, 218～219；87～91, 95～97, 190～191〕，川島〔1966b；1966c〕を参照。

(14) これは，現実にどの程度の政治的支持を受けているか，ということとは，無関係である。ある規範が政治的に制度化された法規範であるかどうか，という法規範の存在と，その規範が現実にどの程度まで受容され順守されているか，という法規範の実効性とは，区別されねばならない。

(15) 理由づけコミュニケーションに関しては，川島〔1966b, 13；1966c, 52～62〕を参照。

(16) この正当性は，それを支持する者の多少にではなく，その法規範システムの中で政治的に制度化されている正当化の要件に照らして判定されるものであるが，正当性が認められるかどうかは，最終的には，論理的・経験的妥当性よりは，政治的・情緒的な説得力に，依存するであろう。また，明示された正当化の試みは，かならずしも，法的意見決定を行った者の真の動機を示しているわけではない。

(17) これは，後述するファクト・スケプティシズムの問題でもある。

(18) 紹介として，碧海〔1954〕がある。

(19) 碧海〔1964, 141～153；1965, 75～79, 162～165；1973, 42, 47, 51～52, 211～212〕を参照。

(20) 語義のあいまいさ，とくに多義性のやや異った捉え方として，井上〔1971, 10～41〕。

(21) このフレイズは，Podgórecki〔1962〕による。宮沢〔1973, 808～807〕を見

よ。

(22) 碧海〔1964，143〕。

(23) 碧海〔1964，146〕，井上〔1971，38〕。

(24) この項目は，もっぱら，碧海〔1964，147～153；1973，130～133〕による。

(25) したがって，Williams の見解が，法規範の機能をまったく無視する単純なルール・スケプティシズムではないことに，注意せよ。

(26) 法的社会統制の制度上，と言っても，この場合，誤りではない。

(27) 法的社会統制の担い手の行動のみを研究するだけで，法的社会統制の機能の比較的にマイクロスコーピックなレヴェルにおける実態が完全に明らかになる，と主張しているわけではない。法的社会統制をめぐる社会的な場の参加者は，その担い手のみではない。

(28) これが，いわゆる判例法をも含むことは，言うまでもあるまい。

(29) したがって，碧海〔1964，237～240；1973，209～212〕の挙げている自由法論，H. Kelsen の法段階説，Williams の法理論のうちで，論理的な根拠のみによってただちに「裁判の準立法的機能」を主張しうるのは，Williams の法理論ではあるまいか。

(30) 開かれた構造に関しては，井上〔1971，13，145〕を見よ。そして，さらに，井上〔1967〕は，開かれた構造をはじめとする Hart の法理論のほか，Williams 法理論，ルール・スケプティシズム，ファクト・スケプティシズムなどに関する理解を与えるものとして，きわめて有益である。なお，Hart〔1954，38〕の見解が，とくに定義論において，Williams のそれに批判的であることは，周知であろう。

(31) Hart〔1961，119～120〕を見よ。

(32) 前注(29)を見よ。

(33) ただし，合理的推論に従う意志のない者や，単なるリップ・サーヴィスにとどまることで満足する者にまで，その必要性が認められるとは，期待していない。

(34) 碧海〔1964，143～144；1973，127～128〕。

(35) 「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗」や「正当ノ業務」は，その好例である。

(36) いわゆる規範的構成要件を想起せよ。

(37) 芝原〔1973，5，175〕によって「実質的には実体デュー・プロセスの理論を承認したことに他ならない」とされている，いわゆる「グリズウォルド判決」が根拠とした「半影」の理論は，その実例と言えようか。

(38) 井上〔1967〕の全体を参照せよ。

(39) これについては，犯罪化研究における担い手の行動研究・刑法意識研究の一領域として，いずれ後述する。

(40) これについては，犯罪化研究における一般市民の行動研究・刑法意識研究の

一領域として，いずれ後述する。さしあたり，Hawkins〔1973〕, Wilson〔1968 83〜139〕などを見よ。

(41) 紹介・解説としては，田宮〔1971，332〜345，371〜383〕，Elsen & Rosett〔1967〕，*Fordham L. R.*〔1966〕などが，便利である。*Fordham L. R.* には，G. Edwards, A. K. Pye, T. C. Lynch, R. H. Kuh, M. W. Hogan, O. K. Frankel, E. J. Younger などが，寄稿している。

(42) これは，彼の大部な学位論文，*The Impact of the Miranda Decision on Four Wisconsin Communities*, Ph. D. Dissertation, Univ. of Wisconsin, 1968，を部分的に要約したものである。もちろん，原論文よりは，はるかに入手しやすい。

(43) そのほか，ミランダ・ルール以前の違法収集証拠排除の効果に関するものとして，Nagel〔1965〕があり，フィールド状況における ミランダ・ルール型告知の効果を予測するものとして，Reiss & Black〔1967〕がある。前者は，技法の可能性に関する試みという性質が強く，後者は，A. J. Reiss, Jr. (Ed.), *Studies in Crime and Law Enforcement in Major Metropolitan Areas*, U. S. Government Printing Office, 1967，所収の，D. J. Black & A. J. Reiss, Jr., Patterns of Behavior in Police and Citizen Transactions，の副産物である。また，少年非行の領域におけるゴールト Gault 判決に関しては，Lefstein *et al.*〔1969〕が貴重である。

(44) impact study に関する一般的な文献としては，さしあたり，Becker & Feeley〔1973〕，Grossman & Grossman〔1971〕，Jones〔1966〕，Schwartz & Skolnick〔1970，425〜579〕などを参照せよ。

ちなみに，最近のアメリカ法社会学が実践的関心に傾斜しすぎていることへの，方法論的な批判として，Black〔1972〕(石村〔1973〕は，その紹介である)がある。Black は，方法論的な誤りを犯している研究者として，L. Lefstein ら，L. Mayhew, P. Selznick, J. H. Skolnick などを，例にあげている。彼は，警察研究の分野で実績を有する研究者であるが，マイクロスコーピックなレヴェルのみにとどまる警察研究に対しても，批判的である。また，Black は，ミランダ・ルールは，規範の内容が比較的明確であるから，それに対する操作的定義を与えて，現実の事態と対照することは可能であるが，Gault 判決は，不明確であって，Lefstein *et al.*〔1969〕には，操作化に関する問題が明白である，としている。

(45) 宮沢〔1973，790〕を見よ。

(46) そのほか，さらに，Lempert〔1966〕・Wasby〔1970〕などを参照せよ。

(47) 類似の問題は，潜在的犯罪・非行を把握する方法としてのセルフ・リポート法にも，存在する。セルフ，リポート法の例として，Christie *et al.*〔1965〕，Elmhorn〔1965〕を見よ。

(48) 参与的観察を含む，フィールド研究全般における方法論的・技法的問題に関して，Schatzman & Strauss〔1973〕は，きわめて有益である。

(49) その点だけでも，警察に関する W. A. Westley の試みは，まさに，エポック・メイキングであった。彼の研究は，*The Police : A Sociological Study of Law, Custom and Morality*, Ph. D. Dissertation, Univ. of Chicago, 1951, として，まとめられた。その知見の1部は，Westley〔1953〕に，要約されている。

(50) Niederhoffer〔1969〕は，警察官出身の社会学者による，ユニークな研究である。Niederhoffer は，結果的には，隠された観察者としての地位を，有効に活用したわけである。

(51) 実験的方法を含むものとしては，たとえば，Schwartz & Skolnick〔1962〕がある。さらに，Schwartz〔1961〕を参照。

(52) Skolnick〔1966, 37～40〕は，とくに，被疑者の利益との関係において，警察に関する参与的観察にともなう倫理的問題を，検討している。

(53) 独立変数としての立法・判決などと従属変数としての行動の間の因果関係の確認や，事例研究における一般性の限界をはじめとして，論すべき問題は，多数あるが，ここでは，現実の行動に関するデータ収集上の問題に，議論を限定しておく。私自身は，参与的観察によって明らかになった行動を，それとは別に測定された態度によって説明・予測するための，私なりの研究設計に，苦慮しているが，ここでは，それについて検討する必要はない。

(54) 前注(42)に示した Milner の学位論文には，参与的観察によるデータもあげられているが，原論文は，一般には参照しがたいので，ここでは紹介しない。また，ここでの目的には合致しないが，Lefstein *et al.*〔1969〕とReiss & Black〔1967〕も，参与的観察を含む研究である。さらに，警察学校に関する研究で，参与的観察による知見を主体とするものとして，Harris〔1973〕は，興味深い。

(55) このような実証研究においては，研究設計と，解釈される以前のデータが，重要であるから，以下の紹介も，いささか詳細とならざるをえない。

(56) これらは，要するに，分割表・クロス製表におけるエラボレイション elaboration である。それに関する体系的かつ簡潔な議論として，Lazarsfeld〔1955〕を見よ。

(57) このような表現は，私の場合，常に，単なるリップ・サーヴィスではないつもりである。

(58) Milner ら自身の類型化に基づく算定である。

(59) ただし，ただちに証拠排除が問題となるものではない。

(60) ここでの議論は，我国における実態には，おそらく妥当しないでろう。

(61) 少くとも，判決後間もない時期に関する限り，ミランダ・ルールが期待はず

れの効果を有しえないことは，私が見ることができたいくつかの研究において，程度の差こそあれ，ほぼ一致して認められている。そして，Milner は，ミランダ・ルールの順守は，いわゆる警察の専門化 professinalization の程度とともに増大するわけではない，という知見を報告している。また，Reiss & Black によれば，ミランダ・ルール型告知の要請が，フィールド状況にまで拡大されたとしても，その効果は，さらに乏しいであろう，という。

(62) ミランダ判決直前における議論の状況を知るためには，*J. C. C. P.* 〔1966〕が，きわめて便利である。これは，Northwestern University School の of Law のが主催したシンポジウムの報告である。リポーターおよびコメンテイターは，H. L. Packer, R. H. Kuh, T. Souris, F. E. Inbau, V. L. Broderick, R. E. English, O. W. Wilson, C. S. Desmond, D. W. Craig, R. C. Finley, A. K. Pye, J. R. Thompson などであった。実に，判決の2週間前である。

(63) 以上のような事態が，我国においても存在するとするならば，私自身の価値観は，被疑者の権利の保障へのイニシヤティヴを，第一次的には捜査の担い手にゆだねざるをえない（そのようなアンビヴァレンスを強要せざるをえない）ようなルールや，そのルールを，結局のところ事後的な司法審査の基準としてしか機能させえない（それで満足する）ような政策論的・解釈論的提案には，まったく同意することができない。しかし，本稿は，そのような価値観や，それに基づく提案を述べる場ではない。それにつけても，我国における刑事訴訟法学者たち，なかんずく人権擁護派のチャンピオンたちが，Yale University のプロジェクトのような研究を，自ら試みないことは，政策論的・解釈論的提案に対する実践的責任すら，まっとうしていないことになろう。

(64) そして，ミランダ・ルールに関するこの研究が，ここでは，刑事法的社会統制の現実の機能を解明するうえでの「行動」研究の価値を例証するためにのみ紹介されたことを，確認しておかなければならない。これは，この段階では，経験的分析の単位の問題や態度研究としての刑法意識研究の問題にも何らかの含意を有するものとして紹介されているわけでは，まったくない。議論の射程を見失なってはならない。前注 (53) を見よ。

(65) それらのうちの，いくつかの問題に関しては，碧海〔1973 b〕に再録された碧海純一の論文が，概観のために，便利である。

(66) さしあたり，碧海・他〔1964〕，岩崎・他〔1968〕，永井・黒崎〔1962〕，中村〔1970〕，中村・吉田〔1968〕，Hempel〔1967 a〕，Rudner〔1968〕，Voice of America〔1967〕などを見よ。

(67) したがって，私の用語法・推論・結論は，科学哲学や論理学の見地からすれば，誤っているかも知れないし，正確さを欠くかも知れない。

(68) 知識の源泉と知識の真理値との関係については，Ayer〔1955, 149〕，Hospers〔1972, 45～119〕，Popper〔1957, 121, 135；1962, 378〕，とくに，Popper

〔1962，378〕を見よ。

(69) 反証可能性に関しては，言うまでもなく，Popper〔1965，78～92，119～121〕を見よ。

(70) 科学の公共的性格と間主観的批判可能性に関しては，当然に，Popper〔1957 155～156；1962，212～223〕を見よ。そして，碧海〔1964，204～209；1973a，178～183〕と，市井〔1963，279～285〕を，参照せよ。

(71) この点につき，村上陽一郎〔1968，239～240〕，Russell〔1956，5～8〕を見よ。

(72) 科学的探求における価値判断と科学的認識との関係についての M. Weber の見解は，周知のごとく，Weber〔1922b；1922c；1922d〕によって，知ることができる。とくに，科学的探求における価値判断の機能に関しては，Weber〔1922b，461，473〕を見よ。また，碧海〔1964，256～268；1973a，232～238〕，Popper〔1957，121，135；1962，378〕を参照せよ。

(73) なお，Sibley と同様の議論を展開するものとして，中村〔1970，157～179〕がある。すなわち，Weber〔1922b，461〕の言う「際限のない誤解」の1例である。

(74) 定義に関しては，さしあたり，碧海〔1964，45～86；1973a，38～71〕，Hospers〔1971a，36～125〕，Salmon〔1967，126～139〕などを見よ。また，中村〔1970，211～237〕を比較せよ。

(75) もちろん，碧海〔1964，57；1973a，51～52〕が指摘するように，実際上の制約が存在することは，認めなければならないが。

(76) 仮象問題に関しては，碧海〔1964，37～40；1965，169～173；1973a，29～31〕を見よ。

(77) 以下の議論は，主として，Hempel〔1967，38a，169～186〕によっている。そのほか，村上陽一郎〔1968，258～271〕，永井・黒崎〔1962，121～154〕，Morgenbesser〔1967〕などを参照せよ。

(78) このことは，態度や態度変容に関して，法則と呼びうる知識が現状において存在するかどうか，ということとは，無関係である。

(79) 宮沢〔1973，804～798，795～794，790～789〕を見よ。

(80) メタ倫理学説における直観説に関しては，碧海〔1964，308～309，312～315；1968，83～84；1973，276～277，284～289〕，Ayer〔1955，128～129，148～151〕，Frankena〔1967，148～153〕，Hospers〔1971c，16～25〕などを参照せよ。

(81) 自然主義的ファラシーの徹底的な批判を行った G. E. Moore が，ほかならぬ，直観主義の強力な論客であったことを，想起せよ。

(82) 永井・黒崎〔1962，283～291〕を見よ。Scriven〔1967〕を参照。

(83) 言うまでもなく，Hempel〔1967a，76～114；1967b；1973〕の主張である。

さらに，黒崎〔1968〕，Hospers〔1971c，165～179〕，Popper〔1961，122～125〕，Rudner〔1968，89～91，95～102〕などを見よ。

(84) このような捉え方に反対するものとして，中村〔1970，284～287，338～360〕Beckner〔1967〕がある。

(85) それは，結局のところ，必要条件が同時に十分条件でもある，とは言えないからである。

(86) このことは，言うまでもなく，「自由意志論」を支持するものでは，まったくない。宮沢〔1973，794～791〕を見よ。

(87) Rudner〔1967，94～102〕もまた，そのような方向の可能性を探っているのであろうか。

(88) さらに，Weber〔1622b，171〕を見よ。また，徳永〔1968〕を比較せよ。

(89) まさに，中村〔1970，338～360〕が試みているように。

(90) モデルに関しては，池田〔1971，293～311〕，印東〔1973〕，永井・黒崎〔1962 211～230〕，高林〔1968〕，内田〔1968〕，Rudner〔1968，34～40〕などを見よ。以下の議論は，主として，Rudner によっている。中村〔1970，257～280〕を，参照せよ。

(91) そのほか，市井〔1963〕，とくに，市井〔1963，155～176，188～194，255～259〕を見よ。

(92) 碧海〔1973，282～283〕を参照。

(93) この問題は，我国の刑事法学者・刑事政策学者たちにも，十分に認識されるべきである。現実に存在する社会問題は，科学的知識の蓄積を待ってくれるわけではなく，我々は，好むと好まざるとにかかわらず，非科学的・擬似科学的知識に基づいて，解釈論的・政策論的提案を行なわざるをえないのであるが，そのことは，非科学的・擬似科学的知識の援用，あるいは，科学的探求の放棄を，ただちに正当化するものではない。それは，政治的正当化→提案を行う者の政治的責任，の領域に属する問題である。たとえば，「意思が自由かどうかは証明されないけれども，刑法を考える場合には，そのどちらかを前提にしないと身動きがとれないのです。そこで，自由である，あるいは自由でないと仮定した上で，その上に責任とか刑罰の本質，機能を考えていく……」〔西原，1973，46〕というような恐るべき主張は，私には，学問の世界に属するものではなく，非科学的・擬似科学的な知識によって，あるいは，科学的探求を放棄してでも，解釈論的・政策論的提案を行わざるをえない，という社会的・政治的状況の承認を前提とするものであり，それでよいのだ，という政治的説得を含意するものであるように思われる。

(94) この点は，周知のごとく，Weber の力説してやまなかったところである。

(95) このように考えてくると，Black〔1972〕の議論と，私の議論は，基本的に，同一の視点に立っていることが，明らかである。とくに，価値自由，知識の源

泉と知識の科学的地位との関係，などに関する見解は，私のそれと，まったく同一である。ただし，法の一般理論の獲得が法社会学の任務だ，という Black の主張を，法社会学にアプローチする1つの問題意識として認めるには，やぶさかでないとしても，彼が高く評価する E. Durkheim その他のグランド・セオリストたちの主張する，いわゆる理論が，そのままただちに，科学的知識として受容されるわけではないことを，Black のために，強調しておかねばならない。そのようないわゆる理論は，そのままでは，価値判断と同じく，科学的探求への契機となりうるだけである。

なお，Black が，正当にも，ミランダ・ルールのように，規範内容が明確で操作的定義の可能な法規範に関する impact study や，応用法社会学（私のタームでは，社会学的法学）の可能性と価値を認めていることに，留意すべきである。また，彼は，「科学は，現象のみを認識しうるのであって，本質を認識することはできない。……価値判断は，経験的世界の中に見出すことができず，それゆえ，科学における認識意味を欠く。」という前提から，「まさに法的なもの」に関する理論を提供できないことを，法に対する社会学的アプローチの「根本的な欠陥」と考え，事実と価値の区別を，「洗練されていない心性」のためのもの，として，「自然法的アプローチ」を，「成熟した思索家」にふさわしいもの，と主張している Selznick〔1968, 51：1961, 86〕を，とくに強く批判すべき対象として掲げている。

文　献　一　覧

※　著者名のアルファベット順→発行の年代順に配列してある。

※　＊印を付したものは，千葉正士東京都立大学教授所有のものをコピーさせていただいたものである。心から感謝したい。

※　略号は，以下の通りである。

A. J. S.　＝*American Journal of Sociology*

I. E. S. S.　＝D. L. Sills (Ed.) *Internatinal Encyclopedia of the Social Sciences*. Macmillan.

J. C. C. P.＝*Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*

L. S. R.　＝*Law and Society Review*

S. P.　＝*Social Problems*

碧海純一．1954．G. ウィリヤムズ「言語と法」．神戸法学雑誌，4，349～391．

＿＿＿＿．1964．新版・法哲学概論．弘文堂新社．

＿＿＿＿．1965．法と言語．日本評論社．

＿＿＿＿．1968．事実と価値．栗田賢三・上山春平（編），岩波講座・哲学，9，岩波

書店, 71～100.

_____. 1973a. 新版・法哲学概論・全訂第1版. 弘文堂.

_____. 1973b. 合理主義の復権. 木鐸社.

碧海純一・他 (編). 1964. 科学時代の哲学, 1. 培風館.

Ayer, A. J. 1955. 吉田夏彦 (訳). 言語・真理・論理. 岩波書店. *Language, Truth and Logic*. Revised Ed. Victor Gollancz. 1946.

Becker, T. L. & Feeley, M. M. (Eds.) 1973. *The Impact of Supreme Court Decisions*. 2nd Ed. Oxford Univ. Pr.

Beckner, M. 1967. 村上陽一郎 (訳). 生物学理論における説明の問題. Voice of America [1967, 135～147].

Black, D. J. 1972. The Boundaries of Legal Sociology. *Yale L. J.*, 81, 1086～1100。

Charlesworth, J. C. (Ed.) 1967. *Contemporary Political Analysis*. Free Pr.

_____. (Ed.) 1971. 田中靖政・武者小路公秀 (編訳). 現代政治分析, I. 岩波書店. Charlesworth [1967, 1～107].

Christie. N. *et al.* 1965. A Study of Self-Reported Crime. *Scandinavian Studies in Criminology*, 1. 86～116.

Easton, D. 1967. The Current Meaning of "Behavioralism." In Charlesworth [1967, 11～31].

Elmhorn, K. 1965. Study in Self-Reported Delinquency among Schoolchildren in Stockholm. *Scandinavian Studies in Criminology*, 1, 117～146.

Elsen, S. H. & Rosett, A. 1967. Protections for the Suspect under Miranda v. Arizona. *Columbia L. R.*, 67, 645～670.

Eulau, H. 1967. Segments of Political Science Most Susceptible to Behavioristic Treatment. In Charlesworth [1967, 32～50].

_____. 1968. Political Behavior. *I. E. S. S.*, 12, 203～214.

Faculty Note, 1967. A Postscript to the Miranda Project : Interrogation of Draft Protesters. *Yale L. J.*, 77, 300～317.

Fordham L. R. 1966. 35, 169～262. Miranda.

Grossman, J. B. & Grossmon, M. H. (Eds.) 1971. *Law and Change : In Modern America*, Goodyear.

Harris, R. N. 1973. *The Police Academy : An Inside View*. John Wiley & Sons.

Hart, H. L. A. 1954. Definition and Theory in Jurisprudence. *Law Qvarterly Review*, 70, 37～60.

_____. 1961. *The Concept of Law*. Oxford Univ. Pr.

Hawkins, R. O. 1973. Who Called the Cops? : Decisions to Report Criminal Victimization. *L. S. R.*, 7, 427～444.

Hempel, C. G. 1967a. 黒崎　宏（訳）. 自然科学の哲学. 培風館. *Philosophy of Natural Science.* Prentice-Hall. 1966.

_____. 1967b. 中村秀吉（訳）. 科学的説明. Voice of America〔1967, 115～123〕.

_____. 1973. 長坂源一郎（訳）. 科学的説明の諸問題. 岩波書店. *Aspects of Scientific Explanation.* Free Pr. 1965. Title Essay.

Hospers, J. 1971a. 斎藤晢郎（監）, 西勝忠男・中本昌年（訳）. 分析哲学入門, 1. 法政大学出版局. *An Introduction to Philosophical Analysis.* 2nd Ed. Prentice-Hall. 1967. Chapter 1.

_____. 1971b. 斎藤晢郎（監）, 速川治郎・他（訳）. 分析哲学入門, 3. 法政大学出版局. *An Introduction to Philosphical Analysis.* 2nd Ed. Prentice-Hall. 1967. Chapter 3, 4.

_____. 1971c. 斎藤晢郎（監）, 瀬在良男・他（訳）. 分析哲学入門, 5. 法政大学出版局. *An Introduction to Philosophical Analysis.* 2nd Ed. Prentice-Hall. 1967. Chapter 5, 9.

_____. 1972. 斎藤晢郎（監）, 斎藤晢郎・他（訳）. 分析哲学入門, 2. 法政大学出版局. *An Introduction to Philosophical Analysis.* 2nd Ed. Prentice-Hall. 1967. Chapter 2, 3.

市井三郎. 1963. 哲学的分析, 岩波書店.

池田　央. 1971. 行動科学の方法. 東京大学出版会.

印東太郎. 1973. 心理学におけるモデルの構成. 印東太郎（編）, 心理学研究法, 17, 東京大学出版会, 1～28.

井上　茂. 1967. 法規範の分析. 有斐閣.

_____. 1971. 法哲学研究, 1, 有斐閣.

石村善助. 1973. ブラック「法社会学の限界」. 法律時報, 45・9, 195～194.

岩崎武雄・他（編）. 1968. 講座・現代哲学入門, 3. 有信堂.

J. C. C. P. 1966. 57, 237～311, 379～425. A Symposium on the Supreme Court and the Police : 1966.

Jones, E. N. 1966. Impact Research and Sociology of Law : Some Tentative Proposals. *Wisconsin L. R.*, 1966, 331～339.

川島武宜（編）, 1966a. 経験法学の研究. 岩波書店.

_____. 1966b. 序説── 法的決定とコミュニケーション──. 川島〔1966a, 3～17〕.

_____. 1966c. 法的コミュニケーションにおける記号的技術── 実用法学の対象に焦点を合わせて──. 川島〔1966a. 33～71〕.

_____. 1967. 日本人の法意識. 岩波書店.

黒崎　宏. 1968. 科学的説明の特質. 中村・古田〔1968, 329～353〕.

Lazarsfeld, P. 1955. Interpretation of Statistical Relations as a Research Oper-

ation. In P. Lazarsfeld & M. Rosenberg (Eds.), *The Language of Social Research*, Free Pr., 115～125.

Lefstein, L. *et al.* 1969. In Search of Juvenile Justice : Gault and Its Implementation. *L. S. R.*, 3, 491～562.

Lempert, R. 1966. Strategies of Research Design in the Legal Impact Study ; The Control of Plausible Rival Hypotheses. *L. S. R.*, 1, 111～132.

Levine, J. P. 1970. Methodological Concerns in Studying Supreme Court Efficacy. *L. S. R.*, 4, 583～611.

Medalie, R. J. *et al.* 1968. Custodial Police Interrogation in Our Nation's Capital : the Attempt to Implement Miranda. *Michigan L. R.*, 66, 1347～1422.

宮沢節生. 1973. 刑法意識の実証的研究 ――その位置づけと研究設計の試み―― (I). 北大法学論集, 23・4, 820～742.

Morgenbesser, S. 1967. 吉村融 (訳). 心理学主義と方法論的個体主義. Voice of America 〔1997, 23～34〕.

Morris, N. & Hawkins, G. 1970. *The Honest Politician's Guide to Crime Control*. Univ. of Chicago Pr.

村上陽一郎. 1968. 自然と人間. 岩崎・他 〔1968, 203～271〕.

永井成男・黒崎 宏. 1962. 科学哲学概論. 有信堂.

Nagel, S. S. 1965. Testing the Effects of Excluding Illegally Seized Evidence. *Wisconsin L. R.*, 1965, 283～310.

中村秀吉. 1958. 論理学. 青木書店.

_____. 1970. 科学論の基礎. 青木書店.

中村秀吉・古田 光 (編). 1968. 岩波講座・哲学, 12. 岩波書店.

Niederhoffer, A. 1969. *Behind the Shield : The Police in Urban Society*. Doubleday.

西原春夫. 1973. ゼミナール・現代の自由意思論. 内藤謙・西原春夫 (編), 刑法を学ぶ, 有斐閣, 46～47.

Podgórecki, A. 1962. Law and Social Engineering. *Human Organization*, 21, 177～181.

Popper, K. R. 1957. *The Poverty of Historicism*. Routledge & Kegan Paul.

_____. 1962. *The Open Society and Its Enemies*, 2. 4th Ed. Routledge & Kegan Paul.

_____. 1965. *The Logic of Scientific Discovery*. Harper Torhbooks. Originally Published in 1959 by Basic Books.

Ranney, A. (Ed.) 1962. *Essays on the Behavioral Study of Politics*. Univ. of Illinois Pr.

Reiss, A. J. Jr. & Black, C. J. 1967. Interrogation and the Criminal Process.

Annals of the American Academy of Political & Social Sciences, 374, 47～57.

Rudner, R. S. 1968. 塩原　勉（訳）. 社会科学の哲学. 培風館. *Philosophy of Social Science*. Prentice-Hall. 1966.

Russell, B. 1956. 市井三郎（訳）. 西洋哲学史, 3. みすず書房. *History of Western Philosophy*. George Allen & Unwin. 1946.

Salmon, W. C. 1967. 山下正男（訳）. 論理学. 培風館. *Logic*. Prentice-Hall. 1963.

沢田允茂. 1964. 現代における哲学と論理. 岩波書店.

Schatzman, L. & Strauss, A. L. 1973. *Field Research : Strategies for a Natural Sociology*. Prentice-Hall.

Schwartz, R. D. 1961. Field Experimentation in Sociological Research. *J. of Legal Education*, 13, 401～410.

Schwartz, R. D. & Skolnick, J. H. 1962. Two Studies of Legal Stigme. *S. P.* 10, 133～142.

_____. (Eds.) 1970. *Societz and the Legal Order*. Basic Books.

Scriven, M. 1967. 藤本隆志（訳）. 人間行動の本質的な予測不可能性. Voice of America〔1967, 149～160〕.

Seeburger, R. H. & Wettick, R. S., Jr. 1967. Miranda in Pittsburgh-A Statistical Stndy. *Univ of Pittsburgh L. R.*, 29, 1～26.

Selznick, P. 1961. Sociology and Natural Law. *Natural Law Forum*, 6, 84～108.

_____. 1968. The Sociology of Law. *L. E. S. S.*, 9, 50～59.

芝原邦爾. 1973. 刑法の社会的機能. 有斐閣.

Sibley, M. Q. 1967. The Limitions of Behovioralism. In Charlesworth〔1967, 51～71〕.

Skolnick, J. H. 1966. *Justice Without Trial : Law Enforcement in Democratic Society*. John Wiley & Sons.

高林武彦. 1968. 自然科学の方法――モデルの役割を中心として――. 中村・古田〔1968, 105～141〕.

田宮　裕. 1971. 捜査の構造. 有斐閣.

_____. 1973. 刑事訴訟法入門. 有信堂.

徳永　恂. 1968. 社会認識における全体性問題. 中村・古田〔1968, 225～248〕.

Topitsch, E. 1972. イデオロギーと科学の間――社会哲学――, 上. 未来社. *Die Sozialphilosophie zwischen Ideologie und Wissenschaft*. Luchterhand. 1966.

内田忠夫. 1968. モデルの役割――社会科学の場合――. 中村・古田〔1968, 143～170〕.

Voice of America, 1967. 大出晁・坂本百大（監訳）. 現代の科学哲学. 誠信書房.
Forum Lectures : Philosophy of Science. 1963.

Wahlke, J. C. & Eulau, H. (Eds.) 1959. *Legislative Behavior.* Free Pr.

Wald, M. *et al.* 1967. Interrogation in New Haven : The Impact of Miranda. *Yale L. J.*, 76, 1519～1648.

Wasby, S. L. 1970. The Supreme Court's Impact : Some Problems of Conceptualization and Measurement. *L. S. R.*, 5, 41～60.

Weber, M. 1922a. *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre.* J. C. B. Mohr.

_____. 1922b. Die Objektivität sozial wissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis. In Weber [1922a, 146～214].

_____. 1922c. Der Sinn der≫Wertfreiheit≪der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften. In Weber [1922a, 451～502].

_____. 1922d. Wissenschaft als Beruf. In Weber [1922a, 524～555].

Westley, W. A. 1953. Violence and the Police. *A. J. S.*, 59, 34～41.

Williams, G. 1945～1946. Language and the Law, I～V. *Law Quarterly Review*, 61, 71～86, 179～195, 293～303, 384～406, 62, 387～406.

Wilson, J, Q. 1998. *Varieties of Police Behavior.* Harvard Univ. Pr.

Wittgenstein, L. 1961. *Tractatus Logico-Philosophicus.* Routledge & Kegan Paul,

Younger, E. J. 1966. Police Interogation in Los Angels. *Fordham L. R.*, 35, 255～262.